

令和3年 第1回

# 宿毛市議会定例会会議録

令和3年3月2日開会

令和3年3月23日閉会

宿毛市議会事務局

令和3年第1回宿毛市議会定例会会議録

目 次

第 1 日 (令和3年 3月 2日 火曜日)	
議事日程……………	1
本日の会議に付した事件……………	3
出席議員……………	3
欠席議員……………	3
事務局職員出席者……………	3
出席要求による出席者……………	4
開 会 (午前10時00分)	
○日程第1 会議録署名議員の指名……………	5
○日程第2 会期の決定……………	5
(諸般の報告)	
(行政方針の表明)	
○日程第3 議案第1号から議案第59号まで……………	12
(提案理由の説明)	
市 長……………	12
委員会付託省略(議案第56号)……………	17
(議案第56号)	
討論・表決……………	17
散 会 (午前11時27分)	
陳情文書表……………	18
----- . . . -----	
第 2 日 (令和3年 3月 3日 水曜日) 休会	
----- . . . -----	
第 3 日 (令和3年 3月 4日 木曜日) 休会	
----- . . . -----	
第 4 日 (令和3年 3月 5日 金曜日) 休会	
----- . . . -----	
第 5 日 (令和3年 3月 6日 土曜日) 休会	
----- . . . -----	
第 6 日 (令和3年 3月 7日 日曜日) 休会	
----- . . . -----	
第 7 日 (令和3年 3月 8日 月曜日)	
議事日程……………	19

本日の会議に付した事件	19
出席議員	19
欠席議員	19
事務局職員出席者	19
出席要求による出席者	19
開 議 (午前10時00分)	
○日程第1 一般質問	21
1 今城 隆議員	21
市 長	21
今城 隆議員	22
市 長	22
今城 隆議員	22
市 長	22
今城 隆議員	23
市 長	23
今城 隆議員	23
市 長	23
今城 隆議員	24
市 長	24
今城 隆議員	25
市 長	25
今城 隆議員	26
市 長	26
今城 隆議員	26
市 長	26
今城 隆議員	26
市 長	27
今城 隆議員	28
市 長	28
今城 隆議員	29
市 長	29
今城 隆議員	29
市 長	30
今城 隆議員	30
長寿政策課長	31
今城 隆議員	31
長寿政策課長	31

今城 隆議員	3 2
市 長	3 2
今城 隆議員	3 3
市 長	3 3
今城 隆議員	3 4
市 長	3 4
今城 隆議員	3 5
企画課長	3 5
今城 隆議員	3 5
2 松浦英夫議員	3 6
危機管理課長	3 7
松浦英夫議員	3 7
市 長	3 7
松浦英夫議員	3 7
危機管理課長	3 8
松浦英夫議員	3 8
危機管理課長	3 8
松浦英夫議員	3 9
市 長	3 9
松浦英夫議員	3 9
市 長	4 0
松浦英夫議員	4 0
危機管理課長	4 1
松浦英夫議員	4 1
危機管理課長	4 2
松浦英夫議員	4 2
市 長	4 2
松浦英夫議員	4 2
市 長	4 3
松浦英夫議員	4 3
生涯学習課長兼宿毛文教センター所長	4 4
松浦英夫議員	4 4
教 育 長	4 4
松浦英夫議員	4 5
3 岡崎利久議員	4 5
産業振興課長	4 6
岡崎利久議員	4 6

市 長	4 6
岡崎利久議員	4 6
市 長	4 7
岡崎利久議員	4 7
市 長	4 7
岡崎利久議員	4 7
健康推進課長	4 8
岡崎利久議員	4 8
健康推進課長	4 8
岡崎利久議員	4 9
健康推進課長	4 9
岡崎利久議員	4 9
健康推進課長	4 9
岡崎利久議員	5 0
市 長	5 0
岡崎利久議員	5 1
都市建設課長	5 2
岡崎利久議員	5 2
都市建設課長	5 2
岡崎利久議員	5 2
都市建設課長	5 2
岡崎利久議員	5 2
都市建設課長	5 3
岡崎利久議員	5 3
都市建設課長	5 3
岡崎利久議員	5 3
都市建設課長	5 3
岡崎利久議員	5 3
都市建設課長	5 4
岡崎利久議員	5 4
都市建設課長	5 4
岡崎利久議員	5 4
都市建設課長	5 4
岡崎利久議員	5 5
市 長	5 5
岡崎利久議員	5 5
市 長	5 5

岡崎利久議員	5 5
市 長	5 5
岡崎利久議員	5 5
市 長	5 6
岡崎利久議員	5 6
4 山上庄一議員	5 6
副 市 長	5 6
山上庄一議員	5 7
副 市 長	5 7
山上庄一議員	5 7
副 市 長	5 8
山上庄一議員	5 8
副 市 長	5 8
山上庄一議員	5 8
副 市 長	5 8
山上庄一議員	5 9
市 長	5 9
山上庄一議員	6 0
市 長	6 0
山上庄一議員	6 1
市 長	6 1
山上庄一議員	6 2
市 長	6 2
山上庄一議員	6 2

延 会 (午後 3 時 0 8 分)

----- . . . -----

第 8 日 (令和 3 年 3 月 9 日 火曜日)

議事日程	6 3
本日の会議に付した事件	6 3
出席議員	6 3
欠席議員	6 3
事務局職員出席者	6 3
出席要求による出席者	6 3
開 議 (午前 1 0 時 0 0 分)	
○日程第 1 一般質問	6 5
1 川田栄子議員	6 5
健康推進課長	6 6

川田栄子議員	6 7
健康推進課長	6 7
川田栄子議員	6 7
健康推進課長	6 7
川田栄子議員	6 8
健康推進課長	6 8
川田栄子議員	6 8
健康推進課長	6 8
川田栄子議員	6 9
健康推進課長	6 9
川田栄子議員	6 9
健康推進課長	6 9
川田栄子議員	6 9
市長	7 0
川田栄子議員	7 0
健康推進課長	7 1
川田栄子議員	7 2
市民課長	7 2
川田栄子議員	7 3
市民課長	7 3
川田栄子議員	7 3
市民課長	7 3
川田栄子議員	7 3
市民課長	7 4
川田栄子議員	7 4
市民課長	7 4
川田栄子議員	7 4
市民課長	7 5
川田栄子議員	7 6
市長	7 6
川田栄子議員	7 6
総務課長	7 7
川田栄子議員	7 8
総務課長	7 8
川田栄子議員	7 8
総務課長	7 8
川田栄子議員	7 8

教育次長兼学校教育課長	78
川田栄子議員	79
教育次長兼学校教育課長	79
川田栄子議員	79
散 会 (午後 2時31分)	

----- . . ----- . . -----

第 9日 (令和3年 3月10日 水曜日)

議事日程	81
本日の会議に付した事件	81
出席議員	81
欠席議員	81
事務局職員出席者	81
出席要求による出席者	81
開 議 (午前10時00分)	

○日程第1 議案第1号から議案第55号まで及び議案第57号から議案

第59号まで	83
質疑	83
1 三木健正議員	83
企画課長	83
三木健正議員	83
市民課長	84
三木健正議員	84
学校給食センター所長	85
三木健正議員	85
学校給食センター所長	85
三木健正議員	85
2 川村三千代議員	86
企画課長	86
川村三千代議員	86
企画課長	86
川村三千代議員	87
企画課長	87
川村三千代議員	87
長寿政策課長	87
川村三千代議員	88
長寿政策課長	88
川村三千代議員	88

	長寿政策課長	8 8
	川村三千代議員	8 8
	産業振興課長	8 8
	川村三千代議員	8 9
	産業振興課長	8 9
	川村三千代議員	8 9
	産業振興課長	8 9
	川村三千代議員	8 9
	産業振興課長	8 9
	川村三千代議員	9 0
	商工観光課長	9 0
	川村三千代議員	9 0
	商工観光課長	9 0
	川村三千代議員	9 1
	生涯学習課長兼宿毛文教センター所長	9 1
	川村三千代議員	9 1
	生涯学習課長兼宿毛文教センター所長	9 2
	川村三千代議員	9 2
3	今城 隆議員	9 2
	土木課長	9 2
	今城 隆議員	9 3
	土木課長	9 3
	今城 隆議員	9 3
	土木課長	9 3
	今城 隆議員	9 4
	土木課長	9 4
	今城 隆議員	9 4
4	寺田公一議員	9 4
	企画課長	9 4
	寺田公一議員	9 5
	危機管理課長	9 5
	寺田公一議員	9 5
	長寿政策課長	9 5
	寺田公一議員	9 6
	長寿政策課長	9 6
	寺田公一議員	9 6
	生涯学習課長兼宿毛文教センター所長	9 7

寺田公一議員	97
生涯学習課長兼宿毛文教センター所長	97
寺田公一議員	97
生涯学習課長兼宿毛文教センター所長	97
寺田公一議員	98
5 松浦英夫議員	98
都市建設課長	98
松浦英夫議員	99
都市建設課長	99
松浦英夫議員	99
危機管理課長	99
松浦英夫議員	99
商工観光課長	100
松浦英夫議員	100
総務課長	100
松浦英夫議員	101
企画課長	101
松浦英夫議員	101
福祉事務所長	102
松浦英夫議員	102
教育次長兼学校教育課長	102
松浦英夫議員	103
散 会 (午後 0時06分)	
議案付託表	104

----- . . ----- . . -----  
 第10日 (令和3年 3月11日 木曜日) 休会

----- . . ----- . . -----  
 第11日 (令和3年 3月12日 金曜日) 休会

----- . . ----- . . -----  
 第12日 (令和3年 3月13日 土曜日) 休会

----- . . ----- . . -----  
 第13日 (令和3年 3月14日 日曜日) 休会

----- . . ----- . . -----  
 第14日 (令和3年 3月15日 月曜日) 休会

----- . . ----- . . -----  
 第15日 (令和3年 3月16日 火曜日) 休会

第16日（令和3年 3月17日 水曜日） 休会  
 ----- . . ----- . . -----  
 第17日（令和3年 3月18日 木曜日） 休会  
 ----- . . ----- . . -----  
 第18日（令和3年 3月19日 金曜日） 休会  
 ----- . . ----- . . -----  
 第19日（令和3年 3月20日 土曜日） 休会  
 ----- . . ----- . . -----  
 第20日（令和3年 3月21日 日曜日） 休会  
 ----- . . ----- . . -----  
 第21日（令和3年 3月22日 月曜日） 休会  
 ----- . . ----- . . -----

第22日（令和3年 3月23日 火曜日）

議事日程	107
本日の会議に付した事件	107
出席議員	107
欠席議員	107
事務局職員出席者	107
出席要求による出席者	108
開 議（午前10時00分）	
○日程第1 議案第1号から議案第55号まで及び議案第57号から議案 第59号まで	109
（議案第1号）	
討論・表決	109
（議案第2号）	
討論・表決	109
（議案第3号）	
討論・表決	109
（議案第4号から議案第55号まで及び議案第57号から議案第59号まで）	
委員長報告	
予算決算常任委員長	109
総務文教常任委員長	113
産業厚生常任委員長	114
質疑・討論・表決	116
（議案第57号）	
討論	116
今城 隆議員（反対）	116

表決	117
○日程第2 陳情第12号	117
委員長報告	
総務文教常任委員長	117
質疑・討論・表決	117
○日程第3 委員会調査について	118
継続調査	118
○日程第4 議案第60号	118
(提案理由の説明)	
議会運営委員会	118
質疑・討論・表決	118
(閉会挨拶)	
市長	119
閉会(午前10時57分)	
委員会審査報告書	121
陳情審査報告書	127
閉会中の継続調査申出書	128

----- ● ● -----

付 録

一般質問通告表	付一 1
議決結果一覧表	付一 4
議案	付一 4
陳情	付一 8

令和3年  
第1回宿毛市議会定例会会議録第1号

1 議事日程

第1日（令和3年3月2日 火曜日）

午前10時開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

○諸般の報告

○行政方針の表明

第3 議案第1号から議案第59号まで

議案第 1号 専決処分した事件の承認について

議案第 2号 教育長の任命につき同意を求めることについて

議案第 3号 監査委員の選任につき同意を求めることについて

議案第 4号 令和2年度宿毛市一般会計補正予算について

議案第 5号 令和2年度宿毛市国民健康保険事業特別会計補正予算について

議案第 6号 令和2年度宿毛市へき地診療事業特別会計補正予算について

議案第 7号 令和2年度宿毛市定期船事業特別会計補正予算について

議案第 8号 令和2年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計補正予算について

議案第 9号 令和2年度宿毛市学校給食事業特別会計補正予算について

議案第10号 令和2年度宿毛市下水道事業特別会計補正予算について

議案第11号 令和2年度宿毛市国民宿舎運営事業特別会計補正予算について

議案第12号 令和2年度宿毛市介護保険事業特別会計補正予算について

議案第13号 令和2年度宿毛市土地区画整理事業特別会計補正予算について

議案第14号 令和2年度宿毛市後期高齢者医療特別会計補正予算について

議案第15号 令和2年度宿毛市水道事業会計補正予算について

議案第16号 令和3年度宿毛市一般会計予算について

議案第17号 令和3年度宿毛市国民健康保険事業特別会計予算について

議案第18号 令和3年度宿毛市へき地診療事業特別会計予算について

議案第19号 令和3年度宿毛市定期船事業特別会計予算について

議案第20号 令和3年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計予算について

議案第21号 令和3年度宿毛市学校給食事業特別会計予算について

議案第22号 令和3年度宿毛市下水道事業特別会計予算について

議案第23号 令和3年度宿毛市国民宿舎運営事業特別会計予算について

議案第24号 令和3年度幡多西部介護認定審査会特別会計予算について

議案第25号 令和3年度宿毛市介護保険事業特別会計予算について

議案第26号 令和3年度宿毛市土地区画整理事業特別会計予算について

- 議案第 27 号 令和 3 年度宿毛市後期高齢者医療特別会計予算について
- 議案第 28 号 令和 3 年度宿毛市水道事業会計予算について
- 議案第 29 号 宿毛市ヤイト川可動堰管理基金条例の制定について
- 議案第 30 号 宿毛市健康サロンの設置及び管理に関する条例の制定について
- 議案第 31 号 宿毛市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護  
予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する  
基準等を定める条例の制定について
- 議案第 32 号 宿毛市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関  
する基準を定める条例の制定について
- 議案第 33 号 宿毛市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び  
運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のた  
めの効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定につい  
て
- 議案第 34 号 宿毛市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等  
を定める条例の制定について
- 議案第 35 号 指定管理者制度導入に伴う関係条例の整備に関する条例の制定に  
ついて
- 議案第 36 号 宿毛市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につい  
て
- 議案第 37 号 宿毛市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 議案第 38 号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条  
例について
- 議案第 39 号 宿毛市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部  
を改正する条例について
- 議案第 40 号 宿毛市特別職の職員の給与並びに旅費に関する条例の一部を改正  
する条例について
- 議案第 41 号 宿毛市防災対策加速化基金条例の一部を改正する条例について
- 議案第 42 号 宿毛市立学校体育施設の使用料に関する条例の一部を改正する条  
例について
- 議案第 43 号 宿毛市教職員住宅管理条例の一部を改正する条例について
- 議案第 44 号 宿毛市スクールバスの住民利用に関する条例の一部を改正する条  
例について
- 議案第 45 号 宿毛市立保育所設置条例の一部を改正する条例について
- 議案第 46 号 宿毛市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定  
める条例の一部を改正する条例について
- 議案第 47 号 宿毛市立放課後児童クラブ施設の設置及び管理に関する条例の一  
部を改正する条例について

- 議案第48号 宿毛市国民健康保険条例の一部を改正する条例について  
議案第49号 宿毛市介護保険条例の一部を改正する条例について  
議案第50号 宿毛市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例  
について  
議案第51号 宿毛市営地域振興住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正  
する条例について  
議案第52号 宿毛市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水  
道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例につ  
いて  
議案第53号 宿毛市庁舎建設審議会条例の廃止について  
議案第54号 宿毛市職員の給与の臨時特例に関する条例の廃止について  
議案第55号 宿毛市振興計画（基本構想）について  
議案第56号 工事請負契約の締結について  
議案第57号 和解及び損害賠償の額の決定について  
議案第58号 字の区域及び名称の変更について  
議案第59号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

----- . . . ----- . . . -----

2 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 会期の決定  
日程第3 議案第1号から議案第59号まで

----- . . . ----- . . . -----

3 出席議員（13名）

- |               |               |
|---------------|---------------|
| 1番 今 城 隆 君    | 2番 堀 景 君      |
| 3番 三 木 健 正 君  | 4番 川 田 栄 子 君  |
| 5番 川 村 三千代 君  | 7番 高 倉 真 弓 君  |
| 8番 山 上 庄 一 君  | 9番 山 戸 寛 君    |
| 10番 岡 崎 利 久 君 | 11番 野々下 昌 文 君 |
| 12番 松 浦 英 夫 君 | 13番 寺 田 公 一 君 |
| 14番 濱 田 陸 紀 君 |               |

----- . . . ----- . . . -----

4 欠席議員

な し

----- . . . ----- . . . -----

5 事務局職員出席者

事 務 局 長 朝比奈 淳 司 君

次長兼庶務係長 奈良和美君  
兼調査係長  
議事係長 宮本誉子君

----- . . . -----

6 出席要求による出席者

市長 中平富宏君  
副市長 岩本昌彦君  
企画課長 黒田厚君  
総務課長 桑原一君  
危機管理課長 岩本敬二君  
市民課長 沢田美保君  
税務課長 山岡敏樹君  
会計管理者兼  
会計課長 佐藤恵介君  
健康推進課長 松田まなみ君  
長寿政策課長 中山佳久君  
人権推進課長 谷本裕子君  
産業振興課長 谷本和哉君  
商工観光課長 上村秀生君  
土木課長 川田和徳君  
都市建設課長 小島裕史君  
福祉事務所長 河原志加子君  
水道課長 川島義之君  
教育長 出口君男君  
教育次長兼  
学校教育課長 和田克哉君  
生涯学習課長  
兼宿毛文教  
センター所長 岡本武君  
学校給食  
センター所長 平井建一君  
農業委員会  
事務局長心得 小松憲司君  
選挙管理委員会  
事務局長 児島厚臣君

----- . . . ----- . . . -----

午前10時00分開会

○議長（野々下昌文君） これより令和3年第1回宿毛市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において山上庄一君及び山戸寛君を指名いたします。

日程第2「会期の決定」を議題といたします。お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から3月23日までの22日間といたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（野々下昌文君） 御異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日から3月23日までの22日間と決定いたしました。

この際「諸般の報告」をいたします。

本日までに陳情1件を受理いたしました。

よって、お手元に配付してあります陳情文書表のとおり、所管の常任委員会へ付託いたします。

会議規則第62条第2項の規定により、一般質問の通告の期限を本日午後3時と定めますので、質問者は期間内にその要旨を文書で通告してください。

なお、閉会中の議員派遣及び事務的な報告につきましては、お手元に配付いたしました文書のとおりでありますので、これにより御了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

続いて、市長の行政方針の表明を行います。

市長。

○市長（中平富宏君） 皆様、おはようございます。

本日は、令和3年第1回宿毛市議会定例会に御参集いただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、行政方針の表明をさせていただきますと思います。

令和2年度は、世界中が新型コロナウイルスに翻弄された1年でございました。

昨年の3月31日、本市におきましても、初の新型コロナウイルス感染者が確認をされ、その後、クラスター事例も発生したことを受けまして、4月15日、宿毛市非常事態宣言を発出するといった事態となりました。

この未知のウイルスの出現が、現代を生きる私たちに、多くの試練や問題を投げかけ、人間の弱さや個人の限界を知らしめる契機となったことは、疑う余地もございません。

しかし、その一方で、レジリエンス、困難な状況に立ち向かう人間の強さ、適応能力、そして昨今、希薄になりがちな人と人との結びつきの大切さを、改めて実感させられる、そういったきっかけになったことも、また事実であります。

このような苦しいときだからこそ、お互いを尊重し、みんなで助け合い、支え合える、そういった社会を構築してまいりたい、このように考えております。

今も東京都をはじめとする1都3県においては、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、緊急事態宣言が発出されております。

本市におきましては、一定の落ち着きを取り戻しておりますが、引き続きまして、市民の皆様におかれましては、マスクの着用、手洗いの励行、小まめな換気などの感染防止対策を講じていただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、議案の説明に先立ち、令和3年度の市政運営における重要施策についての所信を

表明し、市民並びに議員の皆様方の御理解と御協力を賜りたいと思います。

令和2年度は、これまで取り組んでまいりました、産業振興・観光振興・防災対策・人口減少対策・子育て支援対策という5本の柱に、高齢化社会対策・文化芸術とスポーツ振興を新たに加えて、7つの理念として集約をし、様々な政策を進めてまいりました。

今議会にも提出しております宿毛市の最上位計画である宿毛市振興計画、そして20年後の宿毛市の将来ビジョンを示す都市計画マスタープランといった、重要度の高い計画策定も、今年度完了いたします。

これらの計画を実効性あるものとするため、令和3年度を取組を、7つの理念に沿って御説明を申し上げます。

まずは、第1の理念、産業振興でございます。

農業分野におきましては、令和元年度、農業後継者の育成を目的として、JA高知県と共同で農業公社「スタートアグリカルチャーすくも」を設立しましたが、既に2名の研修生が研修を終え、市内で農業を開始しているところでございます。

また、現在、研修中の2名につきましても、本年5月末には研修が終了する見込みであり、農業公社を設立して以降、4名の新規農家が誕生する予定となっております。今後も、農業後継者の育成を図るため、市内外から新規研修生の受入を積極的に行い、本市農業の活性化に努めてまいります。

林業分野では、これまで地域おこし協力隊制度を活用し、自伐型林業の取組を推進してまいりました。今までに7名の協力隊員が自伐型林業を実践・展開しており、今年度、初めての卒業生が誕生し、4月からは自伐林家として宿毛市で活動していく予定となっているところでございます。

令和元年度より森林経営管理制度が始まり、森林経営の重要性が増す中で、林家の育成確保が不可欠となってきておりますので、今後も協力隊員の募集を通じて、林業振興と林家の拡大に努めてまいります。

また、市街地から近く、宿毛の景色を一望できる荒瀬山森林公園の一部を、多くの市民の方々に参加いただき、持続可能な森林保全活動を行うため、本市と関わりのある早稲田大学の御協力の下「早稲田の森」という名称を使用させていただくこととなりました。

今後は、早稲田大学との連携を図る中で、荒瀬山森林公園の立地を生かした森林保全活動や、環境教育などの取組を進めてまいりたいと考えております。

水産業分野につきましては、新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、売上減少などの影響を受けた養殖業者などに対して、事業継続の下支えとなる漁場料支援などを実施してまいりました。

また、老朽化が著しい沖の島の燃油タンクを、南海トラフ地震の津波にも耐え得る新しいタイプへと更新し、離島での安定した燃油供給体制を維持できるよう、今年度末の完成を目指して事業を実施しております。

令和3年度は、すくも湾漁協に高性能の魚体選別機を導入し、安定した市場運営と魚価の向上を図り、また藻津漁協には、製氷を直接漁船に積み込める機能を有した新たな製氷施設を整備することで、養殖業者の作業時間の短縮と、利便性の向上を図ってまいります。

また、地域の活性化や、産業振興に大きく寄与するふるさと納税事業では、昨年度の寄附額を大きく上回り、1月末時点で約5億3,100万円、対前年度比1.5倍となっております。

頂きました御寄附は、様々な事業に大切に活用させていただいております。

今後におきましても、本市の魅力を発信し、特産品や地域資源のPRに努めるとともに、寄附者様の思いを大切にしながら、人づくり、まちづくりに取り組んでまいります。

さらに、産業振興において重要な要素となる道路整備ですが、高規格道路「中村宿毛道路」の未開通区間となっておりました平田インターチェンジから宿毛和田インターチェンジまでの区間が、令和2年7月に開通し、念願でありました、中村宿毛道路の全線が開通しました。これにより、宿毛・四万十市間の定時性・速達性がさらに向上し、物流機能の強化が図られるものと考えているところでございます。

また、四国横断自動車道「宿毛～内海間」につきましても、平成31年に計画段階評価が完了し、ルート帯などを示す対応方針も、これまで宿毛市が要望してきたとおりに決定されております。

現在は、都市計画・環境アセスメントを進めるための調査が進行中でありまして、今後も愛南町や、国・県・関係機関との連携をさらに強化し、一日も早い事業化に向けて、取り組んでまいります。

このような動きと並行いたしまして、令和3年度も高速道路のルート帯周辺の国土調査を計画的に実施してまいりますので、高速道路整備におきまして、今後も市民の皆様の御協力をお願いいたします。

続いて、第2の理念は、観光振興でございます。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、春に予定されていた観光びらきや産業祭での横瀬川ダムクライミング施設のオープニングイベントなど、様々な催しを開催することができませんでした。

新型コロナウイルスの感染状況が、比較的落ち着きを見せた7月には、国のG o T o キャン

ペーンに併せまして、幡多広域観光協議会による、はた旅クーポン券事業を開始し、そして8月には、密を回避できる屋外でのサイクリングイベント、すくもチリリンまんぷくライドを実施しました。

また、同じく8月から、コロナ対策取組宣言店制度を実施し、感染対策を徹底することで「感染リスクの低いまち」のPRを図りました。

そのほかにも、事業者向け緊急支援給付金や、中小企業コロナ対策事業費補助金などの各種支援策を実行し、感染予防と経済活動の両立を図り、「コロナに負けないまち」を目指して取り組んでまいりました。

また、開場3年目を迎えた林邸に関しましては、4月より合同会社ドラマチックによる指定管理が始まり、民間のアイデアやノウハウを生かした催しが企画されております。

一例を挙げますと、組子細工展や寒蘭展示会など、地元の魅力を市民に知ってもらう様々な催しが実施され、既存市街地に新たな人の流れをつくることができている。

令和3年度におきましては、コロナ禍における「新しい生活様式」が定着し、3密を回避できるアウトドア・レジャーへの関心が高まる中、宿毛市観光協会などの関係機関とも連携し、咸陽島公園や日平公園、横瀬川ダムクライミング施設など、本市の有する自然豊かな観光資源を最大限に生かしながら、観光振興の充実を図ってまいります。

また、道の駅すくもサニーサイドパーク再生事業につきましても、再度、基本構想を練り直し、海辺のロケーションを生かした施設リニューアルを行うとともに、新たな道の駅の整備につきましても、庁内での検討を開始し、本市の活性化につながるよう、時代のニーズにあった観光拠点施設の整備を図ってまいりたいと考えております。

第3の理念は防災対策でございます。

本市に甚大な被害をもたらした平成30年7月豪雨をはじめとする大規模水害は、近年、毎年のように全国各地で発生しており、今後また、いつどこで発生するのか、予測が困難な状況にあります。

こうした自然災害に対しまして、これまで風水害対策においては、5段階の警戒情報を使った避難情報の発令や、想定し得る最大規模の洪水ハザードマップの作成など、市民の皆様が適切な避難行動を取れるよう、取組を進めてまいりました。

また、近い将来必ず発生するといわれている南海トラフ地震も、今後30年以内に70から80%の確率で起こると予測されており、年々緊迫の度合いが増しております。

地震対策におきましては、これまでも避難道の整備や、住宅の耐震改修事業などの、命を守る対策、また防災備蓄倉庫の設置や、必要な資機材などを整備する、命をつなぐ対策に取り組んでまいりました。

令和3年度におきましては、さらに地震・津波対策を強力に推進、加速していくため、津波避難タワーを、駅前公園と旧武道館跡地に建設し、津波からの避難を確実なものとしていきます。

また、助かった命がつながるよう、支援物資を速やかに避難所まで届けるための課題や必要な対策を明らかにするため、物資配送計画の作成にも取り組んでまいります。

そして、「災害に強いまちづくり」というスローガンを掲げて取り組んでまいりました新庁舎の高台移転でございますが、本年1月、高台の造成工事は無事終了し、新庁舎の設計業務も完了いたしました。建設工事の入札も終わり、現在は既に工事に着手しており、令和3年度末の完成、令和4年5月の開庁を目指して準備を

進めてまいります。

また、高台の新たな地名でございますが、367名の応募の中から、政策審議会での議論を経て、「希望ヶ丘」に決定され、今議会に提案しておりますことを、ここに御報告申し上げます。

新庁舎移転後の旧庁舎の利活用につきましては、1月29日に開催しました住民意見交換会で、現庁舎を残して、そこに一定の機能を持たせるという方向で議論がまとまっております。令和3年度は、さらに詳細を詰め、明確な方向性を示してまいります。

長年の懸案事項でありました老朽化著しい学校給食センターにつきましても、津波浸水区域外の松田川小学校跡地に建築すべく、令和3年度は実施設計に取り組みます。

同じく懸案となっております宿毛市街地の雨水排水対策としまして、令和2年度は、排水路の現況調査を行い、市道宿毛線の歩道下に雨水排水対策に利用できる排水溝を確認しました。令和3年度は、この排水溝の整備を早急に行い、市役所北側の排水路の水位を一定程度下げるとともに、整備後の流量調査を基に、宿毛市雨水管理総合計画を策定し、さらなる冠水対策に取り組んでまいります。

第4の理念は、人口減少対策でございます。

宿毛市への移住に関心をもっていただくためには、まず宿毛を知ってもらい、宿毛に住みたいと思っていただくことが大切です。そのため、豊かな自然を生かした観光やスポーツ、宿毛市の暮らしを体験するツアーなどを通じ、交流人口、関係人口の拡大に取り組むとともに、国や県・民間のポータルサイト・イベント等を活用して、移住候補地としての本市のPRなど、移住促進の取組を進めてまいりました。

令和2年度におきましては、新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受け、移住関連イベン

トの中止や縮小、また移動の自粛などにより、本市の暮らしや就業を実際に体験していただく場の提供が難しく、十分な取組ができにくい状況ではありましたが、1月末時点で55組80名の方に県外から移住をしていただいております。

令和3年度におきましても、県や近隣市町村との連携を図りながら、引き続き移住促進に取り組むとともに、withコロナを踏まえてホームページ・SNS等を活用した情報発信をより強化し、移住潜在層への積極的なアプローチ等を図ってまいります。

また、子育て環境や仕事、住まいの確保など移住希望者ごとの多様なニーズに対応するため、庁内や各関係機関との連携をより一層強化し、子育て世帯移住支援事業や空き家バンクの充実など、住まいの支援、さらには、結婚新生活支援事業費補助金を新設し、婚姻に伴う新生活を経済的に支援することで、地域における定住人口の増加、少子化対策を図り、さらなる人口減少対策に努めてまいります。

続いて、本市の企業誘致について申し上げます。

現在、高知西南中核工業団地では、製造業21社、物流センター協業組合22社が操業、約870人が就労し、宿毛湾港工業流通団地では、造船会社など3社が操業、約50名が就労しているところでございます。

また、昨年に西南中核工業団地への進出協定を締結しました不二精機株式会社が、本年夏の仮操業、令和4年末の本操業に向け、人材募集を行っており、新卒採用も含めまして、現在7名の雇用が決定しているところでございます。

そのほかにも、若者や女性からの就職希望が多い事務系企業として誘致いたしました株式会社ベネフィット・ワンにおきましても、順調に事業を展開しており、9月末現在で32名が雇

用されるなど、ニーズの高い事務系職場の雇用の創出はもとより、地域の経済の活性化などに多大な貢献をしていただいております。

新型コロナウイルスの影響は大きく、工業団地などの立地企業も、先が見通せない厳しい経営環境に置かれている企業もございます。

このような状況の中、工業団地の立地企業と、これまで以上に情報交換を密にし、関係機関との情報共有を図るとともに、迅速な情報提供に努め、企業活動を積極的に支援してまいります。

また、厳しい状況ではありますが、未売却地への誘致にも力を入れ、さらなる雇用の場の確保を図るとともに、引き続き地元企業と高校との連携を促進し、若年層の市外流出・人材確保対策に取り組んでまいります。

続きまして、第5の理念は、子育て支援対策でございます。

子育て支援に関わる取組としましては、今年度スタートしました「第2期宿毛市子ども・子育て支援事業計画」を基に、妊娠期から子育て期にわたる母子保健事業を推進し、子供の健全な成長のために、質の高い幼児期の教育・保育の実施や、地域の特性やニーズに沿った子ども・子育て支援事業の提供に努めてまいりました。

また、依然として深刻な社会問題となっております児童虐待対応につきましては、今年度設置しました、子ども家庭総合支援拠点を軸に、各関係機関とさらなる連携を図りながら、切れ目のない、細やかな相談支援に努め、子育て環境の一層の充実を図ってまいるところでございます。

統合保育園につきましては、新庁舎の建設予定地である希望ヶ丘に、津波浸水区域内にある中央保育園、咸陽保育園、私立大島保育園の園児たちが通える新保育園として建設いたします。

新庁舎同様、建設工事の入札も終わり、令和3年度より、順次、工事に取りかかる予定となっております。

工事は令和3年度中に完成する見込みであり、令和4年4月の開園に向け、適宜、準備を進めてまいります。

また、小中一体型として整備を進めておりました宿毛小学校・中学校の校舎建設につきましては、今年度末に合築校舎・部室棟及び学童保育棟の建設が終了し、令和3年度から新校舎での授業が開始となります。

引き続き、小学校・中学校のグラウンド整備や、小学校プール・連絡通路・歴史公園等の工事を行い、令和3年度中の完成を目指して取り組んでまいります。

令和2年度は、新型コロナウイルスの影響を受け、実施することができなかった「えいご塾日新館事業」につきまして、これまでは就学前の子供たちを対象に、林邸で開催しておりましたが、令和3年度はより多くの子供たちが英語に親しみ、楽しむことができるよう、講師が市内の公立保育園に出向いて、実施をしております。

第6の理念は、高齢化社会対策でございます。

本市の高齢化率は、令和3年1月1日現在で、38.5%となっており、高齢化が急速に進んでおります。いわゆる、団塊の世代が75歳以上となる令和7年に向けまして、高齢者の皆さんが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、医療や介護、生活支援などを一体的に提供していく地域包括ケアシステムの充実を図りながら、安定的な介護保険事業を運営していくために、今年度策定しました「第8期高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」を基に、事業を実施してまいります。

現在取り組んでおります事業といたしましては、市内2か所の拠点施設において、高齢者の

集いの場を提供する「あったかふれあいセンター事業」があります。

また、月1回集まって料理や食事を楽しむ地域元気クラブや、介護予防として行う、いきいき百歳体操などの自主グループ活動を各地域で行っていただき、健康づくりだけでなく、地域の交流の場としても、皆様に親しまれているところでございます。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染防止対策として、それぞれの活動の自粛もお願いをしてまいりましたが、今後は感染状況を注視しながら、活動に対する支援を引き続き行ってまいります。

令和3年度の新たな取組としましては、高齢者の皆さんが、運動による健康増進や多くの方と交流が持てる集いの場として、「すくもいきいきサロン」を開設いたします。

このサロンは高齢者の方だけではなく、広く市民の皆様に御利用いただき、誰もが健康で生きがいを持ち、安心して生活を営むことができる“健康長寿社会”の実現を目指して、整備するものでございます。

最後に、第7の理念は、文化芸術とスポーツ振興でございます。

文化関連事業につきましては、令和2年度、新たに予定しておりました、宿毛市市民講座や多くの文化事業が、新型コロナウイルスの影響で軒並み実施することができませんでした。

サークル活動の発表や、高知大学出前公開講座などについては、感染拡大防止の観点から、収録やオンラインを活用するなど、不便を強いられての実施となりました。

令和3年度は、これまでの継続事業をはじめ、今年度実施することができなかった、宿毛市市民講座の開催や各種文化事業を実施してまいります。

また、令和3年度は、宿毛市が輩出した代表

的な偉人の一人である「大江 卓」の没後100年を迎えることから、宿毛市人材のまちづくり基金を活用いたしまして、記念事業実施のための支援を行います。

また、本年11月3日より高知県立美術館で開催される宿毛市出身の洋画家、奥谷 博画伯の作品展示会に併せまして、本市からバスによる日帰りツアーを開催するなど、市民の皆様が文化芸術に直接触れることができるような取組を進めてまいります。

令和2年度、スポーツ関連事業につきましては、宿毛市総合運動公園内の遊歩道に、全日本マウンテンバイク選手権での優勝経験もある竹之内 悠氏監修による、マウンテンバイクコースを新たに整備し、第4回宿毛サイクルフェスティバルにおきまして、お披露目させていただき、多くの方に楽しんでいただくことができました。

さらに、株式会社アールビーズと、地域協働事業に関する包括連携協定を締結し、スポーツイベント「オクトーバー・ラン&ウォーク」の実施や、ウェブサイト「スポーツタウン宿毛市」の開設により、広くスポーツ振興を図ることができたものと考えております。

令和3年度の取組としましては、引き続き、宿毛サイクルフェスティバルの開催はもとより、宿毛市総合運動公園内のマウンテンバイクコースの整備を通じて、市内外にサイクルスポーツの魅力を発信し、大学の自転車競技部などに向けましたスポーツ合宿誘致や一般のサイクリストに向けたスポーツツーリズムの流れを推進してまいります。

さらに、1年延期となりました東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に先駆けて、本市で4月19日に実施される聖火リレーや、オランダとのホストタウン事業などを通じ、スポーツや教育・文化など、幅広い

分野で、オリンピック・パラリンピックレガシーの創出を目指します。

また、引き続き、各種スポーツ大会の開催や合宿誘致活動に努めるとともに、宿毛マラソンの代替事業となる、宿毛マラソンWチャレンジラン2021や、宿毛花へんろウォーク、健全育成ジュニア駅伝大会などを開催することにより、生涯スポーツの振興にも取り組んでまいります。

以上が、私の掲げる重点政策である「7つの理念」の概要でございます。

このほかにも、菅政権の看板政策の一つであります、デジタル庁の設置に象徴されます行政のデジタル化につきまして、本市では今年度マイナンバーカードの普及促進事業を実施いたしました。

市民の皆様の御協力をいただきまして、令和3年1月末時点における本市のマイナンバーカードの申請率は、累計で72.1%となり、現在、県下ではトップとなっております。申請いただいたマイナンバーカードは、随時、交付中でありまして、1月末時点での交付率34.6%も同じく県下トップの数値となっております。

次のステップといたしまして重要になってくるのが、マイナンバーカードを利用して行政手続を簡素化し市民の利便性を向上させることであります。

宿毛市では、先月末よりマイナンバーカードを利用して住民票や印鑑登録証明書のコンビニ交付が受けられるようになりました。

また、現在システムの構築中でありまして、書かない窓口整備事業は、令和3年度中には運用が開始できる予定であり、マイナンバーカードをお持ちの方は、申請書などを書く手間が大幅に削減されます。これにより、来庁者の滞在時間の短縮や利便性の向上が図られ、窓口の密

集・密接も緩和されるものと期待をしているところでございます。

そのほかにも、近年、スマートフォンの普及等により、電子媒体での広報等の重要性が高まっていることから、市の情報発信を充実させるため、本市におきましても、フェイスブックやインスタグラム、ラインといったSNSも積極的に活用してまいりました。

令和3年度におきましては、市民や事業者の皆様からのお問合せ等に対する利便性の向上を目的といたしまして、ラインを活用したチャットボットによる行政サービスや手続の総合案内サービスを導入いたします。これまでの電話や窓口でのお問合せに加えまして、本サービスの導入により利用者が簡単に情報を入手できるだけでなく、チャットボット応答により24時間いつでも対応が可能となります。

また、市民の方から市への各種の情報提供や市民の方が希望する情報を選択して受信することが可能となるなど、ライン公式アカウントの充実により市民サービスのさらなる向上を図ってまいります。

私たちを取り巻く自然環境は、温室効果ガスによる地球温暖化や、生活排水による水質汚濁、また不法投棄やそしてごみの減量・リサイクルなど、様々な課題を有しているところでございます。

特に近年は、地球温暖化に起因する気候変動による集中豪雨や台風の巨大化等の自然災害が頻発しており、深刻な脅威となってきているところでございます。

今後、本市としましても、循環型社会の構築と地球環境の保全を図るため、温室効果ガス排出低減に向けた取組を推進してまいるところでございます。

社会を取り巻く環境は、引き続き、新型コロナウイルスの影響を多分に受けるものと予測さ

れますが、市民の生命及び健康を守るため、引き続き感染防止対策の徹底に努めてまいります。

また、国の主導の下、現在、急ピッチで進められているワクチン接種につきましては、市民の皆様に正しい情報を提供し、皆様が安心してワクチン接種が受けられるよう、国の基準に基づいた接種事業を速やかに実施してまいります。

今後も、市民福祉の向上という至上命題を実現するため、コロナ禍という状況ではありますが、ピンチはチャンスと捉えまして、反転、攻勢職員と一丸となって市民の生活を守るため、積極果敢に挑戦を続けてまいりたい、そのように思っているところでございます。

市民並びに議員の皆様におかれましては、より一層の御理解と御協力をいただきますようお願いを申し上げます。令和3年度へ向けての私の所信表明とさせていただきます。

どうか、令和3年度も、よろしくをお願いいたします。私の所信表明に代えさせていただきますと思います。

**○議長（野々下昌文君）** 以上で、市長の行政方針の表明を終わります。この際、10分間休憩いたします。

午前10時37分 休憩

-----

午前10時47分 再開

**○議長（野々下昌文君）** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第3「議案第1号から議案第59号まで」の59議案を一括議題といたします。

この際、提案理由の説明を求めます。

市長。

**○市長（中平富宏君）** それでは、御提案申し上げました議案につきまして、提案理由の説明をさせていただきます。

議案第1号は、「令和2年度宿毛市一般会計補正予算」について、地方自治法第179条第

1項の規定に基づき専決処分しましたので、同条第3項の規定により議会の承認を求めるものでございます。

内容につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種事業に関する費用の増額により、緊急に予算補正する必要が生じたため、312万4,000円を追加したものでございます。

議案第2号は、「教育長の任命につき同意を求めることについて」でございます。

内容につきましては、現教育長の出口君男氏が、令和3年3月31日の任期満了をもって退任となりますので、新たに、鎌田勇人氏を本市の教育長として任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

鎌田氏の経歴等につきましては、資料としてお手元に配付しておりますので重複は避けませんが、人格、識見ともに優れ、本市の教育長として適任者であると確信いたしておりますので、御同意いただきますようお願い申し上げます。

また、退任されます出口教育長におかれましては、これまで本市の教育行政の発展のため、一方ならぬ御尽力をいただきましたことに対し、心より厚くお礼を申し上げます。

出口教育長、ありがとうございました。

議案第3号は、「監査委員の選任につき同意を求めることについて」でございます。

内容につきましては、現監査委員の美濃部勇氏が、令和3年3月31日の任期満了をもって退任となりますので、新たに、弘瀬徳宏氏を選任することについて、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

弘瀬氏の経歴等につきましては、資料としてお手元に配付しておりますので、重複は避けませんが、人格、識見ともに優れ、本市の監査委員

として適任者であると確信いたしておりますので、御同意いただきますようお願い申し上げます。

また、退任されます美濃部監査委員におかれましては、これまで本市の監査委員として、一方ならぬ御尽力をいただきましたことに対し、心より厚くお礼申し上げます。ありがとうございました。

議案第4号は、「令和2年度宿毛市一般会計補正予算について」でございます。

総額で3億4,849万1,000円を減額しようとするものです。

内容としましては、決算額を見込んで歳入歳出予算を補正しております。

議案第5号から議案第15号までの11議案は、令和2年度各特別会計及び水道事業会計の補正予算でございます。

こちららも決算額を見込んで、必要最小限の経費を補正しております。

議案第16号は、「令和3年度宿毛市一般会計予算について」でございます。

総額で161億3,874万1,000円を計上しており、対前年度比1.7%の増、金額にして2億6,639万3,000円の増額予算となっております。

これは、過去最高の予算規模でありました昨年度を上回る予算となっております。宿毛小中学校校舎の令和2年度完成に伴う大幅な予算の減額がある中、令和3年度は津波避難タワーの建設工事、統合保育園の新築工事、錦地区の内水対策工事等が、当初予算の最高額を更新する主な要因となっております。

そのほかにも、資料としてお手元に配付しております「令和3年度当初予算の概要」に、各種新規事業や継続事業を記載しておりますので、詳細の説明は省略させていただきます。

議案第17号から議案第28号までの12議

案は、令和3年度各特別会計予算及び水道事業会計予算についてでございます。

11特別会計の総額は、69億4,106万円で、企業会計である水道事業会計は、9億266万円を計上しております。

議案第29号は、「宿毛市ヤイト川可動堰管理基金条例の制定について」でございます。

内容につきましては、高知県が施工するヤイト川広域河川改修事業に伴い、補償工事により設置した可動堰について、高知県より宿毛市に支払われる補償金を基金として積み立て、可動堰を維持管理していくために、本条例を制定しようとするものです。

議案第30号は、「宿毛市健康サロンの設置及び管理に関する条例の制定について」でございます。

内容につきましては、市民の健康増進及び市民相互の交流促進を図ることを目的に、健康サロンを設置するに当たり、新たに本条例を制定しようとするものです。

議案第31号から議案第34号までの4議案につきましては、いずれも、「指定居宅サービス等の事業人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」が、令和3年1月25日に公布されたことに伴い、それぞれの条例を全部改正しようとするものです。

議案第35号は、「指定管理者制度導入に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」でございます。

内容につきましては、市立運動場や市立体育館などの運営を、今後、指定管理に移行していくに当たり、関係する条例を一括で整備しようとするものです。

議案第36号は、「宿毛市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」でございます。

内容につきましては、令和3年4月1日より、

農業委員会事務局長を管理職から除外すること等に伴い、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第37号は、「宿毛市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」でございます。

内容につきましては、「新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律」が令和3年2月3日に公布されたこと等に伴い、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第38号は、「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例について」でございます。

内容につきましては、本条例で引用している、「宿毛市一般職員の給与に関する条例」の一部改正が行われたことに伴い、所要の改正を行うものです。

議案第39号は、「宿毛市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について」でございます。

内容につきましては、本条例で読替規定として引用している、「宿毛市一般職員の給与に関する条例」の一部改正が行われたことに伴い、所要の改正を行うものです。

議案第40号は、「宿毛市特別職の職員の給与並びに旅費に関する条例の一部を改正する条例について」でございます。

内容につきましては、議案第39号同様、本条例で読替規定として引用している、「宿毛市一般職員の給与に関する条例」の一部改正が行われたことに伴い、所要の改正を行うものです。

議案第41号は、「宿毛市防災対策加速化基金条例の一部を改正する条例について」でございます。

内容につきましては、宿毛市防災対策加速化基金が今年度末で全額処分され、基金の原資となっておりました、高知県津波避難対策等加速

化臨時交付金が終了し、新たに高知県防災対策臨時交付金が創設されたことに伴い、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第42号は、「宿毛市立学校体育施設の使用料に関する条例の一部を改正する条例について」でございます。

内容につきましては、松田川小学校と宿毛小学校の統合による松田川小学校の廃校に伴い、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第43号は、「宿毛市教職員住宅管理条例の一部を改正する条例について」でございます。

内容につきましては、沖の島町母島に整備しております教職員住宅のうち、老朽化著しいものについては既に取り壊しておりますので、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第44号は、「宿毛市スクールバスの住民利用に関する条例の一部を改正する条例について」でございます。

内容につきましては、松田川小学校と宿毛小学校の統合により、県道宿毛津島線を走るスクールバスが宿毛小学校に乗り入れることに伴い、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第45号は、「宿毛市立保育所設置条例の一部を改正する条例について」でございます。

内容につきましては、令和3年3月末をもって、すみれ保育園が閉園することに伴い、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第46号は、「宿毛市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」でございます。

内容につきましては、学校教育法の一部を改正する法律が施行され、専門職大学が創設されたことに伴い、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第47号は、「宿毛市立放課後児童クラ

ブ施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」でございます。

内容につきましては、宿毛小・中学校合築校舎の整備とともに学童棟を新設することに伴い、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第48号は、「宿毛市国民健康保険条例の一部を改正する条例について」でございます。

内容につきましては、「新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律」が、令和3年2月3日に公布されたことに伴い、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第49号は、「宿毛市介護保険条例の一部を改正する条例について」でございます。

内容につきましては、第8期介護保険事業計画期間中における新たな介護保険料額の規定等に伴い、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第50号は、「宿毛市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」でございます。

内容につきましては、令和2年度税制改正による公営住宅法施行令の改正等に伴い、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第51号は、「宿毛市営地域振興住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」でございます。

内容につきましては、移住施策の一環として実施しております、お試し住宅に関する条文の整理等に伴い、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第52号は、「宿毛市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について」でございます。

内容につきましては、「学校教育法の一部を改正する法律」が施行され、専門職大学が創設されたこと等に伴い、本条例の一部を改正しよ

うとするものです。

議案第53号は、「宿毛市庁舎建設審議会条例の廃止について」でございます。

内容につきましては、新庁舎建設に関し必要な事項を調査審議するため設置しておりました当該審議会につきまして、所期の目的を達成しましたので、本条例を廃止しようとするものです。

議案第54号は、「宿毛市職員の給与の臨時特例に関する条例の廃止について」でございます。

内容につきましては、東日本大震災の復興費用捻出を目的に、職員の給与を削減するために制定しておりました本条例につきまして、所定の臨時特例期間が終了しているため、本条例を廃止しようとするものです。

議案第55号は、「宿毛市振興計画（基本構想）の策定について」でございます。

内容につきましては、市の最上位計画であります宿毛市振興計画につきまして、令和3年度から令和11年度までの基本構想を策定するに当たり、議会の議決を求めるものでございます。

議案第56号は、「工事請負契約の締結について」でございます。

内容につきましては、「宿毛市統合保育園新築工事」につきまして、2月17日に実施しました一般競争入札により、契約の相手方及び契約金額が決定しましたので、工事請負契約を締結することについて、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

議案第57号は、「和解及び損害賠償の額の決定について」でございます。

内容につきましては、令和3年2月19日付で締結しました和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定に基づき、議会の議決を求め

るものでございます。

議案第58号は、「字の区域及び名称の変更について」でございます。

内容につきましては、市役所新庁舎及び統合保育園の移転先となる小深浦地区から錦地区にまたがる高台の新名称について、宿毛市政策審議会での議論を経て「希望ヶ丘」と決定しましたので、地方自治法第260条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

議案第59号は、「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について」でございます。

内容につきましては、令和2年12月23日に議決されました沖の島辺地の総合整備計画について、同辺地内の母島地区給水施設の改修を行うに当たり、辺地対策事業債の申請のため、本計画を変更する必要が生じたので、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第8項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上が、御提案申し上げました議案の内容でございます。

よろしく御審議の上、適切な御決定を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（野々下昌文君）これにて、提案理由の説明は終わりました。

議事の都合により、ただいま議題となっております議案のうち、議案第56号「工事請負契約の締結について」を先議いたします。

これより、議案第56号について、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（野々下昌文君）格別質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

午前11時07分 休憩

----- . . . ----- . . . -----

午前11時26分 再開

○議長（野々下昌文君） 休憩前に引き続き、  
会議を開きます。

お諮りいたします。

議案第56号については、会議規則第37条  
第3項の規定により、委員会の付託を省略いた  
したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（野々下昌文君） 御異議なしと認めま  
す。

よって、議案第56号は、委員会の付託を省  
略することに決しました。

これより、議案第56号について、討論に入  
ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（野々下昌文君） 討論がありませんの  
で、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第56号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸  
君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（野々下昌文君） 全員起立であります。

よって「議案第56号」は、原案のとおり、  
可決されました。

お諮りいたします。

議事の都合により、3月3日から3月5日ま  
で休会いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（野々下昌文君） 御異議なしと認めま  
す。

よって、3月3日から3月5日まで休会する  
ことに決しました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

3月3日から3月7日までの5日間休会し、  
3月8日午前10時より再開いたします。

本日は、これにて散会いたします。

午前11時27分散会

陳情文書表

令和3年第1回定例会

受理番号	受理年月日	件名	提出者	付託委員会
第12号	令和 3. 2. 25	選択的夫婦別姓制度の導入を求 める陳情書	四万十市 助村 千津	総務文教

上記のとおり付託いたします。

令和3年3月2日

宿毛市議会議長 野々下 昌 文

令和3年  
第1回宿毛市議会定例会会議録第2号

1 議事日程

第7日（令和3年3月8日 月曜日）

午前10時 開議

第1 一般質問

----- . . . -----

2 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

----- . . . -----

3 出席議員（13名）

1番 今 城 隆 君	2番 堀 景 君
3番 三 木 健 正 君	4番 川 田 栄 子 君
5番 川 村 三千代 君	7番 高 倉 真 弓 君
8番 山 上 庄 一 君	9番 山 戸 寛 君
10番 岡 崎 利 久 君	11番 野々下 昌 文 君
12番 松 浦 英 夫 君	13番 寺 田 公 一 君
14番 濱 田 陸 紀 君	

----- . . . -----

4 欠席議員

な し

----- . . . -----

5 事務局職員出席者

事務局 長 朝比奈 淳 司 君  
次長兼庶務係長 奈良 和 美 君  
兼調査係長  
議事係長 宮 本 誉 子 君

----- . . . -----

6 出席要求による出席者

市 長	中 平 富 宏 君
副 市 長	岩 本 昌 彦 君
企 画 課 長	黒 田 厚 君
総 務 課 長	桑 原 一 君
危機管理課長	岩 本 敬 二 君
市 民 課 長	沢 田 美 保 君
税 務 課 長	山 岡 敏 樹 君

会計管理者兼 会計課長	佐藤 恵介 君
健康推進課長	松田 まなみ 君
長寿政策課長	中山 佳久 君
環境課長	山戸 達朗 君
人権推進課長	谷本 裕子 君
産業振興課長	谷本 和哉 君
商工観光課長	上村 秀生 君
土木課長	川田 和徳 君
都市建設課長	小島 裕史 君
福祉事務所長	河原 志加子 君
水道課長	川島 義之 君
教育長	出口 君男 君
教育次長兼 学校教育課長	和田 克哉 君
生涯学習課長 兼 宿毛文教 センター所長	岡本 武 君
学校給食 センター所長	平井 建一 君
農業委員会 事務局長心得	小松 憲司 君
選挙管理委員会 事務局長	児島 厚臣 君

----- . . . ----- . . . -----

午前10時00分 開議

○議長（野々下昌文君） これより本日の会議を開きます。

日程第1「一般質問」を行います。

順次発言を許します。

1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） 1番、今城です。今回もよろしく願いいたします。

それでは、早速質問に移らせていただきます。

まず、大項目の1番目、市庁舎高台へのアクセス道整備計画について、伺っていきます。

今年1月の臨時議会において、私は市庁舎新築工事の契約締結について、採決を棄権いたしました。

それは、採決前の議員協議会で、私が市庁舎高台移転の前提であったアクセス道のかさ上げ計画はどうなっているのか聞いたところ、庁舎新築工事の契約とは関係がないと、私の質問を遮られたからであります。

したがって、この場で市に明確な回答をしていただきたいと思っております。

それでは、質問させていただきます。

市庁舎高台が接続する、堤防に沿った新しいアクセス道、つまり錦地区の県道宿毛城辺線の計画ですが、それはどうなっているのか、現状報告と今後の見通しを伺いたいと思います。

それでは、よろしく願いいたします。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） 皆さん、おはようございます。今城議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

冒頭で採決への棄権であるとか、契約議案の考え方であるとか、議員述べられました。それについて、ここで議論するつもりもございませんし、質問の内容とは、また異なっております

ので、それは議会内でまた整理をしていただければというふうに思うところでございます。

質問に対するお答えでございますが、新庁舎へのアクセス道の整備計画についてでございますが、宿毛市庁舎建設審議会より御意見をいただいておりますように、この道路は豪雨時、たくさん雨が降ったときには、道路冠水による通行止めが頻繁に発生している、そういう状況でありまして、庁舎建設の議論が始まる前から、冠水対策が地域の方々から、またその道路を利用されるの方々から、強く求められていたところでございます。

現在は、高知県による県道宿毛城辺線の道路整備と、そして与市明川、錦川の堤防整備、そして宿毛市が事業主体となる内水対策といたしまして、ポンプ整備が計画をされまして、事業を実施しているところでございます。

これについても、予算議案も出ておりますし、また議員のほうには、何度も説明をさせていただいている案件でございます。

この道路整備につきましては、錦口の橋がかかっているところから、旧マシュールがあったところまでの区間につきましては、かさ上げた与市明川の堤防に沿う形で、新たな道を整備する計画となっております。

現在は、高知県によって用地取得や移転補償などの作業が進められているところでございまして、並行いたしまして、着手が可能な個所から工事を行っているといった状況でございます。

通った方は、見ていただいたら工事が進んでいるのも見えると思います。

なお、旧マシュール付近から新庁舎への入り口付近までにつきましては、既に約40センチのかさ上げ工事が完了しているところです。

今後につきましても、残る用地取得等を進めていき、全体的な事業の進捗を図っていきたいというふうに聞いているところでございます。

また、本市が行うポンプの整備につきましても、現在、発注作業を行っているところがございます。引き続き、高知県と連携をしながら、事業の早期完成を目指してまいりたいと考えているところがございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） 今のお話を聞くと、当初の計画と変わっていないということでしたが、ちょっと確認させてください。

自分も議会で話は聞いたところですが、どうも確認できていなかった。

まず、当初の計画はどうであったかを確認したいと思います。

2018年8月2日の高知新聞記事、宿毛市新市庁舎を高台に、審議会答申。高台アクセス道整備について、市事務局が説明。高台の下を通る県道宿毛城辺線の約400メートルについては、浸水対策として2.9メートル程度かさ上げする計画を県が示し、地元協議に入っていると報告。西日本豪雨でも、道路整備後の高台なら7割以上の職員が登庁できたとする推計も発表した。これを受けて、原会長は、アクセス道も見通しが立ったと、高台を提案。全会一致で決定したとあります。

そのもとになった審議会の議事録からも、ちょっと抜き出してみます。

原会長は、発災後の司令塔となる条件として、アクセス道冠水対策について説明を求めています。

事務局からは、与市明川堤防をかさ上げし、現道とは別に、堤防に沿って新しい道を整備する。計画図では、カードックタニグチの部分で、2.9メートルかさ上げし、市はそこから高台入口までの120メートルの延長を要望した。アクセス道の整備で、参集率は11%から74%にアップする、と説明を受けています。

これをもって、審議会は新庁舎を高台にと答申しています。

まず、堤防に沿った、今と別の道をつくるという線、これがそのまま計画どおりになっているのか、それとも、それから2.9メートル程度城辺線をかさ上げするというものが、このとおりになっているのか、確認させてください。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） 今城議会の一般質問にお答えをいたしますが、通告時に細かい話を全く聞いていないので、羅列されても、すみません、ここで即答ができないというのが正直なところでございまして、よろしければ、この発言について、どういうふうなことを求めますと言っていただければ、前もって準備をさせていただきたいと思います。

また、新聞報道、それから会の中で話されたところを抜き取ってお話をされていますが、全体文でございますので、その部分だけ切り取ってお話しされても、なかなかお答えができないというところがございます。

少し明確に質問していただければ、その部分についてだけ、一つずつお答えをしていきたいと思いますので、申し訳ございませんが、そういった形で質問していただければと思います。

○議長（野々下昌文君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） 通告でも、大体これに似たようなことは聞いていますけれども。じゃあ確認します。

もう一回、確認しますね。

現道とは別に、堤防をかさ上げして、それに沿った道を、県道宿毛城辺線を導く、この計画は踏襲されているのですか。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） 先ほど答弁した内容と全く一緒だと思いますが、現道をかさ上げして別にとというのは、別にじゃなくて、今の県道宿

毛城辺線をかさ上げをして造るということなので、別という言い方に当てはまるのかどうかは分かりませんが、あそこが今のところから堤防側にずれるというふうに認識していただければ間違いないというふうに思います。

○議長（野々下昌文君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） 今聞いた市の説明は、当時の計画、審議会の計画とは違いますね。

もう一回、確認します。

事務局からは、与市明川堤防をかさ上げし、現道とは別に堤防に沿って、新しい道を整備する。計画図では、カードックタニグチの部分を2.9メートルかさ上げし、市はそこから高台入口までの120メートルの延長を希望した。要望したと、こういう答申が出ています。

だから、これはどうなっているのですかという質問を、なぜか議員協議会で、かなりの勢いで質問を止められましたという、こういうことが私のこの質問の原動力になっているわけです。

ですから、このあたりがちょっと、困ったものだなと思っています。

このあたり、どうなんでしょうか。担当課の課長さん、今どのような状況か。今の道をそのままかさ上げするという計画になっているのか、これは答えられると思いますので、よろしくお願いします。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） 担当課に聞かれても、計画変わっていませんので、何かを勘違いされているのかなと思います。

現道とは別にとというのは、現道をそのままかさ上げするのではなくて、堤防のほうにスイッチするということです。

それで、当初から、委員会の中でもその話でずっときていますので、別に変更にはなっていません。

ちょっとすみません。そこが、何を言われて

いるのかが、理解ができません。

それからあと、質問を強く止められたので、それが原動力になっているということで、こちらにきていますが、自分が認識する上では、議会のほうで質問の静止があったということで、自分たち執行部側がその質問を強く静止したというつもりはございません。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） 事実は議事録にも残っていますし、そう捉えていますので、ここで質問をしたということになります。

ですので、話のそごがあるかもしれませんが、私も地元で説明会、高台決議の以前の問題として、アクセス道の問題が出ていました。そのときの説明としては、2.9メートル程度かさ上げするという論議の中で、認識を持っていた。

それから、審議会議事録も手に入れました、読み込んで、今言っているということですので、再度、その認識が、市民の当初持っていた認識と変わっているとすれば、そこが問題なのです。当初持っていた市民たちの認識が変わっているということがあると思うので、これは市民の皆さんが活用する庁舎になる。このあたりを確認した上で、市民に広く説明を行い、計画が変わっていたということであれば、その事情を隠さず伝えるようにしていただきたいと思っています。

当初、伝えた事実と違っていることが確認されたならば、市民に説明を誠実に行うということをお約束できますか。よろしくお願いします。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） すみません、ちょっと御理解していただきたいのですが、計画は変更していません。県のほうですけれど。

2.9メートルかさ上げ、かさ上げと言われているんですが、現道を2.9メートルかさ上げす

るのじゃなくて、現道からかわる道が2.9メートル上がるという説明をされたのじゃないでしょうかね。自分たちも、現道が2.9メートルかさ上げするなんていう話は、今まで聞いたことありません。そこの部分の、多分、食い違いというか、何か勘違いが生じているのかなというふうに思います。

計画が変更になれば、当然、御説明を、議会にも含めてしていきたいというふうに思います。

なお、この工事自体は、県のほうの工事になっておりますので、県から説明を受けながらということで、答弁もさせていただいておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（野々下昌文君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） その点は整理して、現状がどうなっていくのかということ、常々、市民の間に意識のそごが生まれないように、ぜひしていただきたいと思っております。

それでは、自衛隊誘致問題について、大項目2番に移っていきます。

その1番目として、オスプレイ誘致反対署名提出における面談要請と市長の回答について、伺っていきます。

昨年、7月14日、宿毛市が防衛大臣に自衛隊誘致の陳情を行った際、同行した中谷氏、中西氏、この2人の国会議員が宿毛にオスプレイ誘致を進言していたことが明らかになりました。

それを危惧して発足したオスプレイに反対する宿毛市民の会が、9月17日に2,209筆の反対署名を提出。それ以降も、市内はもとより、幡多全域、県下各地から2,300筆を超える署名が届けられています。

追加署名提出に際し、代表者は、託された方々の思いを伝えるべく、昨年12月に市長に面談をお願いしましたが、断られたままになっています。

そこで、市民の会の公開質問状に、市長が答

えられましたが、その内容に沿って伺っていきたいと思います。

市長は、公開質問状の中で、面談を拒絶しているものではないと回答しています。ということは、市民の会と面談をしていただけるということでしょうか。よろしく願いします。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

市民の署名提出につきまして、面談をしているのかという御質問でございますが、署名を私のほうにいただく場合には、できるだけ私自身が受理をさせていただくようにしているところでございます。

陳情の内容や、署名された方々の御意見を伺うよう心がけているところでもございます。

質問議員が言われますオスプレイ誘致反対署名につきましても、昨年9月17日に、オスプレイに反対する市民の会の皆様と、私自身が直接、お会いをさせていただき、御意見につきましても、十分、時間をかけてお伺いをし、署名についても、その場で直接、受理をさせていただいたところでございます。

同会からの質問状に対する回答書でも御回答をさせていただいているところでございますが、以前いただいた署名や陳情につきましては、追加などをはじめ、複数回にわたり受理させていただくときには、オスプレイ誘致反対署名に限ったことではなくて、ほかの件に関しましても、署名陳情内容に該当する所管課にて受理をさせていただくこととしております。

そういった場合がありますので、そういった対応をずっととらせていただいているところでございます。

受理した署名陳情等につきましては、速やかに所管課を通じ、私が受け取らせていただいておりますので、その旨は、これまでもオスプレ

イ誘致に反対する市民の会の皆様、また今城議員にも御説明をさせていただいているところでございます。

繰り返しになりますが、署名につきましては、所管課を通じ、受け取りをさせていただきたいと考えておりますので、受取自体を拒否しているものではございません。どうぞ担当課のほうに御提出をしていただきましたら、私のほうでまた見させていただきたい、そのように思っております。

よろしく願いをいたします。

○議長（野々下昌文君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） その質問ですが、明確な答えが受け取れていません。

確認としては、初回、面談していただいていますね。これは、再度、2, 300筆もの署名が届けられたということです。これは、新たな署名者たちの請願ということです。そういう受け取りです。

提出書類は一緒であっても、新たな署名者たちの請願。それを付託された代表者が、陳述の機会を与えてほしいと言っている。

これに対して、本当に短時間でいい、陳述の機会をもらえないかという、これが趣旨なのです。

短時間でいいから、面談機会をとっていただけないのか、再度確認したいと思います。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

署名というのは、数の力はございますが、数だけではなくて、一人一人の思いというのがあるものだというふうに、私も感じながら受け取りをさせていただいているところでございます。

多くの署名が集まったから会わないといけない、少ないから会わないといけないというものではないと思います。

同じ趣旨・内容で、賛同した方々が書いた署名が集まったということであれば、当初の趣旨に沿った形で、これだけ多くの方々がさらに追加で、同じ思いを持っているのだなということで、見させていただきたいという思いで、署名追加については受け取りを、担当課でさせてもらったらという考え方を述べさせていただいたところでございます。

そういった形ではございますが、なお、この署名を、たしか宿毛市長と宿毛市議会議長宛、連名で書いていたというふうに思いますし、また今城議員のフェイスブックでも、市長・議長宛に提出というふうにあります。私が9月17日に署名を受理した際には、市議会議長のほうは同席をしていない状況でもございましたし、また、市議会事務局に確認しましたが、現時点では、追加分を含めて、同会からの署名の提出は、議会のほうにはないというふうにお伺いしておるところでございます。

また、先ほど申しましたように、これだけ多くの方々が署名をされたということでもありますので、自分たちも担当課を通じて、受け取りをさせていただきますというお話を、再三させていただいているところでございますが、代表の方々の意見、主張などによりまして、受理ができていない状況でございます。

書かれた方々、それぞれ思いはあると思いますし、また集められた方々、それぞれ思いがあるとは思いますが。ただ、こういった形で、どこどこに提出をするという形で集められた署名であれば、議会のほうにも速やかに提出をすべきではありますし、また私のほうにも、こういった形であれ、提出をしていただくべきなのではないかなというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 1番今城 隆君。

○1番(今城 隆君) 今の答弁を受けて、新たに市民の会のほうでも対応があるのではないかと考えております。

ぜひ面談の時間をとっていただければと思うわけです。

これはなぜかと言うと、私も教員もやりながら、何十年間も同じ署名を、毎年のように届けていく。あるいは、市民運動の中で、第1期集約、第2期集約お願いしますということをしたときに、私は断られたことがないのですね。市長だとか、教育長だとか。それは、一通り話を聞いて受け渡すという、ある意味、押し込むというよりも、懇談です。あなたたちの気持ちも分かりますとか、これはちょっと無理ですねとかという会話をしながら、重ねていくということをしてきました。

ですので、私自身、違和感を感じているところでもございますが、それはできないとしたら残念なことですけども、ぜひ会っていただく機会をもっていただきたい。

次に移ります。

質問状のオスプレイ反対運動をどう思うかの問いに、市長は、オスプレイ誘致の検討がない段階で、市長としての見解はないと、かみ合わない回答が返ってきています。

もう一度、ここについて市長の思っていることを確認したいと思います。

市長は、市民のオスプレイ反対運動をどう思っているのですか。率直にお答えいただいたらと思います。

○議長(野々下昌文君) 市長。

○市長(中平富宏君) 反対運動につきましては、中谷代議士の発言を通じて、個々に感じた方々が、そういった運動を起こされて、またその運動の中で、賛同された方が署名をされているということだというふうに思っております。

なお、オスプレイについて、先ほど、かみ合

わないというお話ありましたが、反対される方々、それから今城議員もそうですが、いろいろな形で、言葉であったり文書であったり、いろいろ流されています。そういったものを一つ一つ確認をしながら、また検討をしたりとか、そういうことはしておりませんので、オスプレイについては、現在、検討はしておりませんので、そのことについては、答えられないというお話をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長(野々下昌文君) 1番今城 隆君。

○1番(今城 隆君) それでは、質問を移ります。

それでは、市長は、オスプレイを誘致しないと答えられないのでしょうか。そう答えないのでしょ

うか。オスプレイを宿毛には誘致しないと答えませんか。答えられないのですか、確認させてください。

○議長(野々下昌文君) 市長。

○市長(中平富宏君) お答えをさせていただきます。

本質問につきましては、公開質問状でもお答えをさせていただいておりますので、今城議員も知っての上での質問だと思います。

本市は、オスプレイ配備の検討もしていなければ、誘致についても行っていないところでございます。

それ以前に、本年1月7日に、国におきましては、オスプレイの配備先といたしまして、佐賀空港が最適だということに変更はないと、マスコミ報道もなされておりますので、質問状にお答えをさせていただいたとおりでございます。

以上でございます。

○議長(野々下昌文君) 1番今城 隆君。

○1番(今城 隆君) 元防衛大臣である中谷氏の発言ということもあって、リアリティーが

あるわけです。

今の答弁でも、現時点ではないと。それでは、オスプレイの誘致もひょっとしてはあり得るのかと。そういうような不安が、発言からは見えてこないのです、署名が続くわけなんだと思っています。

そこで、これまでの経緯を確認してみたいと思います。

まず、中谷防衛大臣時代の2015年9月、安保法制が強行採決されました。これにより、日米軍事の一体化が進んでいくようになりました。

2016年9月、宿毛市議会で自衛隊誘致特別委員会を設置。

そして2018年6月、特別委員会報告を受け、自衛隊誘致の促進を市議会で可決。

同2018年9月、市庁舎高台移転を可決。これにより、高速道路を新港、そして西南空港側にルートを移すこととなります。

2019年6月、中谷氏が衆院安全保障委員会で、オスプレイ配備、宿毛検討を質問しています。

2020年7月、中谷氏と中西氏が、宿毛の自衛隊誘致で、宿毛にオスプレイをと、防衛大臣に進言しています。

2020年9月、市民の会が反対署名、2209筆を提出。今年の2月、追加署名をもって、2,350筆をもって市長に来ましたが、市長の直接受取、面談拒否に、公開質問状を提出した、こういう流れです。

この経緯から見て、宿毛市は、自衛隊誘致中心に動いているように見えます。市庁舎移転は、自衛隊誘致場所への高速ルート変更のためだったという見方さえできます。

あくまでも見方ということですよ。

日米軍事一体化と、中谷・中西氏らの国会議員の動き、宿毛市議会の動きは、まさに連動し

ており、中谷元防衛大臣から、立て続けに出るオスプレイ宿毛誘致発言には、リアリティーがあります。

中谷防衛大臣時代の2015年、安保法制を採決、そして今年の正月にスクープにあがりましたが、水陸機動団をめぐる日米秘密合意があり、2018年には、その水陸機動団が佐世保に編成されました。

その輸送任務に当たるのが、まさにオスプレイであります。2019年からは、幡多地域で米軍輸送機の低空飛行が多発しています。

そこで市長に伺います。

オスプレイ誘致ともなれば、地域一帯が日米軍事一体化に飲み込まれ、住民生活が脅かされるのではないかと。そんな心配をする市民や、県民の心情は理解できないのでしょうか。

市長は、この心情に理解ができないのでしょうか、お聞きします。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

オスプレイ誘致への心配の心情が理解できないのかというお話でございます。本当に心配だと思います。理解しているつもりでございます。

ただ、先ほど、いろいろ今城議員、あくまでもと言いながら、いろいろな話をされました。そういうことを公の場で言うということは、いろいろな人たちの不安をあおる、またいろんな考え方を誘導する、そういったことにつながります。

特に、私も市長をやらさせていただいておりますが、議員であるとか、公の立場の方々言う、または新聞等が書く、こういったことに対しては、非常に皆さん、敏感になっております。だからこそ、自分もそうですし、またメディアの方々もそうです。責任を持って言葉、文字を発しているんだというふうに感じているところ

でございます。

憶測だけで物事を言うと、非常に不安をおおることになる、それは現在、本当にコロナ禍で大変な思いをされている方々が、最も感じているところではないかというふうに思います。

確かな情報をしっかりと伝えながら、その中で市民の方々にしっかりと判断をおおいでいく、そういったことが市長として必要だろうというふうに考えているところでございます。

非常に皆さんが心配していることについては、自分なりに理解をしているつもりでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） 今の、何か私が誘導発言をしていると、このように言いますが、私は事実を述べた。事実を述べて、そのように見える。そういう見方もできる。これは私の心配でもあり、私の周辺の心配する、署名をくれる人たちの心配でもあります。

この事実に対して、しっかり心情を受け止めて、いや、心配する必要はない。そうではないんだと。そういう事実をしっかりと返してほしいわけです。

だから、説明が明確でないことによる問題ということです。それをしっかりお願いしたい。

もう一度、質問状の内容に戻ります。

次に、防衛省より、オスプレイ整備やオスプレイ配備要請があった場合、市長としての判断基準は何かという問いに対して、市長は、検討していないため、回答はしないと、また同じ回答です。

防衛省より、空港整備やオスプレイ配備要請があった場合、市長としての判断基準は何かという問いに対して、検討していないため回答はない。はぐらかしているように感じてしまうわけです。

昨年7月、市長が防衛大臣に提出した要請書

は、宿毛市は、空港建設の適地もあり、海上、航空、地上輸送、事前部隊編成や訓練に最適の候補地だと思われましてということで、自衛隊誘致を求めています。

市長は、空港で誘致を要請しながら、空港を検討していないという回答は、矛盾の極みだと考えます。

市長に聞きます。防衛省から空港整備を求められたら、どう対応しようと考えていますか。はぐらかさずに答えていただきたい。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

その前に、事実だけを述べておられると言われましたが、あくまでもというお言葉を使われて、庁舎の高台移転と高速道路の関係であるとか、そういったことで、事実とは違うことも述べられたおりましたので、そういったことも含めてお話をさせていただいたつもりでございます。

先ほど、空港整備のお話ありました。自衛隊誘致については、何度も答えておりますが、現在、白紙の状態でございます。議会も含めて、官民挙げて自衛隊誘致に取り組んでおりますが、どういったものが来るかということは、全く示されていない。もっと言えば、来るということも、当然示されていないところでございます。

そういった形の中で、いろいろな形の中で、この地域が利活用できるんじゃないかということで、自衛隊誘致の特別委員会のほうでの答申も見つかる中で、そういった要望活動を進めさせていただいているところでございます。

空港につきましては、実際、空港が来るという話は、全く、今はございません。また、空港がどの辺りに、エリアにできるのか。また、どういった飛行機であるとか、先ほど言いましたオスプレイであるとか、そんなものが利用する

とかというものも、全く示されていない状況でございますので、もしもそういったことが、自衛隊側から話がありましたら、その時点で、そのことについて、しっかりと議論を進めていきたい、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） 要請はしているわけですから、来たら論議を始める、こういう、今、答弁だったと思います。

その前に、市に呼び込むための何らかの、市民に対するスタンスというのが必要になってくるのだと思っています。

市長に伺います。

漁業被害や騒音被害、それから住民の安全性も含め、宿毛市が自衛隊誘致のスタンスを明確にしていない。こういう条件に合わなければ誘致はできないんだよとか、この範囲なら誘致を進めていきたい、こういうものが、全然スタンスが示されていないわけです。オスプレイしかり、空港しかり。ですから、心配なわけですね。

こういうふうに明確にしないことが、市民、県民に大きな不信をもたらしている。それを問題と思わないのでしょうか、伺います。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

スタンスを示さないことが不安で、市民に大きな不安をというお話でございます。

スタンスは一定、示させていただいております。また、この議論の中で、何度もお答えもさせていただいているところでもございますし、また、自衛隊に対して、大変期待を持っている方々も、市民の中にはおられるというのも、事実でもございます。

そういった形の中で、自衛隊誘致に対する私

の基本的な考え方は、これまでも、議会で答弁をさせていただいておりますことの繰り返しになりますが、地域経済の活性化や、そして防災対策、さらには本市の大きな課題でもあります人口減少対策にもつながるものと考えまして、これまで、市議会や商工会議所と一体となり、要望活動等に取り組んでまいりました。

自衛隊誘致の現在の状況につきましては、誘致の可能性はあるのか、あるいはどのような内容のものを誘致できるのかなどを含めまして、白紙の状態でございますので、市民の皆様は、残念ながら、具体的な説明をできる段階には至っていない、そういった状況に変わりはありません。

オスプレイにつきましても、本市への配備計画はございませんので、配備された場合の影響なども、検討はしたことがないといった状況を、先ほどまで答弁させていただいた内容と同じでございます。

この自衛隊誘致につきましては、私独りが決定するものではないと考えておりますので、具体的な説明ができる状況になりましたら、当然、関係者をはじめとする市民の方々、また近隣自治体にも説明をさせていただく中で、しっかりと御意見を聞かせていただく、そのような考え方を持っております。

そういった考え方を持っているというのが、自分のスタンスとしてお示しをさせていただいているところでございまして、何も自分一人で自衛隊誘致を決定していく、そういった考え方は持っておりません。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） 自衛隊誘致を望む方々、当然、自衛隊によって救われる可能性もあること、それから市の経済効果だとか、様々な利点もあるでしょう。反面、やはり防衛上、軍事に

関わることという心配もあるわけです。日常の訓練が必要になってくる。

これは、どこを見ても分かると思います。それをさらに、オスプレイという話が出れば、日米共同の動きがとられる部隊ということになりますので、それも心配する。

こういったことになりますから、進める上での、きちっと市民に配慮したメッセージということを出していただきたいと思っているわけです。

市民の会は、今回の答弁を受けて対応をしていくと思います。市長には、憲法の請願権及び誠実処理義務の趣旨にのっとり、今、4,500を超えています、4,600ぐらいになっていると思いますが、署名に託した人々の思いをしっかりと受け止め、適切な対応をとってください。よろしくお願いします。

続いて、2項目めの、足摺沖潜水艦事故の問題について、市長の所見をお聞かせください。よろしくお願いします。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

足摺沖潜水艦事故ということでございますので、2月8日に発生した事故のことについてだというふうに理解した上で、自分の所見を述べさせていただきます。

2月8日に発生した海上自衛隊の潜水艦と外国船籍の大型貨物船の衝突事故につきましては、足摺岬沖南東約50キロでの事故ということで、足摺岬沖には、土佐黒潮牧場として設置されている浮き魚礁もありまして、本市の漁船も含め、日常的に漁船の運行する海域でもあります。

日本の平和と安全を守るため、自衛隊が果たす役割は重要であり、自衛隊の訓練そのものは必要なものであると認識しておりますが、このような事故はあってはならないものであり、今

後、国による事故原因の調査や、事故原因を踏まえた再発防止策が、県に示されるとお聞きをしているところでございます。

国におきましては、事故原因を究明し、再発防止策を徹底していただきたい、そのように私は考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） 3月2日の県議会の、浜田知事答弁もありましたので、ちょっと読んでみます。

今回の事故が発生した海域では、カツオ漁などを中心に、本県の漁業者が日常的に操業を行っているほか、本県に関係する商船なども行き交っている。

対策が不十分と判断した場合には、訓練の中止も含めて、国に強く働きかけていくことも必要と考えていると、このように言っています。

市民の命と安全を守ることは、当然、市長の最大の責務であろうと思います。

自衛隊事故による住民被害は、絶対起こさせないという強いメッセージを出せないなら、自衛隊誘致は、そういう資格はなくなるわけですね。

こういった事故は絶対に起こさせないという強い姿勢を持って、今後も市民の不安や声に耳を傾けて、市民の命と安全を守り抜く市長であってほしいと思うわけです。よろしくお願いします。

次の、大項目3番に移っていきます。

離島・中山間集落の訪問介護・看護サービスの確保について、伺います。

前回の一般質問で、鶴来島の医療、介護の現状を問いましたが、先ほど、相談に乗ってもらっているという話も伺ったところです。

前回の市の回答は、サービスに対応できる事業者がいないので、訪問介護や訪問看護サービ

スができていない状況である。今後、協議をするということでした。

香美市など、県内幾つかの市町村では、中山間地区の介護サービス確保対策事業がされており、サービス事業者に自治体が補助金を交付して、どこでも同様のサービスが受けられるようにしていると聞いています。

それでは伺います。

離島・中山間地域での介護や看護サービスの確保に対する国・県・市の補助制度には、どのようなものがあるか、それを本市はどのように活用しているか、活用状況をお聞かせください。よろしくお願ひします。

○議長（野々下昌文君） 長寿政策課長。

○長寿政策課長（中山佳久君） 長寿政策課長、今城議員の一般質問にお答えします。

本市におきましては、沖の島や鶴来島の離島地域における在宅での介護サービスの提供を行う事業所に対しまして、遠隔地での地域加算として、高知県の補助制度を活用した中山間地域介護サービス確保対策事業費補助金を設けております。

また、本市の単独事業としまして、事業所がサービスを提供する際に利用する定期船運賃を補助する離島介護サービス支援事業費補助金を設けており、離島地域における介護サービスの確保に向けた予算措置を講じております。

今年度におきましては、離島地域での訪問等による居宅介護サービスを利用されている方がおられませんので、予算の執行状況はございません。

以上です。

○議長（野々下昌文君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） 香美市などと同様の対応、定期船などで補助金支出を行ってきたと。現状では、利用者がいないので出していないということですね。

ここで憲法25条の生存権、一応確認しておきたいと思います。

全ての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。国は、全ての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上、増進に努めなければならない。これは当然、当たり前のことなのですが、そこで伺いたいと思います。

生存権の精神に従って、宿毛市のどこに住んでも必要な介護、看護サービスが切れ目なく受けられるよう補助制度の拡充ができないものか、ということになります。

恐らく、今すぐに離島での、特に鶴来島なのでしょうが、訪問ケアをしてほしいという場合に、業者がないということになるのだと思いますが、そういうことに、即座に対応できる状況というのが、何とかできないものかという、今後の方向性ですね、聞かせていただければありがたいと思います。

○議長（野々下昌文君） 長寿政策課長。

○長寿政策課長（中山佳久君） 長寿政策課長、今城議員の再質問にお答えします。

本市としましては、介護が必要な方には、適切なサービスを今後も提供してまいりたいと考えております。

ただ、介護保険サービスの提供につきましては、事業所において実施していただくことになり、昨年の12月議会における今城議員の一般質問においても答弁しましたとおり、離島地域におけるサービスの提供につきましては、介護認定の結果や、ケアプランの内容等を踏まえまして、事業所と協議をする中で対応してまいりたいと考えておりますので、その中で、新たな補助制度や事業等の創設が必要かどうかにつきましても、合わせて協議をさせていただきたいと考えております。

現在、沖の島や鶴来島地域におきましては、

本市の保健師が毎月定期的に訪問しており、健康相談や生活相談等も行っておりますので、随時、相談をしていただければ、関係機関と連携をする中で、引き続き対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（野々下昌文君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） 今の答弁からは、必要性が生じたときには、前進させるという可能性を探っているということだと受け取りました。ぜひ頑張っていただきたいと思います。

市担当職員、特に接する市担当職員が課題をしっかりとつかんで、真摯に対応すれば、住民は気遣ってもらっているとか、守られていると感じることでしょう。

それが、私は最大の住民福祉になるのではないかと考えています。

住民と市が信頼をもってつながって、見えてくる課題について、条件に合った、それから住民が納得できる対策を、県を巻き込んで、一緒に考えてほしいと思っています。

今年、特に県は離島・中山間でも、安心して生活し続けるための施策予算が補強されました。対応を強化したと聞きます。

あらゆる分野で、過疎地の課題に対応するのが、県の中山間振興・交通部ということですね。

住民と自治体が、ここが大事になってくるということですが、住民と自治体が課題共有をできているということ。これができていれば、県のほうでも、現地に入って、一緒に考えて、相談に乗るという話も聞いています。

解決できることは少なくないのですよという話も聞く機会がありました。いろいろな策を講じて、今より前に進めることは可能です。そのかわりに、市と住民が同じ課題を持っているかどうか、ここが成功したとこと、うまくいってないとこの違いがあるんだという説明も聞いた

ところでした。

ぜひ、地元の方と一緒に、この課題を、いろいろな課題、その面だけでなく、付随する課題との相互作用があると思いますから、ぜひその辺を、しっかりと意識共有して、また県と一緒に取り組んでいってほしいと思っています。

ぜひ、希望を持って、前に動かしてほしいと思います。よろしくをお願いします。

それでは、最後の水上飛行艇の可能性調査について、伺います。

水上飛行艇について、市長は、9月議会で、3年前からアプローチしている。

関西空港とつなぎ、宿毛湾にインバウンド客をつれてこれないかと、ずっと温めてきたと答弁しており、12月議会では、災害発生時の輸送手段の多重化として、可能性が広がると答弁しています。

そこで質問します。コロナ対策費308万円の水上飛行艇の可能性調査の報告をお聞かせください。よろしくをお願いします。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

災害発生時の輸送手段ということは、あちら側がそういったことを書いているということで、そういった可能性もあるのかなということで説明をさせていただいたということでございます。

あくまでもこの水上飛行機については、いろいろな期待ができるだろうということで、御説明もさせていただいたところでもございます。

この水陸両用機の活用可能性調査事業につきましては、検証飛行、そしてデモフライトを合わせまして3日間行い、宿毛湾港における水陸両用機の導入の可能性について、報告書に取りまとめていただき、事業が終了をしたところでございます。

本事業の結論といたしましては、物理的には、

当該水域においては、四季、つまり年間を通じて気象条件を満たせば、定期的な運行は可能であるとの判断をいただいております。

詳細につきましては、実際のフライト結果から、波浪につきましては、第一防波堤、第二防波堤内側付近、また池島と大島間の少し狭くなっている海域付近においても、波高は安定しているものの、この海域の問題点といたしましては、吹きおろしの風で、風が巻くことにより、機体が不安定になることがあるが、これは目前に山がそびえる宿毛湾の特性であり、この辺りを判断しながら、適切な離着水エリアを選定することとなるなどとされているところでございます。

少なくとも北西寄りの風、10メートル以上では、風が巻き始めるものと推測されており、実際に今回の調査事業におきましても、強風で着水ができないなどの理由により、日程変更を余儀なくされたこともあり、冬の北西風が強くなる時期には、就航率が低くなることも想定しておく必要もあるのではないかと考えております。

また、本市で運航する場合においては、報告書においても、運航支援の必要性の見解も示されておりますが、本拠地からの回送費などの必要性もあることから、私といたしましても、関係自治体による補助金や、利用促進策などの運行支援の検討も、他の公共交通機関と同様に必要であると、そのように考えているところでございます。

○議長（野々下昌文君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） まず、物理的には、定期的運航も可能な領域ということだということですが、実質的活用ということの意味では、市長が3年も前から構想していたといえますので、それからインバウンド客を導く仕組み、経済的見通し、そのあたりについての説明を求めたい

と思います。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

インバウンドと経済効果の見通しについての御質問でございますが、12月議会でもお答えしましたとおり、調査事業を経て、当該水域で水陸両用機の運航が可能との判断に至った場合に、初めて就航形態などの具体的な協議に移ることにしており、昨年未までに試験飛行等を行い、1月中旬に報告書の提出をいただいております。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症が経済や産業活動、また社会生活に大きな影響を与える中で、航空、観光産業全般への影響も大きく、本調査事業を委託しました株式会社せとうちシープレーンズも例外ではなく、特に大きなマーケットである富裕層、インバウンド、年配者などの移動が大幅に減ったことから、予想以上に大きなダメージを受ける結果となり、残念ながら、1月末をもって一旦事業を休止している、そういった状況となっております。

コロナウイルス感染症の収束が見えない状況ではありますが、現在も事業の再開に向けて取り組まれており、新スポンサー候補との協議の中では、引き続き、宿毛の営業便化も提案しているともお聞きをしているところでございます。

コロナ禍においては、厳しい状況ではございますが、本事業につきましては、宿毛市だけでなく、幡多地域の魅力を向上させることができる事業だと考えておりまして、今回の調査事業で、物理的には、宿毛市でも水陸両用機の運行は可能という結果は出ておりますので、コロナ収束後、事業が再開されましたら、本地域の活性化に向けて、宿毛市での運航につきましても、再度、協議を行ってまいりたい、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） せとうちシープレーンズのコロナの影響というのも、大変厳しい話を聞きましたが、どこのまちにも観光への被害というのも出てきているものと思います。

ただし、予算については、308万円、しかもコロナ対策費ということですので、それなりの、これによってどう導くという、構想がもつとはっきりしたものがあつたのではないかと、そう考えてきたわけです。

宿毛市と隣接地域の動向から考えると、大きな動きとしては、先ほどから話したように、宿毛の自衛隊誘致の動き、そして四万十市の大学誘致、こういう話が想像されるわけです。

自衛隊の話はともかく、四万十市の大学誘致の話も聞きましたので。

今、四万十市が誘致を進めている四万十市大学誘致案というのは、下田に看護系4年制大学をつくり、有岡に日本語学校、外国語学校が計画されています。留学生を多く受け入れると聞きます。

運営するのは、京都の学校法人育英館。この学校法人の経営する日本語学校、看護学校は、中国の日本語学校と連携しており、中高一貫の日本語学校ですから、随分、勉強してきている方々が入っていくという日本の学校がつくられています。

これまでの実績から見ると、大変優秀な中国人を留学させ、日本で看護師資格や、大学進学を目指す、こういう形が想像されています。そうなると思います。

そこで市長に伺います。

水上飛行艇活用は、四万十市の大学誘致の動き、つまり中国の留学生や、資本を呼び込む構想と関係しているということではないのでしょうか。このあたりお聞かせください。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

水陸両用機、3年間も温めていたのだから、いろいろな考え方を持っているだろうというお話をいただきました。

当初にもお話ししたかもしれませんが、四国運輸局のほうの御紹介もあって、こちらの会社とのつながりを持たせていただいたのが、3年ほど前です。

やはり、現在の浜田知事もおっしゃっておりますが、2025年大阪万博時には、多くの外国人がやってくるだろうと。そういった方々をどうやって高知県に来てもらって、そして高知県で楽しんでもらう、そういったことができないかというお話をさせていただいているところでもございまして、多くの外国人が来られる、インバウンドのお客さんを、空港から遠い宿毛市に来ていただくためには、どうすればいいのか。そういった形の中で、空港整備の必要性がない、この水陸両用機に目をつけたところでございます。

そういった形の中で、コロナ禍の経済対策という形の中で、費用を捻出をさせていただいて、一定水陸両用機が宿毛湾に離着水できるという、しっかりとした報告書をお願いしたということは、今後の宿毛市にとって、大きなスタートにはなるのではないかなというふうに、市長としては考えているところでございます。

そして、議員のほうからお話のあつた四万十市の大学誘致に関する学校法人については、実は、詳しくは知らない状況でございます。私が申しあげましたインバウンドとは、通常、一般的に使われております訪日の外国人旅行客のことを示して申しあげたものであります。そういった形の中で、この四万十市の大学誘致とどのように関係性をもっていけるのかということは、現在は検討をしていないところでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） 了解しました。万博のことは考えていなかったですから、その辺りのつながりは見えてきました。

ひょっとしたら頻繁に、それを関空からここに来たいという動きが起こる可能性もあると思います。

また、そういうことも可能性として見えてくるかもしれません。

ただ、この調査費308万円というのは、当然ですが、コロナ対策交付金によるものです。

コロナによる地域経済、住民生活の支援に活用しなければならないということで、どこがコロナ対策かということになるわけです。このあたり、ひとつ、これがコロナ対策として生きてくるんだとか、ちょっとチャンスがあったから使わせてもらったんだとか、いろいろあるかもしれません。そのあたりの説明を聞かせてください。

○議長（野々下昌文君） 企画課長。

○企画課長（黒田 厚君） 企画課長、1番、今城議員の質問にお答えいたします。

コロナ対策交付金の関係でございますけれども、この交付金につきましては、コロナウイルス感染症が収束した段階でも、地域活性化、また経済対策、そういった部分のほうにも使用用途として認められておりますので、今回の可能性調査事業の中で、コロナ対策交付金のほうを活用させていただいた、そういうことになっております。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） 確かにコロナ対策交付金というのは、先手を打って、コロナ禍から回復期にある呼び水というか、そういう基盤をつくるという目的も設定されていたと思います。

ただし、少し私は、この緊急下というか、とにかく第2期補正だったでしょうか、7月あたりの申請になったかと思いますが、やっぱり短期に困っている市民の方々に、確実にプラスになるものに使うというのがいいのではないかと気がしております。

これが、ひょっとしたら、コロナの対策になるかもしれないという領域よりも、むしろ今求められているものを優先するという使い方であってほしいと思っております。

ぜひ、まだまだ心配が続くと思いますので、こういう国からの予算については、コロナ対策を直接、すぐに届く支援ということでお願いしたいと、私は思っております。

最後に、市庁舎高台のことやアクセス道、自衛隊やオスプレイ誘致のことなど、情報をもっと示してください。真意がぼやかされているような気がします。水面下でことが進められているような気がします。

このようなアンフェアと感じるような行政の振る舞いというのは、やっぱりよろしくないと思います。

情報を明確に、いいことも、そしてうまくいかなかったことも、その都度、その都度、市民に情報を広げないといけないと思います。

もし、それを隠したりとか、ということは、そこのはざまに立つ職員たちから、公僕としての士気を失うという気がします。こういう事実があるのだけれども、伏せておこうというようなことにならないようにしていただきたいですね。

ですから、情報を市民に開き、市民とともに批判も仰ぎながら、あるいは応援もされながら、宿毛市の未来をつくっていく、そんな市政運営をしていただきたいと思います。

以上を述べて、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（野々下昌文君） この際、10分間休憩いたします。

午前11時13分 休憩

-----

午前11時25分 再開

○議長（野々下昌文君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

12番松浦英夫君。

○12番（松浦英夫君） おはようございます。

12番、松浦でございます。

新型コロナウイルスが世界中に猛威をふるい、脅かされています。全く収束の気配が見えてまいません。しかし、宿毛市では、このところ感染したとの報告がなく、落ち着いた感がしますが、油断することなく、市民一人一人が気を引き締めて、マスクの着用や3密を避ける等、基本的な対策をしていかなければなりません。

そして、阪神・淡路大地震の発生から26年が経過いたしました。また、東日本の大震災の発生から間もなく10年目を迎えようとしています。最近では、東日本大地震の余震といわれている地震が発生をいたしました。これらの経験を今後の防災対策に生かす取組をしていかなければならないと思います。

私は、これらの大地震による被害問題を、決して風化させてはならないと考えております。現在の科学をもって、被害はいつ発生するかも分からないのであります。宿毛市としても、南海トラフの大地震の発生と、それによる津波対策について、これらの大地震の教訓を生かし、しっかりとした備えをしておかなければならないと思っております。

私は、これまでも宿毛市における防災対策の問題については、市民の命と財産を守らなければならないとの強い思いから、その取組について、質問をしてきた経緯があるわけであります。

私が今回、質問する内容は2点であります。

まず1点目は、近いうちに必ず発生するといわれている南海トラフの大地震に対して、備えを強化していくとの観点からの、宿毛市における防災対策についてであります。

その中でも、宿毛変電所の高台移転問題と避難道の整備について。

そして、2点目は、市有財産の管理の在り方についてであります。

これらの問題は、これまでの議会において質問をしてきた問題であります。検証する意味で、再度、質問をいたします。お許しをいただきたいと思います。

それでは、通告している問題について、市長並びに教育長に対し、一般質問を行います。

まず、1点目の宿毛変電所の高台への移転問題について、お伺いいたします。

これについては、平成26年と28年の2回、定例会で提起した課題であります。

この問題の事の発端は、小筑紫地区における議会報告会で、市民から強く要望された問題について、私がこの議会の場で提起した課題であります。今なお多くの方々から、大変不安視する御意見が届いておりますので、お伺いをいたします。

宿毛変電所の高台への移転という問題の重要性については、当時の沖本市長も認識しております。しかし、現在でも解決されず、そのまま宿毛変電所は高台への移転は実現することなく残ったままであります。

当時の市長答弁によると、南海トラフの大地震における津波の発生により、この変電所が浸水した場合における被害は、市内の和田地区から西側にかけての市街地を初め、小筑紫地区、及び沖の島地区を合わせて9,800戸が停電となるといわれておりましたが、この現状において、被害が想定される戸数は何戸ぐらいあるのか、お示しをいただきたいと思っております。

○議長（野々下昌文君） 危機管理課長。

○危機管理課長（岩本敬二君） 危機管理課長、松浦議員の一般質問にお答えさせていただきます。

四国電力送配電株式会社中村支社によると、被害想定は変更はなく、宿毛変電所から電力供給している和田地区から西側及び南側の地域と、大月町柏島経由で電力供給している沖の島地域が、南海トラフ地震の津波による被害で停電するものと想定すると、人口減等によりまして、現在では、契約口数で約9,600件とのことです。

この9,600件の中には、住宅はもちろんのこと、店舗や工場、自動販売機や街灯などの件数も含まれているとのことです。

また、宿毛市内の契約口数は、全体で約1万4,000件程度ですので、その割合は約7割程度になるということでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 12番松浦英夫君。

○12番（松浦英夫君） ありがとうございます。1万4,000件の7割近くの戸数が浸水をするということであります。

それでは、次にお伺いいたしますが、復旧にかかる期間であります。

このときの答弁によりますと、道路網の整備が完了し、しかも資材が準備された想定したことを前提としながらも、最短でも2週間、沖の島地区にあっては1年以上かかることが見込まれているとのことでもあります。

このように、道路網の整備が完了し、そして資材が準備された場合でも、その復旧にかかる期間としては、最短で2週間、沖の島にあっては1年かかると予想されております。

このように、復旧にかかる期間が長期にわたることについて、中平市長はどのように認識されておられるのか、お伺いいたします。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） 松浦議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

議員のほうからもお話ありましたが、四国電力送配電株式会社中村支社から、電力の復旧までに、道路啓開後約2週間、万一海底ケーブルが損傷した場合には、沖の島地域では1年程度の期間が必要となりますが、それまでの期間は、港が使用可能となり次第、移動用発電機車を輸送し、電力供給する計画であるとの説明を受けているところでございます。

長期にわたり、市民の皆様の生活に支障を来す現在の想定は、非常に厳しいものでありまして、何とか一日でも早い復旧を望む思いは、松浦議員と同じでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 12番松浦英夫君。

○12番（松浦英夫君） 認識としては、市長も大変厳しいという認識をいたしておるようでございます。宿毛市としても、今日までそれぞれ対策は講じられてきていると思いますけれども、被害想定は、今日までの答弁の中では、全て道路網が整備をし、機材がそろったという前提の被害想定をされておるようでございます。

しかし、私としては、被害想定というのは、あの東北の地震で、まさかという事故が起こったわけでございまして、最悪を考えなければなりません。しっかりとした危機管理体制を確立していくことが、最も重要なことではないでしょうか。

そこで、宿毛市として、最悪の場合を予想した被害想定を策定しているのかどうか、お示しをいただきたいと思っておりますし、考えているとするならば、どのような内容であるのかお伺いいたします。

あわせて、宿毛市の危機管理体制は、どのように確立されているのかについて、お伺いをいた

します。

○議長（野々下昌文君） 危機管理課長。

○危機管理課長（岩本敬二君） 危機管理課長、松浦議員の質問にお答えします。

地域防災計画におきまして、最大被害のシナリオとしましては、冬場の18時に南海トラフ地震が最大震度で揺れ、最大規模の津波が襲来した場合を想定しております。この想定での建物被害は、全壊及び焼失棟数6,000棟、うち5,800棟が津波によるもので、半壊棟数1,700棟、うち1,300棟が揺れによるものとなっております。

危機管理体制につきましては、地域防災計画、業務継続計画、職員初動マニュアル等におきまして、震災では、発災直後から市長を本部長として、災害対策本部を自動的に立ち上げることであり、参集できた職員から、災害対策各部各班に分かれ、迅速に災害対応にあたることとしております。

また、ライフライン施設等の応旧対策としましては、それぞれ電力、ガス、上下水道、通信の4つの施設ごとに関係機関と協力して、被害状況の把握、応急措置、早期復旧に努めることを規定いたしております。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 12番松浦英夫君。

○12番（松浦英夫君） 危機管理体制については、しっかりと構築をしておるということがあります。

本当に、全てがそろったという状態ではなしに、道路網が寸断されたら何ともならないということも予想される高知県のこの地理的な状況、道路網の状況からして、そういう面で、ぜひ最悪の場合はこうだということを、もっと詳しく、整理をしていただきたいと思います。

次に移りますが、市民が日常生活をする上で、先ほども答弁がございました、電気・ガス・水

道といったライフラインの確保が大変重要であります。特に、災害からの復旧作業を考えると、ライフラインの復旧が一番ではないでしょうか。

しかし、このように長期にわたってライフラインの一つであります電気の確保ができないことは、許されないことであります。そうしたことを考えると、防災対策の一つとして、宿毛変電所を早急に高台へ移転を含む対策は、宿毛市にとって喫緊の課題であると思います。

中平市長も、宿毛変電所の高台移転は、防災対策上、非常に重要な課題であるとの認識を示されています。

一方、宿毛変電所が津波の浸水被害を受けることにより、お隣の大月町も宿毛市と同じく、被害を免れません。

私は、質問の中で、大月町行政と連携し、対応すべきでないかと、質問をしました。

当時の沖本市長は、四国電力は経済的負担が大きく、現段階では困難であると言われております。あの最初の質問から7年が経過しようとしておりますが、四国電力は変電所の高台移転問題について、どのような現時点における考えを持っているのか、お示しをいただきたいと思っております。

○議長（野々下昌文君） 危機管理課長。

○危機管理課長（岩本敬二君） 危機管理課長、お答えします。

宿毛変電所の高台移転につきまして、四国電力送配電株式会社中村支社に聞き取りした内容をお答えさせていただきます。

まず、宿毛変電所は、南海トラフ地震が発生した場合、津波により、大きに被害を受けることが想定されておりますが、仮設の移動用変圧器車等を設置することによりまして、道路啓開後、最短で1週間で復旧をさせる予定となっております。

一方で、地震や津波により、倒壊や流出した

配電線の復旧につきましては、道路啓開後、最短で2週間程度を要する予定であります。このため、配電線が復旧するまでには、宿毛変電所への電力供給が可能となっている見込みでありまして、宿毛変電所が浸水域に位置することが、直接、電力供給の復旧期間に大きな支障になるものではないこと。また、経済的負担の面からも、現時点で高台移転の予定はないということでもあります。

以上です。

○議長（野々下昌文君） 12番松浦英夫君。

○12番（松浦英夫君） 私の言いたいのは、四国電力はこう考えておるといところで答弁をするのではなく、宿毛市としてはどういう位置づけをもって、想定をしながら、変電所についての津波被害から、市民の生命と財産を守る、ライフラインを守る、そういう観点から答弁をいただきたいというふうに思っております。

四国電力の言いなりのことではなく、宿毛市としての位置づけの問題を、しっかり確立をしていただきたいというふうに思います。

先ほども触れましたけれども、大月町ともこうした被害が想定される中であって、それぞれ意見交換をしながら、四国電力に対し、要望していきたいと答弁されておりますが、その後における大月町の連携といいますか、協議はされてきたのか、合わせて四国電力に対し、要望活動の取組について、どのような取組がなされたのか、お示しをいただきたいと思います。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） 松浦議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

これまで、宿毛市として、また大月町と合同で要望した経緯はありますが、先ほども申しましたように、四国電力送配電株式会社としては、災害復旧の過程で、宿毛変電所の被災があったとしても、電力供給の復旧期間に大きな支障を

及ぼすものではないと判断がなされておりました、現時点での移転の計画はないということでございます。

しかし、変電所及び配電線の復旧までの期間は、道路及び航路啓開後、四国電力送配電株式会社が保有する移動発電機車を活用し、災害復旧拠点や、避難所等、災害対応上、重要な施設へ優先して供給する計画を再確認しているところでございます。

四国電力送配電株式会社管内には、高圧発電機車が26台、低圧発電機車が48台あり、さらに災害の規模等を考慮しながら、必要に応じて全国の電力会社に、停電区域への配備についての応援を要請することも、合わせて確認をしているところでございます。

今後は、こういった状況の中で、どのような対策をとれば、一日も早く電力供給ができるのかということ、関係機関と一緒に検討をして、市民への負荷が低減するように努力をしていきたい、そのように思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 12番松浦英夫君。

○12番（松浦英夫君） 宿毛市の町なかであれば、四国電力が用意をしている車等も利用できるかと思えますけれども、御案内のとおり、沖の島という離島を考えた場合、1年以上かかるということを見ると、大変厳しい状況になるかというふうに思います。

それと合わせて、この被害というのは、宿毛市だけが被害を受けるのではなく、南海トラフの大地震という被害想定を見た場合、その被害面積は膨大な部分があるわけでございます。宿毛市だけに配電車を持ってくるということが、果たして通用するかどうか、そこらあたりもしっかり、それがまさに最悪を想定したときの危機管理の在り方であるというふうに思いますの

で、しっかりそこらあたりも踏まえて、対応をしていただきたいというふうに思います。

次は、防災対策に係る避難道の整備についてお伺いいたしますが、南海トラフ大地震発生時における避難対策として、全国各地で言われているのが、とにかく高台へ避難することが重要であると言われております。そうした考えのもと、宿毛市では、御案内のとおり、市役所庁舎の高台への移転をはじめ、宿毛土木事務所や警察署、そして幼い子供たちを安全で安心して保育を確保するとの観点から、保育園の高台移転が決定をいたしております。

そこで、津波の発生時における避難場所として、高台への避難について、その必要性について、市長としてどのように認識しているのか、このことについて市民の皆さんに強く認識してもらおうとの観点から、市長の所見をお伺いいたします。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

津波避難といたしましては、ちゅうちょすることなく、浸水区域外へ移動することが原則でございます。

皆様御承知のとおり、地震発生後においては、沿岸部では津波警報等が解除されるまでは、高台へ避難いただき、命を守る行動をしていただくことが重要であること、これまでも訴えてきたところでございます。

令和3年3月11日で、発生から10年を迎える東日本大震災では、津波により、多くの尊い命が失われました。津波による人的被害は、そのほかの自然災害に比べて、極めて甚大なものであります。皆さんも御承知のとおりでございます。

一方で、住民の迅速な避難行動により、飛躍的に犠牲者を減らすことができるのも、この津

波の大きな特徴でございます。

長い揺れや、そして強い揺れがあった際には、いち早く津波浸水深以上の高さのある場所へ避難し、確実に自らの命を守っていただくよう、これからも訴えてまいりたいというふうに思います。

特に、長い揺れがあった場合は、これはもう南海トラフの地震だというふうに思っていて、そのように判断をしていただいて、その地域の津波浸水深よりも高いところへ、いち早く逃げていただく、そういったことが肝要だと、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 12番松浦英夫君。

○12番（松浦英夫君） ぜひ、市民の皆さんにおいても、高台への避難というのを、いち早く考えて、その対応をしていただきたいというふうに、私も思っておるところでございます。

次に移りますけれども、御案内のとおり、宿毛市でも、あの3.11の東日本大地震の発生以降、それによる津波の被害から、市民の命と財産を守るとの観点から、避難道の整備に取り組んでまいりました。このことについては、地元の区長さんをはじめ、住民の皆さんや、自主防災会の皆さんの御協力をいただく中で、着々と推進をされてまいりました。御協力をいただいた皆さんに対し、心から敬意と感謝を申し上げます。

避難道は整備されたものの、本当に市民の命を守る避難道となっているのか、少し疑問に思うところがありますので、再度、質問をいたします。

せっかく整備された避難道であります。命を守るべき避難道であります。命を奪う避難道となってはならないのであります。

そこで、まず1つ目は、私が令和2年の第1回定例会で提起をした片島地区の避難道につい

て、お伺いいたします。

市長は、毎議会における閉会の挨拶の中で、一般質問や質疑を通じてお寄せいただいた貴重な御意見や提言について検討しながら、今後の市政の執行に反映をしていきたいと言われておりますので、以下、何点か質問をいたします。

先ほど触れましたが、私は、命を守るべき避難道が、命を奪う避難道になってはならないとの強い思いから、この問題を提起してきたのであります。

これまで、市長は答弁の中で、これまで整備してきた津波避難道について、宿毛市津波避難計画の見直し業務の中で、コンサルタント業者が、市内の各避難所について点検をし、状況把握に努めていると答弁されましたが、コンサルタント業者における状況把握の結果はどのようなものであったのか。中でも、私が提起した片島地区の避難道については、コンサルタント業者からどのような点検結果を受けているのか、お示しをいただきたいと思っております。

受けていたとすれば、その内容についてお示しをいただきたいと思っております。

**○議長（野々下昌文君）** 危機管理課長。

**○危機管理課長（岩本敬二君）** 危機管理課長、松浦議員の御質問にお答えいたします。

避難道の点検におきましては、建物等の倒壊の危険性や、危険なルートが設定されていないなどの、安全性と、分かりやすいルートとなっているかなどの避難のしやすさ、誘導標識の設置や、階段に手すりがあるかといった機能性の項目を点検しております。

議員御質問の片島地区の避難道につきましては、避難の際に障害となる可能性があるものは少なく、階段に手すり等を設置しておりますので、コンサルタント業者による今回の点検作業につきましては、再整備の必要となる候補には選定されていない状況でございます。

以上でございます。

**○議長（野々下昌文君）** 12番松浦英夫君。

**○12番（松浦英夫君）** 執行部といいますか、私が思う以上に、安心感を持った、整備をされた避難道であるという認識をされているようではございますけれども、現実には、この平時の状況の中で、あそこを普通に利用する方でもけがをされておられる方がおられるわけございまして、いざという、あの東北の地震を見ると、果たしてあの状態の中で、あの心理状況の中で、この道が通用するかどうか、大変疑問に思うところでございます。

本当にそこらあたりも、再度、点検をしていただくよう、よろしくお願いをいたします。

これは通告していなかったわけですが、市長自身は、あそこの避難道について、行ったことはあるかどうか。もし行ったとしたら、どのような感想であったか、あればお示しをいただきたいと思っておりますし、行ったことがなければ、答弁は構わないと思っておりますけれども、行ったことがないということですので、分かりました。

ぜひ市長も一回行って、確認をしていただければ幸いです。

市長が、避難道の整備にあたっては、地元の区長さんや住民の皆さんとは、十分協議を進めていきたいとの答弁であります。コンサルタント業者における点検結果を受けて、地元の皆さんと協議をした避難道はありますか、お伺いいたします。

一方、これまで整備してきた避難道が、本当に避難に資するものであるかしっかり点検したいとも言われました。片島地区の避難道について、こうした問題を含め、宿毛市として点検しているのかどうか、早急に改善すべきであると考えますけれども、市長はどのように考えておられるのか、所見をお伺いいたします。

**○議長（野々下昌文君）** 危機管理課長。

○危機管理課長（岩本敬二君） 危機管理課長、松浦議員の質問にお答えします。

避難道の点検におきまして、改善が必要と思われる避難道は、全体で18か所となっております。

内容としましては、手すりや誘導灯の設置が主なものとなっております。

今回の点検結果につきましては、新型コロナウイルスの影響等もありまして、現時点では、地元へ提供はできておりませんが、点検結果を踏まえる中で、地元の方々とは情報共有し、今後の取組について、協議してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 12番松浦英夫君。

○12番（松浦英夫君） 2つ目の、今回質問する問題も、避難道の整備についての問題であります。

私は、平成26年第2回定例会で取り上げてきた問題であります。貝塚地区から四季の丘地区に通じる道を避難道としての整備についての問題であります。

当時の沖本市長も、私への答弁の中で、災害時における貝塚地区と比較して、より高い位置にある四季の丘地区への通路は、補完的な役割を果たす道路であるとの認識を示されています。

中平市長は、先ほども答弁されましたように、大地震発生時における避難について、高台への避難の重要性について述べられました。こうしたことを考えると、災害発生時における高台への避難は、市民の命を守るとの観点からして、大変重要であります。

貝塚と、貝塚より高台に位置する四季の丘に通じる道の整備を、避難道としては、新たに整備していくことが必要でないかと考えます。

中平市長として、貝塚から四季の丘に通じる道を避難道として整備していただくことに

ついて、どのように考えておられるのか、所見をお伺いいたします。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

当該道路は、津波避難場所となる高台と、そして高台を結ぶルートであることから、津波被災後に、人や物の移動に大きな役割を果たす、そういった可能性はあると考えますが、避難道整備におきましては、まずは浸水域から津波の来ないところへの避難を最優先に、整備、改修を進めている状況でございます。

優先度といたしましては、残念ですが、現時点では高くないものだというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 12番松浦英夫君。

○12番（松浦英夫君） なかなか厳しい答弁であるというふうに思います。

貝塚地区にとりましては、道路整備は、災害から住民の命を守る道であるとの位置づけのもと、今日まで活動を進めてまいりました。まさに、長年にわたる課題、悲願でもあります。市長の英断を強く求めるところであります。

特に、東日本大震災の発生以降、避難道の確保という観点から考えて、大変重要視されています。しかし、いまだに解決のめどは立っておらず、整備されていません。

貝塚地区としては、地区長を先頭にして、毎年のように、宿毛市に対し、この問題を含め、陳情活動を進めてきております。住環境の整備等については、まだまだ課題もありますが、一定、前進をいたしております。

このことについては、評価するところであります。しかし、貝塚地区にとりましては、この道路整備は、先ほども申し上げましたように、長年にわたる悲願であります。毎年、開催される地区の総会でも、懸案、要望事項として、歴

代の区長さんを先頭にして、取り組まれております。

現在、貝塚地区の避難場所として、巖島神社と西南福祉協会の2か所が、避難場所として指定をされています。貝塚地区の皆さんは、毎年、開催される避難訓練においても、巖島神社を集合場所として実施をいたしております。

しかし、巖島神社から西側には、貝塚地区の約半分以上の方が住居を構え、生活をされておのが、今日の状況であります。

この地域で生活をされている皆さんは、いざ津波が発生した場合には、指定されている避難場所である巖島神社等に避難をする場合には、津波の浸水する方向に歩いて避難をしなくてはなりません。

一方、地震の発生時には、住宅の裏側も急峻でありまして、崩壊が予想されています。このことについても、大変不安に思っている住民も多くいます。

貝塚地区にあります公共施設である宿毛市立の中央保育園も、市役所庁舎が建設される高台に移転することが、既に決定をされております。

貝塚地区のこのような立地状況を考えると、新たに避難道として、一刻も早く整備を進めるべきではないかと思いますが、このことについて、再度、市長の所見をお伺いいたします。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

質問の中で、中央保育園のお話ありましたが、中央保育園は浸水区域内にある保育園ということでございます。この巖島神社より西側の貝塚地区は、もともと浸水想定区域外、浸水をしないうちにあります。

命を守る対策として、津波からの避難を最優先に取り組んでいる本市の現状に鑑みますと、整備の優先度は先ほども申しましたが、高くは

ないというふうに、現在のところは考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 12番松浦英夫君。

○12番（松浦英夫君） 答えは一緒でした。

今までの答弁を聞く中で、市民の皆さんにおかれましても、大地震の発生時における、避難をする場合には、少しでも高いところに避難することにしていただきたい。そのためには、ふだんから自分自身が住んでいる地域のみならず、どこにでも迅速な避難ができるように、どこに避難道があるか、どういった避難ルートを使えば、自らの命を守るために逃げることができるか、心がけをしていただきたいと思いました。

災害から身を守るには、自助・共助・公助が重要と言われております。自らの命は自分で守るという自助を基本としながら、ふだんからそれぞれの地域で、隣近所で声かけをする等、しっかりとコミュニティづくりに努めていかなければなりません。

公助という観点からすると、市民の命を守るために、行政としては、避難道の整備等、ふだんからしっかりと対策を講じなければなりません。

今回の質問を通じて、避難活動におけるこれらの課題について、その必要性を改めて強くしたところでございます。

次は、最後になりますけれども、市有財産の管理の問題について、お伺いいたします。

この点については、教育長にお伺いいたします。

私は、昨年の第2回定例会において、この問題についても質問をしてきた経緯があります。

片島公民館の問題について、宿毛市の財産管理の在り方や、解体費用の宿毛市の負担の在り方について、疑問を感じておりまして、これまで質問をしてまいりました。

その中で、片島公民館については、築41年が経過し、老朽化が進んでいること、また耐震性もない。合わせて宿毛市が所有する建物であるとのことで、総額3,886万3,000円の予算をもって、現在、解体作業を行っております。

また、片島公民館のように、土地の所有者と建物の所有者が違う公共の建物は、市内に存在するかどうかを質問いたしました。教育長は、片島公民館のような規模の施設については、大島公民館が該当するとの答弁がありました。

古い話で、片島公民館や大島公民館の管理について、賃貸借契約書類等の書類が確認できないということで、明確なお答えはできないとのことであり、このことは、宿毛市の財産管理がいかんぞさんであるかと、伺うことができます。

宿毛市として、財産管理を明確にしておかなければなりません。これまでの議会の中で、財産管理の在り方について、宿毛市として、市有財産の管理については、財産管理台帳に記載をする等、しっかりと管理を行っているとのことではありますが、片島公民館や大島公民館が宿毛市の所有する財産であるとするならば、当然、これまで宿毛市の財産管理台帳に記載されていると考えますが、記載をされ、管理をされているのかどうか、伺いいたします。

○議長（野々下昌文君） 生涯学習課長兼宿毛文教センター所長。

○生涯学習課長兼宿毛文教センター所長（岡本武君） 生涯学習課長兼宿毛文教センター所長、松浦議員の御質問にお答えさせていただきます。

片島公民館と大島公民館につきましては、宿毛市の所有財産として財産台帳に記載しておりましたが、片島公民館は解体工事を行っており、財産台帳から削除している現状でございます。

○議長（野々下昌文君） 12番松浦英夫君。

○12番（松浦英夫君） 財産管理台帳には記

載をされておるといふことではございますけれども、台帳に記載をするだけではなしに、市民の財産であるわけですので、しっかりとした管理をすべきであるというふうに申し上げておきたいと思っております。

私の質問以降、宿毛市として、大島公民館の管理方法を含め、どのように改善されてきたのか、大島公民館が宿毛市の所有する財産であるとするならば、その管理方法について、文書で双方が明確にしながら、契約を交わすことも必要ではないかと考えます。その考え方について、お示しをいただきたいと思っておりますし、あわせてこれらのことについて、地元の大島地区と協議をされてきたのかどうか、その後における宿毛市としての取組について、伺いをいたします。

○議長（野々下昌文君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、12番議員の一般質問にお答え申し上げます。

大島公民館の管理についての御質問でございます。

大島公民館につきましては、大島地区から寄附金を受ける中で建築をした経緯がございますけれども、建物につきましては、先ほど、課長が答弁いたしましたように、宿毛市所有として、財産管理台帳に記載をされているところでございます。

一方、施設を使用しております大島区との賃貸借等の詳細な契約につきましては、確認はできておらない、先ほど議員御指摘のとおりでございます。

議員より御指摘いただいております管理方法につきましては、現在、指定管理者制度の導入や、賃貸借契約等の方法について、大島区と協議をさせていただいているところでございます。

また、分館としての公民館活動が縮小していることも課題となっております。本市の社会教育審議会に諮問し、協議をいただいた結果、

管理方法とともに、分館の在り方を見直していくことは差し支えないとの答申をいただいているところでもございます。

分館の在り方や管理方法につきましては、今後も協議を進め、方向性を決定してまいりたいと考えておりますので、御理解いただきますよう、お願い申し上げます。

以上でございます。

**○議長（野々下昌文君）** 12番松浦英夫君。

**○12番（松浦英夫君）** これまで、今回も含めて質問した中では、私の言いたいのは、大島公民館とか片島公民館独自在が悪いというのではなく、それぞれ目的を持って、公民館活動もされてきておるわけです。そういった面で、明確に宿毛市の財産とするのであれば、契約をしっかりと管理の在り方について協議をしていただきたいというのが趣旨でございます。

教育長もそういう答弁をされましたので、ぜひ、しっかりと地元の皆さんが有効に活用されていることは理解をいたしますけれども、宿毛市の財産管理の在り方の問題を含めて、しっかりと対応をしていただきたいというふうに思います。

今回、異例で、昼の途中で申し訳ありませんけれども、質問を続けさせていただきました。

これをもって、私の一般質問を終わりますけれども、教育長におかれましては、今回が最後と。この議会が最後、3月31日をもって退任をされるという議案もあるようでございます。本当に御苦労さまでございます。

5年間にわたって、立田教育長のあとを引き継いでの5年間、その間、学校統合の問題、そして統合学校の建設の問題を含めて、大変苦慮された5年間であったかというふうに思いますけれども、体が一番でございますので、ぜひ健康には留意をされて、頑張ってくださいと思いますし、出口君といえ、妙に個人的な部

分も含めますけれども、私自身も沖の島の出身でございます。同僚のような感もするところでございます。

市役所生活30数年、その間においては、林市長の秘書の生活のほうが長かったような気もしますけれども、そこらあたりも脳裏に顧みるわけですが。ぜひ、今日までいただいた見識とあれとを、宿毛市政の中に、また少しでも御示唆をいただければ幸いです。

子供たちの将来の方向性についても、一定の区切りをつけたかなという思いがします。ぜひ、これからもいろいろな面で頑張ってください、また市政発展のために御協力いただければ幸いです。

そういうことを申し上げまして、私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

**○議長（野々下昌文君）** この際、1時30分まで休憩いたします。

午後 0時15分 休憩

-----

午後 1時30分 再開

**○副議長（川村三千代君）** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

10番岡崎利久君。

**○10番（岡崎利久君）** 皆さん、こんにちは。10番、通告に従いまして一般質問を行います。

まずはじめに、荒瀬山森林公園の整備について、お伺いをいたしたいと思います。

平成26年頃になりますけれども、ふるさと納税の寄附金の使い道として、ふるさとの環境保全に関する事業として、梓の森 荒瀬山公園環境保全事業がありました。

内容として、荒瀬山公園内の森林保全整備事業、清掃活動環境保全活動事業でした。

現在までに、ふるさと納税の寄附金に対する使い道を含めて、どのような事業を実施してき

たのか、お伺いをいたしたいと思います。

○副議長（川村三千代君） 産業振興課長。

○産業振興課長（谷本和哉君） 産業振興課長、岡崎議員の一般質問にお答えいたします。

荒瀬山森林公園には、全長約3キロメートルの遊歩道が整備されており、遊歩道の維持管理のため、除草作業を毎年実施しています。

平成26年度及び平成27年度につきましては、この除草作業を実施するための財源として、宿毛市ふるさと寄附金を活用させていただきました。

除草作業以外では、公園内の道路や、駐車場の清掃作業、トイレの清掃作業を実施しております。また、本年度は、眺望の妨げとなる支障木の伐採作業を行い、防護柵の補強工事や、トイレの改修工事を行っている最中です。

以上です。

○副議長（川村三千代君） 10番岡崎利久君。

○10番（岡崎利久君） 先ほどの答弁の中で、3キロにも及ぶところの遊歩道の維持管理として、除草作業等、あとトイレの清掃等に、公園の管理に努めてこられたということですが、なぜ今回、荒瀬山森林公園を、時間とお金をかけて整備するようにしたのか、その理由について、簡単で構いませんので、お伺いをいたしたいと思います。

○副議長（川村三千代君） 市長。

○市長（中平富宏君） 岡崎議員の一般質問にお答えをさせていただきたいと思います。

3キロメートル程度の遊歩道の除草等に使ってきたということですが、以前、まだ自分が就任する前の話にはなりますが、ふるさと納税が100万円程度だった頃の事業だというふうにお聞きをしているところでございます。

現在は、今年に至っては、約5億5,000万円近いふるさと納税が、今、寄附金として寄せられているところでございまして、今のもの

とは少し違った形なのかなというふうに理解をしているところでございます。

以前、この荒瀬山には、早稲田大学の学生が樹木の手入れや、そして草刈り作業などのボランティア活動のために訪れていたとお聞きをしております。早稲田大学と深いつながりのある場所であるということでございます。

また、市街地からも近くて、宿毛の景色が一望できるなど、風光明媚な場所でもあります。このことから、荒瀬山森林公園の一部を、早稲田大学との連携を深める中で、子供の森林環境学習や、森林保全活動のフィールドとして活用できないかと考えまして、多くの市民の方々にも参加していただきながら、継続的に荒瀬山森林公園を整備していく、そういった計画に至った、そういった次第でございます。

以上でございます。

○副議長（川村三千代君） 10番岡崎利久君。

○10番（岡崎利久君） 先ほど、市長のほうから答弁がございましたので、おおよそ内容については、了解をいたしました。

次に、今回、令和3年度新規事業ということで、荒瀬山森林公園整備事業が挙げられております。市長の行政方針の中で、市長が述べられました、市街地から宿毛の景色を一望できる荒瀬山森林公園の一部を、多くの市民の方々に参加いただき、持続可能な森林保全活動を行うため、本市と関わりのある早稲田大学の御協力のもと、早稲田の森という名称を使わせていただくこととなりました。との記載がございました。先ほどの市長の答弁と同じでございますけれども。

早稲田大学との話合いの中で、早稲田大学の思いとして、早稲田の森をどのように整備してほしいのか。また、早稲田大学が求めている内容について、お伺いをいたしたいと思います。

○副議長（川村三千代君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

早稲田の森の整備に対する、早稲田大学からの要望についての質問でございます。

まず、経過について御説明をさせていただきたいと思いますが、昨年10月に、私が早稲田大学を訪問した際に、本市の荒瀬山を子供の森林環境学習の学びの場として整備をいたしまして、子供たちと早稲田大学の学生とが、森林環境などについて、一緒に学習する機会を創出したい旨の説明、提案をさせていただいたところでございます。

早稲田大学側も、本市の子供たちの環境学習に寄与できる取組になるのであれば、ということで、前向きに御検討をいただき、早稲田の森の名称を使用させていただくこととなり、本年4月、来月になりますが、「早稲田の森」名称使用に関する覚書を締結する予定としているところでございます。

早稲田大学側からは、早稲田の森の整備内容等についての要望はございませんが、名称使用に関する覚書の内容を協議する、そういった中で、教育、学術、文化、またスポーツの向上普及に寄与する取組が必要であることを、お互いが共有をしているところでございます。

以上でございます。

○副議長（川村三千代君） 10番岡崎利久君。

○10番（岡崎利久君） 分かりました。先ほど、子供の学びの場として、活用させていただくということで、新規事業調査票の中にも、詳しい内容については書いてありますけれども、また質疑等でされる方がいらっしゃいますので、踏み込んだ質問はいたしません。

次に、令和3年度から令和12年度の事業期間が示されておりますが、この10年後の完成予想図はできているのか、お伺いをいたしたいと思います。

○副議長（川村三千代君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

昨今、森林環境譲与税も創出されたということで、非常に森林に関して、どのようにみんなで育てていくのか、また守っていくのか、そういったことが重要となっているところでございます。

現在の整備計画といたしましては、転落防止柵の設置や、広場の芝生化、そして修景伐採後の植樹などを行う予定としていますが、荒瀬山森林公園につきましては、多くの市民の方々に関わっていただきまして、間伐や植樹、そして遊歩道の補修など、森林の保全活動を通じまして、公園周辺の山林を含めて、全体を早稲田の森として整備をする、そういった計画となっているところでございます。

ここを活用、利用する中で、ぜひ森林について、いま一度、考えを深めていただく、そういった場所になればと考えております。

そのため、10年後に事業完成となるものではなくて、その後も必要に応じて、保全活動を継続して行い、森林環境を持続的に維持していくことが、非常に重要であるというふうに考えておりまして、10年後のこういった完成で終結という形ではなくて、早稲田大学の方々、そして宿毛市の市民、そして子供たちと一緒に、この森を育てて、そして整備をしていきたい、そのように考えているところでございます。

一定のめどといたしまして、10年間の計画を示させていただいたところでございます。

以上でございます。

○副議長（川村三千代君） 10番岡崎利久君。

○10番（岡崎利久君） 10年後という期間はありましたけれども、継続的にずっと保全活動をしていくということでございますので、了解をいたしました。

先日の土曜日に、私も荒瀬山森林公園に行かせていただく機会がありまして、見させていた

だきましたけれども、今、転落防止柵を設置している状況でございます。

そこで若干、何点か気づいた点がございます。

例えば、ベンチなんかは、もう朽ちてしまって、そこでくつろぐようなところが全くございませんので、この点、早く整備してもらいたいような気がいたします。

また、看板についても、日焼けして文字が読めないような状況になっておりますので、ここがもともとできた目的等々について、詳しい内容が、市民が行って、どういうふうな内容かということが分かるような看板を、できるだけ早い時期に設置をしていただいたほうがいいのではないかと、私自身思っておりますので、その点、要望をいたします。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

次に、子育て支援ということで、乳幼児健康診査について、お伺いをいたしたいと思います。

宿毛市では、乳幼児期の病気の早期発見や、育児相談のため、乳児1歳6か月児、3歳児を対象にした健康診査を行っています。

昨年度は、コロナの影響により、なかなか予定どおりに健康診査をすることができなかったのではないかと思いますので、どのような形で健康診査を行ったのか、お伺いをいたしたいと思います。

○副議長（川村三千代君） 健康推進課長。

○健康推進課長（松田まなみ君） 健康推進課長、10番、岡崎議員の一般質問にお答えいたします。

乳幼児健康診査における新型コロナウイルス感染症の影響につきましては、令和2年3月から5月までは、予定しておりました健診を全て中止しましたが、その後の感染状況を踏まえ、6月より再開いたしました。

中止していた期間の対応としまして、乳児健

診につきましては、日程の組み替えは行わず、対象児の保護者に対して、電話で発達の確認を行うとともに、育児に関する相談に対応し、健診については、医療機関での個別受診を促す対応を行いました。

また、母子保健法で市町村に実施を義務づけられている1歳6か月児、及び3歳児を対象とする幼児健診につきましては、健診が中止になったことで、未受診となる子供が出ないように、6月以降の日程を調整し、対象者に個別通知するとともに、電話連絡を行い、健診を実施しました。

健診当日の感染対策としましては、健診対象者への通知文書をお送りする際に、受診者が集中しないように受付時間を指定し、御案内するとともに、発熱などの症状がある場合の受診を控えていただくこと、マスクの着用、付添い人数の制限等の注意事項を記入したものを送付させていただき、会場では、3密を避けることへ配慮した受診環境等の確保に努め、健診に必要な物品等の小まめな消毒、及び室内換気の徹底など、受診者が安心して健診受診できる環境の整備に努めてまいりました。

以上でございます。

○副議長（川村三千代君） 10番岡崎利久君。

○10番（岡崎利久君） 次に、先ほど課長の答弁で、受診するためにいろいろな努力をされてきたとのことですので、本当に御苦労さまでございます。ありがとうございます。

次に、乳幼児、1歳6か月児、3歳児健康診査における受診率について、お伺いをいたしたいと思います。

○副議長（川村三千代君） 健康推進課長。

○健康推進課長（松田まなみ君） 岡崎議員の質問にお答えいたします。

受診率についてです。令和2年度の乳幼児健康診査の受診率につきましては、令和3年2月

末時点で乳児健康診査83.6%、1歳6か月児健康診査98%、3歳児健康診査98.3%となっております。

○副議長（川村三千代君） 10番岡崎利久君。

○10番（岡崎利久君） 先ほどの答弁を聞きますと、受診率が100%にはっていない状況であります。健康診査をされていない乳幼児もいるみたいでございしますが、健康診査をされていない乳幼児等に対するフォロー体制、支援体制について、どのようにされているのか、お伺いをいたしたいと思います。

○副議長（川村三千代君） 健康推進課長。

○健康推進課長（松田まなみ君） 岡崎議員の質問にお答えいたします。

現時点で健診を受診されていない理由としましては、保護者の仕事が忙しいという方や、次回受診をしますという方などがおられます。

健診受診の機会がまだ残っている方には、引き続き、受診勧奨を行うとともに、受診の機会を逃してしまった方には、保健師または栄養士が、家庭や保育園への訪問などにより、成長及び発達の確認、生活リズムや生活習慣についての聞き取りを行い、栄養や歯科指導等の支援ができる体制をとっています。

今後も対象となる子供たち全員に、健診を受診していただけるよう、母子保健推進員や、保健師によりまず電話や訪問での受診勧奨を引き続き行うとともに、保護者の皆様に受診させたいと思っただけけるよう、受診環境の整備や、支援体制の充実を図り、乳幼児健診を通じて、子供の成長発達を喜んでいただけるような母子保健事業の推進に努めてまいります。

○副議長（川村三千代君） 10番岡崎利久君。

○10番（岡崎利久君） できるだけ100%になるように努力をされているということですので、引き続き、大変ではございますけれども、乳幼児のためでございますので、よ

ろしくお伺いをいたしたいと思います。

それでは、次に、新生児の聴覚検査について、お伺いをいたしたいと思います。

生まれつき聞こえに障害がある赤ちゃんは、1,000人に1人の割合で存在するといわれております。言葉を覚える大事な時期の赤ちゃんにとって、聴覚の検査は極めて重要であり、中でも新生児聴覚スクリーニング検査は、先天性難聴児の早期発見、早期療育の開始を目的に、導入されております。これにより、聞こえの障害が早期に発見されることで、言葉を覚える大事な時期の赤ちゃんに、様々なサポートをすることができ、とても大切な検査であります。

そこで、本市における新生児の聴覚検査の実施状況、またその結果をどのように把握をしているのか。あわせて、聴覚検査において、難聴の疑いがあると診断された新生児に対する早期の療育などの支援体制について、お伺いをいたしたいと思います。

○副議長（川村三千代君） 健康推進課長。

○健康推進課長（松田まなみ君） 健康推進課長、聴覚検査の状況について、お答えいたします。

新生児聴覚検査につきましては、聴覚障害を早期発見、早期治療、そして適切な療育につなげることで、言語等によるコミュニケーションの確保と、知的発達の促進を図ることを目的に実施し、本市におきましても、平成29年度より検査費用を全額公費負担で受診できることとなっております。

検査は、県内の出産ができる全ての産科医療機関で、出産後の入院期間中に新生児が寝ている間の数分程度で終了する、自動聴性脳幹反応による検査を行っております。

本市における受診状況につきましては、100%の受診率となっており、結果の把握につきましては、生後1か月までに行っている新生児

訪問にて、母子健康手帳及び保護者への聞き取りで確認を行っております。

高知県では、新生児聴覚検査の結果により、詳しい検査が必要となった場合には、高知大学医学部附属病院耳鼻咽喉科で精密検査を行う体制となっており、この精密検査で聞こえの状態が判断され、難聴と診断された子供は、高知療育福祉センターなどの専門機関へ紹介がされることとなります。

療育が必要となった場合における本市の支援体制としましては、保護者へ療育に関する情報提供や、相談支援を行うとともに、各関係機関が連携を行い、子供の言語等の習得に向けた支援を行っております。

○副議長（川村三千代君） 10番岡崎利久君。

○10番（岡崎利久君） 先ほどの答弁の中で、平成29年度から公費負担があり、受診率についても100%であるということで、お伺いをいたしましたので、安心をいたしました。

次に、5歳児健康診査の導入について、お伺いをいたしたいと思います。

現行の乳幼児健康診査は、母子保健法の規定により、市町村が乳幼児に対して行っております。

現在の対象は、乳児、1歳6か月児、3歳児となっており、その後は就学時健診となっております。

現行の3歳児から就学時健診までの期間の開き過ぎは、特に近年、増加しております発達障害にとって重要な意味を持っております、

発達障害とは、自閉症、アスペルガー症候群、広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害などの障害を総称して呼称したもので、発達障害者支援法が、平成17年4月に施行されたことに伴い、ようやく、社会で認識され始めた障害であります。

専門家によりますと、障害の程度が重度の場

合は、1歳6か月児健診で見つかり、中程度の場合は3歳児健診で見つかると言われております。いわゆる広汎性発達障害は5歳ぐらいになって見つかることが多いとのことでありまして。ところが問題は、5歳児健診をとり入れている自治体が少ないため、この段階で発達障害を見つけることが難しいという点であります。

早期発見、早期療育への対応は、発達障害対策の基本と言われております。対応が遅れると、それだけ症状が進むとも言われています。

また、就学前に発見されても、親がその事実を受け入れるのに時間がかかって、適切な対応、対策を講じることなく、子供の就学を迎えるために、状況を悪化させてしまうという現状があります。

発達障害者支援法は、国、都道府県、市町村の役割として、発達障害児に対して、早期発見のために必要な措置を講じることと定めております。

早期発見で適切な支援を早く受けられるように、5歳児健康診査の導入を検討していただきたいと思いますが、市長の見解をお伺いしたいと思います。

○副議長（川村三千代君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

5歳児健康診査につきましては、3歳児健康診査と就学時健康診査の間に行い、子供の健やかな身体発育の確認と、現行の健診では限界があるとされている発達障害の早期発見を目的として、県外の一部の自治体で行われていると認識をしているところでございます。

本市の3歳児健康診査でも、言語や認知の発達等を子供と育児環境等の病院の双方に着目して、社会性の状態の早期発見、早期療育につなげるとして、発達に関する項目の問診や、小児科医による診察等を実施をしているところでございます。

健診結果で、フォローの対象となった子供に関しましては、保健師が家庭や保育園等へ訪問し、再度、発達を確認し、必要があれば相談支援や、専門機関の情報提供を行っているところでございます。

切れ目のない支援を目指し、子供が入園入学する際にも、子供の様子について、保育園や学校と情報交換を行い、発達に限らず、成長や生活環境についての支援も、継続をしているところ です。

5歳児健康診査の導入は、発達障害の発見に有用であるとされていることから、保護者が健診受診をきっかけに、子供の発達障害に気づき、適切な対応や、就学に向けての準備へとつながる場合があることや、その事実を受入れがたい場合でも、早期に支援の体制がとられることで、保護者に寄り添いながら、子供の成長発達に見合った支援ができるものと、そのように私も考えているところでございます。

また、その一方で、発達障害の判断は、個別の診察等の場面で、気づかない場合も多く、集団での行動の観察が重要で、保育園などからの情報や、家庭での様子を含めて、総合的に判断する必要がありますので、既存の乳幼児健康診査の充実や、事後の相談支援体制の拡充を図り、関係機関との支援体制を強化することで、3歳児健康診査では、スクリーニングされなかった子供について、それ以降に保護者や保育者等が、発達障害の疑いを感じ、支援を求めた場合に、相談や療育に関する情報を提供できる体制を構築することが重要であると考えております。

今後は、他市町村の実施状況等、情報収集に努めるとともに、より一層の支援体制の充実を図っていききたいというふうに考えております。

まずは、今の保護者からの情報、そして保育園や幼稚園からの情報をもとに、しっかりと自分たちも関わっていきながら、必要な機関へつ

なげていく、そういった取組にまずはしていきたい、そのように、今もやっていますが、さらにしていきたい、そのように思っているところでございます。

以上でございます。

○副議長（川村三千代君） 10番岡崎利久君。

○10番（岡崎利久君） 先ほどの答弁の中で、5歳児健診をしなくても、いろいろな支援体制ができていますので、さらに充実させていくということでございますので、了解をいたしました。

さらに充実をさせていただきたい、そのように思っておりますので、よろしく願いいたします。

次に、宿毛市公営住宅等再編計画について、お伺いをいたしたいと思っております。

宿毛市においては、平成24年度末で398戸の市営住宅ストックが形成をされております。これらのストックには、昭和56年以前の旧耐震基準により、建設された住宅が含まれており、住宅の耐震性の確認と、その向上、居住水準の向上、構造・設備の老朽化への対応などが、深刻な課題となっております。

また、本市の人口は、2012年4月現在の2万2,587人から、2035年には1万5,115人にまで減少し、高齢化の進行によって、さらに高齢者人口の割合が高まることが予想されております。

こういった状況に対応するために、建替えをはじめ、全面的改善や、個別改善などを、各住宅で行っていく必要があります。

また、高齢者や身体障害者などに配慮して、住宅のバリアフリー化を進め、既存や新規を問わず、多様化する居住者の生活に対応した質の高いストックの形成を図っていくことが重要であります。

しかし、財政構造改革に見られるような状況下においては、多額の事業費のかかる建替えや、

全面改善を短期的で実施することは困難であるため、おのこの改善手法を適切かつ計画的に実施することが求められております。

以上を踏まえて、市営住宅ストックを有効活用するための事業手法の選択及び事業実施スケジュールの策定を、本計画の目的とするとされております。

計画の期間は、平成26年度から平成35年度、令和5年度までの10年間とし、5年ごとに前期、後期に区分して、前期期間終了後に見直しを行うものとされております。

市営住宅ストックの活用手法別事業プログラムとして、現地建替え、個別改善、維持保全、用途廃止、新規住宅について、個別に質問をさせていただきますと思います。

まず、現地建替えについてであります。

現在、改良住宅の手代岡第1団地で、平成29年から平成34年（令和4年）の6年間、手代岡第2団地で、平成35年（令和5年）から平成36年（令和6年）の2年間とする記載があります。

現在、令和3年3月時点で、手代岡第1団地は何棟何戸の住宅が建築されているのか、まずはお伺いをいたします。

○副議長（川村三千代君） 都市建設課長。

○都市建設課長（小島裕史君） 都市建設課長、岡崎議員の一般質問にお答えします。

手代岡団地につきましては、御質問いただいたように、第1団地6か年、第2団地2か年の計8か年で事業計画をしております。

第1団地は、平成29年度に工事着工し、今年度で4年目の施工を終えており、令和3年3月時点で6工区中4工区までの7棟18戸が完成しております。

○副議長（川村三千代君） 10番岡崎利久君。

○10番（岡崎利久君） 先ほどの課長の答弁で、7棟18戸と答弁をいただきましたが、計

画どおりに事業が実施されているのか、その点お伺いをいたしたいと思います。

○副議長（川村三千代君） 都市建設課長。

○都市建設課長（小島裕史君） 都市建設課長、事業の実施状況について、お答えします。

開始当初の1工区、2工区は、国の社会資本整備総合交付金が、要望額の7割程度しか割当されず、一時的に遅れることとなりましたが、その後は、順調に国からも割当をいただき、現時点では、当初の計画どおりとなっております。

○副議長（川村三千代君） 10番岡崎利久君。

○10番（岡崎利久君） それでは、現時点では、工区については遅れないということでした承をいたしました。

次に、手代岡第2団地については、平成35年（令和5年）から平成36年（令和6年）の2年間とする。この2年間で、何棟何戸の住宅を建築するつもりなのか、お伺いをいたしたいと思います。

○副議長（川村三千代君） 都市建設課長。

○都市建設課長（小島裕史君） 都市建設課長、手代岡第2団地の計画について、御説明いたします。

手代岡第2団地は、戸数で言いますと10戸分の建築を予定しております。建築棟数は、1棟に4戸入るタイプと、1棟に2戸入るタイプがありますので、何棟になるかは確定していませんが、敷地の配置計画も含め、地区と協議し、決定したいと考えております。

○副議長（川村三千代君） 10番岡崎利久君。

○10番（岡崎利久君） それでは、次に、個別改善についてお伺いをいたしたいと思います。

個別改善とする団地の事業年度は、公営住宅の師高瀬第2団地と東団地で、共に平成26年から平成35年度（令和5年度）の10年間とする。

現在、師高瀬第2団地と東団地の個別改善に

については、事業実施をしているのか。しているのであれば、どのような改善がされたのか、お伺いをいたしたいと思います。

○副議長（川村三千代君） 都市建設課長。

○都市建設課長（小島裕史君） 都市建設課長、個別改善の現状について、お答えします。

師高瀬第2団地と東団地を含め、公営住宅は旧耐震のものが多く、ほとんどがブロック造であるため、耐震改修工事を行うことが難しく、将来的には建替えを行い、用途廃止することになると考えております。

しかしながら、それらの再編を完成するまでには、多くの事業費と期間を要するため、浸水区域外にある師高瀬第2団地と東団地については、しばらく改善しながら使用していくため、再編計画では個別改善という位置づけをしています。

現再編計画を策定した平成26年以降については、改良住宅の建替えに重点を置き、事業を進めていることから、個別改善に位置づけている公営住宅の師高瀬第2団地と東団地については、改善に当たる事業の実施は特に行っておりません。

○副議長（川村三千代君） 10番岡崎利久君。

○10番（岡崎利久君） 先ほど、課長の答弁の中で、師高瀬第2団地と東団地については、個別改善の事業は実施をしていないということであるならば、別に改善する余地がないということは、そのまま使用しても問題ないということと考えたらよろしいですか。その点、お伺いします。

○副議長（川村三千代君） 都市建設課長。

○都市建設課長（小島裕史君） 都市建設課長、岡崎議員の質問にお答えします。

宿毛市公営住宅等再編計画の計画期間は、令和5年度まで。残り3か年しかありませんので、この期間内での実施は難しいと考えております

が、市営住宅につきましては、この再編計画とは別に、維持保全、それから改修を主体した長寿命化計画というのを、今年度から令和11年度まで、10か年の期間で策定をいたしました。

この長寿命化計画の中で、師高瀬第2団地と東団地については、令和6年度から令和9年度、この4か年の間に、具体的にいきますと、屋上防水と外壁改修を行う計画としておりますので、改修に向けた予算要望を、計画年度にはしていきたいと考えております。

○副議長（川村三千代君） 10番岡崎利久君。

○10番（岡崎利久君） 今の課長の答弁で分かりました。

宿毛市公営住宅等再編計画のほかにも、また計画があって、その部分で個別改善についてはうたわれているということでございますので、了解をいたしました。

次に、用途廃止についてお伺いをいたしたいと思います。

用途廃止とする団地の事業年度は、公営住宅では11団地24棟101戸、改良住宅では5団地16棟32戸を、平成26年度から平成35年度（令和5年度）までの10年間とすると。

現在、何団地何棟何戸の住宅が用途廃止になっているのか、お伺いいたしたいと思います。

○副議長（川村三千代君） 都市建設課長。

○都市建設課長（小島裕史君） 都市建設課長、用途廃止について、説明をいたします。

現在、用途廃止を行い、解体を行った団地は、萩原団地の3棟18戸になっております。

○副議長（川村三千代君） 10番岡崎利久君。

○10番（岡崎利久君） 先ほど、課長の答弁で、現在、用途廃止になっている団地については、萩原団地の3棟18戸になっていると。今後、計画どおりに用途廃止することができるのか、その点についてお伺いをいたしたいと思います。

○副議長（川村三千代君） 都市建設課長。

○都市建設課長（小島裕史君） 都市建設課長、用途廃止の計画について、御説明いたします。

再編計画の中で、用途廃止に位置づけられている住宅は、16団地40棟133戸となっておりますが、その中で、先ほど説明しました萩原団地を除くと、既に全世帯が退去しているのは、新田団地の2棟8戸と、正和第2団地の3棟6戸になっており、この2つの団地については、用途廃止手続と解体を待つ状況になっております。

用途廃止については、入居者の移転、用途廃止する住宅の解体を合わせた実施が必要ですので、財政的な面からも、短期間での完了は困難な状況になっております。

○副議長（川村三千代君） 10番岡崎利久君。

○10番（岡崎利久君） 先ほど、課長の答弁で、現在入居していない団地については、新田と正和があると。用途廃止という名称にするに当たって、建物を壊してしまわないと用途廃止にならないということがございますので、その点、了解をいたしました。

次に、改良住宅について、お伺いをいたしたいと思います。

現在、手代岡第1団地、手代岡第2団地の建築が実施、または計画がされております。令和6年度には、全ての計画が完成する予定になっているかと思われませんが、今後の計画として、まだ貝礎団地、正和団地と、2団地についての計画が示されておられません。

どちらの団地を優先して建築をしていくつもりなのか、その点についてお伺いをいたしたいと思います。

○副議長（川村三千代君） 都市建設課長。

○都市建設課長（小島裕史君） 都市建設課長、今後の改良住宅の計画について、説明をいたします。

手代岡地区完成後の建替えについては、現在、貝礎、正和の両地区のまちづくり協議会を通して、地区の意向確認の投げかけを行うなど、協議を進めているところであり、現時点では、どちらの地区という決定はしておりません。

しかしながら、手代岡の建築工事が終わる令和6年度の翌年、令和7年度より、次の地区の建築へ入る計画としておりますので、工事に着手する前の基本設計に2年、実施設計に1年の計3か年の期間を考慮しますと、令和3年度の秋までには、手代岡地区完成後の方向性を決定したいと考えております。

○副議長（川村三千代君） 10番岡崎利久君。

○10番（岡崎利久君） 課長、令和3年度秋ということは、来年度中というか、令和3年度中に決定をしなければならないということでございますので、これは早急にしなければならないと思いますけれども。

いろいろな方にお話を聞きますと、例えば貝礎に全て、改良住宅を建てるのではなくて、貝礎と正和は別々に、1戸ずつ建てるとか、そういう方法はできないのかとかいうような話もありますけれども、そういうのはなかなか難しいのかどうか、その点について、一般的な御意見をお伺いいたしたいと思います。

○副議長（川村三千代君） 都市建設課長。

○都市建設課長（小島裕史君） 都市建設課長、岡崎議員の再質問にお答えします。

先ほど、説明もいたしましたけれども、国の社会資本整備総合交付金の割当てが非常に不安定で、7割程度しかつかない年もあります。

ということで、今までも2棟要望していたのだけれども、1棟しかできないというような状況もございましたので、2地区を並行して複数棟やっていくというのは、非常に難しいのではないかなというふうには考えております。

○副議長（川村三千代君） 10番岡崎利久君。

○10番（岡崎利久君） 了解いたしました。

次に、公営住宅について、お伺いをいたします。

用途廃止のところでは言いましたけれども、公営住宅については、11団地24棟101戸の住宅が用途廃止になります。

今後、公営住宅の新規住宅について、財政的な面もあるかとは思いますが、どのように考えているのか、お伺いをいたしたいと思います。

○副議長（川村三千代君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えさせていただきます。

公営住宅の新規住宅の建築についてでございますが、現在、改良住宅の建替えを進めておりまして、先ほどのお話のとおりでございます。

財政的な面からも、改良住宅建替えと並行いたしまして、公営住宅の建設を進めることは、非常に難しいと、そのように考えているところでございます。

そのため、公営住宅につきましては、旧耐震の政策空き家から引っ越し場合に、引っ越し費用の一部を補助する予算を、平成31年度から予算化をいたしまして、入居者がより安全な建物へ移転できるよう促進をしている、そういったところでございます。

以上でございます。

○副議長（川村三千代君） 10番岡崎利久君。

○10番（岡崎利久君） 先ほど、市長のほうから、改良住宅と並行して建築することはなかなか難しいということで、財政面のことであったり、いろいろな面を含めて難しいという答弁であったと思います。

それならば、以前、お話があったように、民間の住宅を活用して、これを市営住宅にするか、補助をするとかいうような考えがあるかないか、その点についてお伺いをいたしたいと思います。

○副議長（川村三千代君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

やはり民間の賃貸アパート。そういった賃貸住宅等も加味しながら、全体的なことを考えていく必要があるかというふうに考えております。

以上でございます。

○副議長（川村三千代君） 10番岡崎利久君。

○10番（岡崎利久君） それでは、次に、今回の宿毛市公営住宅等再編計画については、計画の期間が令和5年度までになっております。令和6年度以降の計画について、どのように実施していくのか。また、いつの段階から計画を作成していくのか、お伺いをいたしたいと思います。

○副議長（川村三千代君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

次回の宿毛市公営住宅等再編計画の策定に当たりましては、今後も少子高齢化が進み、そして先ほども申しましたが、民間の賃貸アパート等も、多く見られる現状を加味し、新たな再編計画の策定を行うこととなります。

その際には、別途、策定している宿毛市公営住宅等長寿命化計画と合わせた策定を検討したいと考えております。

その策定の時期については、現計画は、令和5年度までになっておりますので、最終年度に当たる令和5年度内の策定を行う予定としていくところでございます。

以上でございます。

○副議長（川村三千代君） 10番岡崎利久君。

○10番（岡崎利久君） 先ほど、市長の答弁の中で、宿毛市公営住宅等再編計画については、令和5年度内に策定をするようにしたいということでございましたけれども、今回と同様に、コンサルタントに委託をしていくのか、その点についてお伺いをいたしたいと思います。

○副議長（川村三千代君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

現状把握等を行いまして、計画をまとめる上で、民間のノウハウを活用するため、今回同様、コンサルタントに委託する、現在はそういった予定となっているところでございます。

以上です。

○副議長（川村三千代君） 10番岡崎利久君。

○10番（岡崎利久君） 以上で一般質問を終わります。

○副議長（川村三千代君） この際、10分間休憩いたします。

午後 2時21分 休憩

----- . . ----- . . -----

午後 2時35分 再開

○議長（野々下昌文君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

8番山上庄一君。

○8番（山上庄一君） 8番、山上でございます。睡魔に負けずに、答弁のほう、よろしくお願いをいたします。

質問は、通告書に記載しておりますように、大きな項目としましては、公共事業における地元業者の参加機会について。それに加えて、今年度中に成果品が上がってくると思います、都市計画マスタープランに関する質問をさせていただきます。

では、はじめに、公共事業における地元業者の参加機会の創出について、お尋ねをいたします。

最近、大型建設事業が続いておりますけれども、工事においては、地元企業と大手企業との共同企業体、いわゆるJVという形を条件に発注されておりますので、それはそれなりに、市内への一定の経済効果はあると思います。

その一方で、設計や工事監理については、地元業者はかやの外に置かれていないのではない

かと思われているようであります。

以前、このことについて、地元の建築設計事務所協会の方々から話を聞く機会がありまして、最近の宿毛市の発注の形態が変わったのではないかと指摘を受けました。

そのために、このような形で質問させてもらっておりますが、つい最近まで、建築工事には地元の設計業者にも、設計も監理もJVの形で行われてきましたが、新庁舎においては、なぜ地元の設計業者が参加していないのでしょうか。プロポーザルの応募要領では、設計者のみの選定であったと思いますが、その辺のところをお聞かせいただけますか。

○議長（野々下昌文君） 副市長。

○副市長（岩本昌彦君） 8番、山上議員の一般質問にお答えをいたします。

今回の庁舎設計に関しまして、新庁舎の監理業務の業者選定のことをお聞きになっているのではないかなという解釈をしておりますけれども、そこにつきましては、基本設計及び実施設計を受託し、最も設計内容を把握している大建設株式会社と随意契約をしております。

新庁舎の基本設計及び実施設計は、近年になり大規模な建築設計となり、より高い品質確保が求められることから、業者の設計実績、配置技術者の経験実績、技術提案などを総合的に判断ができるプロポーザル方式を採用いたしました。

この中で示した参加業者の要件は、単独業者での参加に制限をせずに、市内の設計業者を含めた共同企業体の参加も認めておりまして、結果として、大建設株式会社が選ばれましたが、公募の段階で地元の設計業者が参加できる要件としておりますので、決して地元業者を排除しているということではありませんので、御理解のほう、よろしくお願いをいたします。

○議長（野々下昌文君） 8番山上庄一君。

○8番（山上庄一君） たしかに応募要領にありますますが、大手の設計業者が単独でもよいということでありましたら、何かメリットがなければ、わざわざ地元業者を共同相手に、率先して、ジョイントを組もうということはないのでしょうか。どうもその辺が、発注者としての意識のずれがあるように思います。

やはり工事のように、地元業者とのJVを条件とするとか、地元業者が大手を逆に指名する、逆指名をするような形式にするとか、または、評価において、地元業者とのジョイントであれば、加点するなどしなければ、地元の設計業者は、結果的に排除されると思います。

応募要領を見る限り、地元の設計業者側が参加できるような条件ではなかったのではないかなというふうに思います。

同等の実績がなければ参加できないなどの、その典型ではないでしょうか。

やはり地元の設計業者に対する認識にそこがあるのではないかなというふうに思います。

地元の設計者の参加は、局地的な地域の微気象についても、経験則を持っていたりして、台風などの状況についても、熟知していることから、そのことが設計等に反映されるのではないかと思います。

どうして工事のように、地元設計業者のJVを条件にしなかったのか。地元の設計業者のみならず、違和感を持たれるのではないのでしょうか。

次にお伺いするのは、工事監理について、地元設計業者とのJVという選択肢はなかったのでしょうか。その辺のところをお聞かせいただけますか。

○議長（野々下昌文君） 副市長。

○副市長（岩本昌彦君） 8番、山上議員の再質問にお答えをいたします。

まず、JVの組み方に関してですけれども、

地元設計業者の参加を必須条件にしていけないというのが、現在、地元設計業者3社しかないということがありまして、どうしてもそれを条件にすると、入札参加者が限られてしまうということから、広く技術提案を募集する公募型プロポーザルにはちょっとそぐわないのかなというふうに判断をさせていただきました。

また、そのほか、例えば地元業者を参画させることのメリットとしまして、違う視点で設計内容を確認できるメリットというのも、確かに考えられるのですけれども、新庁舎につきましては、設計段階から多数の技術者が関わり、設計事務所の管理体制は、1級建築士5名、構造設計1級建築士1名、建築設備士3名、第3種電気主任技術者1名の計10名を配しており、また監理の統括者に当たる監理技術者は、設計時の監理技術者とは異なる監理技術者を配置するなど、複数の技術者が異なる視点で管理できる体制が整えられていると、この大建設に関しましてはですね。

繰り返しになりますけれども、決して地元設計業者を排除するというのではなくて、先ほど申し上げました条件の中で、プロポーザルを組まさせていただいたということで御理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（野々下昌文君） 8番山上庄一君。

○8番（山上庄一君） くどいようすけれども、それが参加機会を提供しているということであれば、もっとハードルを下げるとかするようなことをしなければならぬのではないのでしょうか。

現に参加できていないわけですから、地元の設計業者の状況の把握ですけれども、指名願いでどんな規模なのか、などは認識されていると思います。

大体が一人で、あるいは多くても数人でやら

れているということは、承知しているものと思います。

それが単独でプロポーザルに参加できると思うのでしょうかね。ましてや、庁舎と同等規模の経験がないと参加できないとか、またプロポーザルで求める図面などを作成するのに、どれだけの経費がかかるのか、ということの認識とこののをされているのでしょうかね。

設計事務所によっては、年収以上もかかるような、数百万の費用がかかるような、プロポーザルに費やす費用がかかるわけですよ。

そういうことを考えると、なかなか地元の設計業者では、無理なところがあるのではないかなというふうに思います。

それはさておいて、次にお聞きするのは、統合保育園の工事管理についてでございます。

保育園の設計も、プロポーザル方式で設計者を選定しておりますが、工事監理については、どのようにされるのか、説明をしていただけますか。

○議長（野々下昌文君） 副市長。

○副市長（岩本昌彦君） 山上議員の再質問にお答えをいたします。

統合保育園建設工事の監理業務につきましては、庁舎と同様の考えに基づいて、設計業務を受託業者と随意契約を行うことといたしております。

以上です。

○議長（野々下昌文君） 8番山上庄一君。

○8番（山上庄一君） これも庁舎の建設と同じように、統合保育園への地元設計業者の工事監理の参加の在り方は検討されたのでしょうか。お聞かせいただけますか。

○議長（野々下昌文君） 副市長。

○副市長（岩本昌彦君） 山上議員の再質問にお答えします。

繰り返しの答弁になりますけれども、地元業

者の参加の検討については、庁舎と同様の考え方で行っておりますので、プロポーザル方式で公募した基本設計、及び実施設計の入札参加者に、市内事業者を含めた共同企業体を認めることで、地元設計業者の参加機会を確保しておるといふふうに考えております。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 8番山上庄一君。

○8番（山上庄一君） 余りくだいようなことを言うのもいけません、プロポーザルについては、先ほども言いましたように、プロポーザルへの参加には、地元業者とJVであれば、評価において、加重平均で加点する等しない限り、地元の業者との共同という動機づけは働かないのではないかと思いますし、設計や管理に関わることはほとんど不可能に近いのではないかなというふうに思います。

その意味で、ゴルフなどで言われますように、ハンディキャップというか、そういうものをもってしないと、ギャップがあり過ぎることです。

そこで、地元業者の育成についてということで、このことについてはどのように考えているのか、お聞かせいただけますか。

○議長（野々下昌文君） 副市長。

○副市長（岩本昌彦君） 山上議員の質問にお答えをいたします。

市内業者の育成ですけれども、これは、市内業者に受注機会を与え、より多くの事業経験を積んでもらうということが、確かに育成につながるものと考えております。

このことから、本市では、本当に市長の強い思いもありまして、競争入札において、市内業者を優先する選定を実施してきたつもりでございます。

しかしながら、入札に際しましては、競争性、公平性、事業規模、配置技術者の資格及び実績、

事業の特殊性、事業の執行予定時期、事業者の繁忙期等、こういった要素を総合的に判断し、業者数及び事業者選定を行う必要があります。

これはもう、山上議員に改めて御説明するまでもないと思うのですけれども。

こういったことを総合的に勘案しながら、市内業者の育成につながる業者選定を行っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（野々下昌文君） 8番山上庄一君。

○8番（山上庄一君） 答弁を聞くにつけ、それならば、余計にJVでも機会を提供すべきではないかというふうに思います。

統合保育園の工事監理委託業務は、金額的には、余り大したことがないと言ったらお叱りを受けますけれども、大きくないですが、地元の設計業者には、決して小さくない金額であると思いますし、それよりも、このお金の一部が市内に残ると、出ていくのとでは、大きな違いが生じてきます。

少しでも市内にお金が残るようにしなければ、市内の経済がやせ細るということになりかねません。地元の設計業者が参加できなければ、技術移転も起こりませんし、地元業者の育成にもつながりません。

このようなことも影響しているのではないかとはいいたくはないのですが、現在、市内には若い建築設計業者は少ないというか、いないのではないかというふうに思います。

もちろん、人口の減少等もあって、仕事そのものの減少もあるとは思いますが、近い将来には、建築設計も林業のように地域おこし協力隊により、建築士を募集することになるのではないかというふうに思ったりもしております。

建築士がいなくなって、地域おこし協力隊にお願いするようにでもなれば、相当の厚遇も必

要になるのかもしれませんが。その意味で、市の予算や事務などのトータルコストが増大するようになるかもしれません。これはちょっと極論で、ちょっと大げさ過ぎますけれども。

市役所の存在意義の一つとしては、地域おこし協力隊に頼らずとも、自立できる地域づくりであると思います。

別に、地域おこし協力隊そのものが悪いということはあるわけではないのですけれども。

この地域おこし協力隊の制度も、いつまで続くか分かりませんというところもありますけれども。執行部の皆様には、これも何回も言ってきているところですが、その意味で、釈迦に説法になると思いますけれども、公共事業を通じて、富の再配分もするわけですので、できるだけ地元の業者を使うべきであるというふうには思います。

今回は、工事や設計に限ってお話していますが、これまでも何回も申し上げておりますけれども、備品などの調達を含めて、市内で賄えるものは市内でという意識が大切であるということでございます。

極端な話と思われるかもしれませんが、新庁舎の工事でも、地元の業者でも十分に対応できる工事であると思っておりますし、現に業者の方々に話を聞きますと、十分に対応は可能であるとのことでありました。

要するに、地元業者が事業に関われば、お金が地元に残り、流通することで、経済効果をもたらすことになるというふうに思います。

このことから、市内への経済的な配慮として、地元にお金が流通する方策を含めて、市内の経済をどのように認識しているのか、お考えをお聞かせください。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） 山上議員の一般質問に

お答えをさせていただきます。

市内の経済状況ということでございます。

本市の経済も、現在、新型コロナウイルスによりまして、大きな打撃を受けている、そういった厳しい状況であるというふうに認識しておりますし、また新型コロナウイルスの影響だけじゃなくて、いろいろな形で、非常に厳しい状況であるということは、自分なりに認識を持っているところでもございます。

そのような中、るるお話もありましたが、公共工事の発注は、市内経済の活性化に大きく寄与するものであるというふうに、私自身も考えますので、今後とも、できる限り、市内業者に工事を受注していただくことが重要であるというふうに考えているところでございます。

また、その一方で、いろいろと難しい面もございます。ただ、先ほど山上議員もおっしゃられました、以前、職員にも申させていただきましたが、立派な庁舎を建てても、そこに住む市民がいなくなるような、そんなまちづくりをしたら元も子もないよというお話の中で、先ほどあった、富の再分配といいますか、しっかりとそういった予算、補助金をとってきたものは、市民の方々にぜひ分配をしていきたいという形の中で、市内業者に携わってもらいたいよねという話は、再三にわたりさせていただいているところでございます。

可能な限りではございますが、市内業者に関わっていただきたい、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 8番山上庄一君。

○8番（山上庄一君） ぜひともそういうふうにしていただきたいというふうに願っております。

地元業者は、経済的にも弱者の方が多いというふうに思いますので、いろいろな配慮も持っ

て、公共事業など発注を検討してもらわなければいけないというふうに思います。

当然、これは税収にも関わってくることでございますので。

次の大きい項目のほうに移らせていただきます。

都市計画マスタープランについてということで、いわゆる都市マスですが、今年度の策定ということで、質問をさせていただきます。

そこで、まず、市長は宿毛市をどのようなまちにしたいのか、具体的な空間イメージを含めて、まちづくりについての御所見をお聞かせいただけますでしょうか。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

少し大きなテーマになってまいります、私が目指すまちづくりを進めていく上で、中心となる、そういった柱となるものは、防災・減災対策であります。

10年前に発生いたしました東日本大震災の復興状況を見る中で、最も深刻な問題だと痛感しているのは、津波被害によって壊滅した多くのまちで、拠点となる庁舎が被災したことや、災害発災後の復興を事前に計画できていなかったことなどから、復興が遅れまして、多数の人口流出につながっているということでございます。

近い将来、南海トラフ地震が発生するといわれている本市においても、その後の存続を考える中では、同様の状況になることは、何としても避けなければならない、そのように思っております。

このことから、選挙時の公約におきまして、都市計画マスタープランを作成する中で、事前復興の計画についても、市民の皆様にお示しする約束をしておりました。

その事前復興の一環といたしまして、災害時の司令塔となる庁舎や、要配慮者施設である保育園の高台移転を実施するとともに、今後もできる限り、公共施設の高台移転を進めてまいりたいと、そのように考えているところでございます。

また、現在、高知県が進めています事前復興まちづくり計画策定指針検討会に、私も委員として参加をしております、この指針が策定されましたら、速やかに本市も事前復興まちづくり計画に取り組んでいく予定でもあります。

次に、四国横断自動車道の延伸も、大きなポイントとなります。現在、四国横断自動車道につきましては、ルート帯が示されており、今後、県の都市計画決定を受け、さらに詳細な計画ルートが公表されることとなります。

今後は、その計画ルートを確認する中で、周辺の必要な路線整備などを検討し、まちづくりに反映をさせていきたいと、そのように考えております。

そして、次のポイントといたしましては、人口減少、少子高齢化対策でございます。

各種の統計から、本市におきましても、今後、人口減少や少子高齢化が進んでいくことが想定されていますので、商業施設等につきましては、できるだけ駅周辺などの中心拠点に集積するとともに、市内各集落から中心拠点へは、公共交通などのネットワークでつないでいく、コンパクトプラスネットワークを意識した都市構造を目指していきたいと考えているところでございます。

そして、最後のポイントは、豊かな地域資源を活用したまちづくりであります。

市内には、自然環境や歴史、文化的資源が多く残り、また宿毛市総合運動公園などのスポーツ施設もありますので、さらなる交流人口の増加を目指していきたいと考えているところでござ

います。

そのためにも、宿毛市の地域資源を最大限活用した、そういったまちづくりを進めていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 8番山上庄一君。

○8番（山上庄一君） 御所見をお聞きますと、コンプリヘンシブプランニングというか、宿毛市では振興計画のように思いましたけれども、都市マスというのは、都市計画区域内の計画ということでございますけれども、広い意味で、いろいろな関連がありますので、いろいろな御所見をいただきました。

都市マス、手元に都市マスの計画書といいますが、成果品がありませんし、余り私のような理解力の乏しい人間は、空間的なイメージが湧いてきませんので、今回は御所見等をお伺いするというだけにとどめておきたいと思っております。

では、次に、都市マスに改正が予定されております特定都市河川浸水被害対策法の趣旨をどのように織り込んでいるのか、お聞かせをいただけますでしょうか。お願いします。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

都市計画マスタープラン策定の過程で、昨年、市内6か所を回り、各地域の魅力や課題をお聞きしながら、地域の構想を考えていただくワークショップ形式の地域別懇談会を実施をしたところでございます。

その中で、松田川流域や中筋川流域の地域で公表された河川の浸水想定区域図について、説明を行うとともに、それらを踏まえた地域の構想を考えていただいているところでございます。

その中では、止水、排水といったハード対策の促進や、避難マップなどの啓発による避難意識の醸成など、ソフト対策の必要性を提言いた

だいており、都市計画マスタープランにも反映をしているところでございます。

また、国は、頻発・激甚化する様々な自然災害に対応するため、災害ハザードエリアにおける新規立地の抑制や、移転の促進、防災まちづくりの推進の観点から、総合的な対策を講じるために、昨年、都市再生特別措置法等の改正を行っております。

これらを受けまして、宿毛市都市計画マスタープラン策定委員会の中でも、災害に強いまちづくりへ向けましたさらなる取組といたしまして、土砂災害や河川浸水などの風水害に加え、南海トラフ地震による被害を想定した高台移転等による災害対策を、引き続き推進するとともに、災害リスクが残存するエリアに対しまして、総合的な対策を検討するなど、計画的かつ着実に必要な防災、減災対策を講じていくこととしているところでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 8番山上庄一君。

○8番（山上庄一君） 最後の質問になりますけれども、都市マスの実現に向けての方法論の一つになりますが、立地適正化計画で居住誘導区域等の指定は考えているのか、御所見をお聞かせください。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

今回の都市計画マスタープラン改定を受けて、今後すぐに立地適正化計画を策定することは、予定をしておりません。

しかしながら、先ほどの答弁の中でも触れましたように、今後の居住誘導に際しては、災害のハザードエリアを避けていくことが、国の法律においても前提方針とされていることから、都市計画マスタープランの中でも触れた、県の事前復興まちづくり計画策定指針がまとめり次

第、本市としまして、事前復興まちづくり計画の策定に取り組んでいくこととしておりますので、その議論の中で、検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上のような状況になっております。

○議長（野々下昌文君） 8番山上庄一君。

○8番（山上庄一君） 御答弁ありがとうございます。

いろいろ聞かせていただきましたけれども、公共事業への地元企業の関わり方については、私自身の内部矛盾を増幅させてしまったような感じがいたします。

一方のマスタープランにつきましては、成果品が出てきてから、また別の機会に、改めて詳しい説明を受けたいというふうに思います。

以上で質問を終わります。

○議長（野々下昌文君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（野々下昌文君） 御異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

本日は、これにて延会いたします。

午後 3時08分 延会

令和3年  
第1回宿毛市議会定例会会議録第3号

1 議事日程

第8日（令和3年3月9日 火曜日）

午前10時 開議

第1 一般質問

----- . . . -----

2 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

----- . . . -----

3 出席議員（13名）

1番 今 城 隆 君	2番 堀 景 君
3番 三 木 健 正 君	4番 川 田 栄 子 君
5番 川 村 三千代 君	7番 高 倉 真 弓 君
8番 山 上 庄 一 君	9番 山 戸 寛 君
10番 岡 崎 利 久 君	11番 野々下 昌 文 君
12番 松 浦 英 夫 君	13番 寺 田 公 一 君
14番 濱 田 陸 紀 君	

----- . . . -----

4 欠席議員

な し

----- . . . -----

5 事務局職員出席者

事務局 長 朝比奈 淳 司 君  
次長兼庶務係長 奈良 和 美 君  
兼調査係長  
議事係長 宮 本 誉 子 君

----- . . . -----

6 出席要求による出席者

市 長	中 平 富 宏 君
副 市 長	岩 本 昌 彦 君
企 画 課 長	黒 田 厚 君
総 務 課 長	桑 原 一 君
危機管理課長	岩 本 敬 二 君
市 民 課 長	沢 田 美 保 君
税 務 課 長	山 岡 敏 樹 君

会計管理者兼 会計課長	佐藤 恵介 君
健康推進課長	松田 まなみ 君
長寿政策課長	中山 佳久 君
環境課長	山戸 達朗 君
人権推進課長	谷本 裕子 君
産業振興課長	谷本 和哉 君
商工観光課長	上村 秀生 君
土木課長	川田 和徳 君
都市建設課長	小島 裕史 君
福祉事務所長	河原 志加子 君
水道課長	川島 義之 君
教育長	出口 君男 君
教育次長兼 学校教育課長 生涯学習課長	和田 克哉 君
兼 宿毛文教 センター所長	岡本 武 君
学校給食 センター所長	平井 建一 君
農業委員会 事務局長心得	小松 憲司 君
選挙管理委員会 事務局長	児島 厚臣 君

----- . . . ----- . . . -----

午前10時00分 開議

○議長（野々下昌文君） これより本日の会議を開きます。

日程第1「一般質問」を行います。

発言を許します。

4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 皆様、おはようございます。5番目の質問者でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

私は、新型コロナウイルス遺伝子組み換えワクチンについて、今まさに日本でも始まりました。そして、宿毛でも始まろうとしております。

このワクチンについて、非常に不安の声もございますので、皆様の代弁者として、しっかり説明をしていただきたいと思います。

状況を説明しまして、またその接種の目的等について、伺ってまいります。

新型コロナウイルスは、一つの感染症を越えて、災害、それとも大騒動となっているのは、どこに問題があって、ワクチンが本当に解決の決め手になるか。1年たって新型コロナウイルスは未知のウイルスでもなく、重篤者には治療法も分かってきました。

コロナで亡くなる人の命も大切な命でございますが、また経済も命です。コロナ対策で人の命が失われていることも事実であります。

自粛対策で経済の命もまた失われて、自殺やメンタルで病んでいる人も多くいます。大学の授業も、1年間はゼロです。人とのコミュニケーションが絶たれたまま、教育でも多くの行事が中止となり、子供たちは甚大な被害と、影響を大きく受けています。

陽性だったけど、熱も出なかった人はたくさんいます。ここで2020年の死因のランキングを見ると、ニューヨーク、ドイツ、イタリア、フランスの欧米は、脳卒中、心臓病、がんの次

に新型コロナウイルス感染症で亡くなる人、4位であります。

日本を見てみますと、36位です。過度に萎縮しているほうが安心であります。両方で行きましょうと言っても、なかなか人の心が閉ざされたままで、経済と医療が両立は困難です。日本は、36位なので、明らかに非常事態の欧米とは違う状況です。

コロナウイルスはたくさんありますが、人間が認識しているのは6つあります。4つは、風邪を起こすウイルス、あと2つは、毒性のサーズとマーズ、今度の新型コロナウイルスは、5番目の風邪を起こすウイルスと位置付けされています。

人のウイルスは、2つ同時に流行はありません。毒性の弱いものか、強いものか、どちらが流行するか、これは、自然の法則でもう分かっていますけれども、毒性の弱いものが流行していきます。そして、毒性が強いほうが駆逐される、これが自然の法則と伺っております。

10年前の新型インフルエンザが流行したとき、それまであったソ連型インフルエンザがなくなったといわれています。今度、新型コロナウイルスが流行したので、インフルエンザの発生はほとんどゼロに近いです。新型コロナウイルスは、気道性の感染症で、ほとんどの感染症は軽症、または中等症の呼吸器疾患を経験し、特別な治療を必要とせずに回復すると、WHOが公表しています。いわゆる風邪です。

新型コロナウイルスとインフルエンザ、どちらが強いかわかりませんが、季節性インフルエンザは、去年はゼロに近いが、それまでは平均すると1,000万人が感染し、………（発言一部取り消し）………ています。

死亡者は、関連死を含むと1万人ぐらいで、新型コロナ感染者は1月24日現在、36万6,000人、関連死を合わせ、死者は5,120

人。高齢者にインフルエンザワクチン5,000万人打っていますが、感染者は2,000万人です。

……………  
……………（発言一部取り消し）……………  
……………

そして、インフルエンザは、12月から3月まで、1日平均7万人、ピーク時には1日10万人が感染します。そして、1日の死亡者は、数百人が亡くなります。集団感染も多く起こります。小さな子供が感染して、インフルエンザ脳症など、重症化することもあり、インフルエンザが新型コロナウイルスより強毒性ウイルスである病気で、新型コロナウイルスは、むしろ軽い。新型コロナウイルス感染者の98%は、無症状か軽症。高齢者で基礎疾患のある人にとっては重症化することもあります。

新型コロナウイルスの国際比率は、人口に対する感染率として、アメリカ7.3%、世界は1.3%、日本は0.3%となっており、低い理由は明確ではありませんけれども、東アジアに住んでいる人は、新型コロナウイルスに対する免疫が強いといわれています。

季節性インフルエンザより、弱毒性であるのに、本当にワクチンが必要でしょうか。人類史上初めて、人間に遺伝子組み換えワクチンを世界一斉に、何億人が打つことを経験したことがありません。新しいものに期待する人もいるでしょうが、このワクチンについて、新しいものは危ないと思っている市民も多くいるのは確かです。

経験したことのない副作用を発生する可能性があるのではと、科学者の多くは心配しています。その効果も、リスクも、未知数です。欧米に比べて、感染者、死者共に10分の1の日本であるにもかかわらず、テレビやマスコミで、

ワクチンが必要と思わせるような報道が続いています。

不安を持つ人は多く、個人の持つ複雑性は無限なため、効果には不確実な要素がつきまとい

ます。  
たまたまよい結果がある、あるいは悪い結果が出ただけかもしれません。少しでも確からしいものを得るには、結果を解釈し、結論を住民も行政も考える必要があるのではないかと考えております。

国が言っているから正しいとは限りません。国に逆らうなどではなく、いろいろな議論があつてよいはずであります。

様々な思いを尊重するためにも、住民の不安に応えるためにも、質問を行ってまいります。

国の決めたことではあつても、接種自治体であります。住民への説明責任は重要と考えます。質問にまいります。

欧米の新型コロナウイルス感染者の死亡者は高く、まさに非常時です。しかし、日本は36位で、季節性インフルエンザの31位にも及んでいません。36位の病気のために、16歳以上の全国民にワクチンを無料で打つ、この目的をお聞かせください。

○議長（野々下昌文君） 健康推進課長。

○健康推進課長（松田まなみ君） 健康推進課長、4番、川田議員の一般質問にお答えいたします。

川田議員から、様々な問題提起や、さきにお聞きしている通告の内容等も含まれておりましたので、まず接種の目的について、お答えいたします。

新型コロナウイルスワクチン接種につきましては、予防接種法第6条第1項の規定による臨時接種として実施されるものとなっております。

ワクチン接種の目的としましては、住民の生命や健康を損なうリスクの軽減や、医療への負

担を軽減し、社会、経済活動への影響を最小限にとどめることを目指すため、実施するものとなっております。

○議長（野々下昌文君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 接種するという目的を伺いました。

.....  
.....  
.....  
.....（発言一部取り消し）.....  
.....  
.....  
.....  
.....

アレルギーによる自己免疫疾患をもたらしました。記憶に新しい話であります。

住民の健康と命に関わるとの懸念は不要でしょうか、お答えください。

○議長（野々下昌文君） 川田栄子君に申し上げます。

ただいまの発言は、国政に関するものであり、一般質問の範囲を超えておりますので、気をつけてください。注意を申し上げます。

健康推進課長。

○健康推進課長（松田まなみ君） 健康推進課長、川田議員の御質問にお答えいたします。

的確な答弁にはならないかと思いますが、ワクチン接種に関しましては、国の情報に基づいて、全て体制を整えてまいりたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思っております。

よろしく願いいたします。

○議長（野々下昌文君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） それでは、これは2回接種となっておりますので、痛みや腫れ、倦怠感など、副反応が出ると予想されております。

世界の状況では、50%が痛み、腫れ、倦怠感などが出ております。1回目と2回目のどちらが、副反応が強く出られるのか、お答えお願ひできますか。

○議長（野々下昌文君） 川田栄子君に申し上げます。

同じ内容ですので、これは宿毛市で答える内容ではありません。気をつけてください。

4番川田栄子君。

質問をかえてください。

○4番（川田栄子君） 自治体ですので、国の方針に基づいて行っていくわけですが、何も知らないで国民は接種をするわけにはいきませんので、国のほうに聞いてくださいと、私は伝えてあります。

そのことから、こちらのほうへ伝えていただいたらいいことですので。国に聞いてくださいということをお伝えしてありますけれどもいかがでしょうか。

○議長（野々下昌文君） 再度申し上げます。

議事の進行の妨げになりますので、そのような内容は避けてください。ここは、国政ではないです。

答えられますか。

健康推進課長。

○健康推進課長（松田まなみ君） 健康推進課長。ワクチンの安全性、有効性、副反応についてということで、3つ目の通告いただいておりますので、ワクチンの内容について、お答えをさきにさせていただきたいと思っております。

現在、国が承認しているのは、ファイザー社ワクチンのみとなっております。このファイザー社のワクチンは、一般的な生ワクチンや不活化ワクチンとは違い、メッセンジャーRNAワクチンとなっております。このワクチンは、人の遺伝情報に組み込まれるものではありません。ワクチン接種により、その情報が長期に残った

り、精子や卵子の遺伝情報に取り込まれることはないものと考えられております。

副反応につきましては、一般的にワクチン接種後には、副反応が生じる可能性はあります。治療を要したり、障害が残るほどの副反応は、極めてまれではあるものの、ゼロではありません。

新型コロナウイルス感染症のワクチンの副反応につきましては、接種部位の痛みや頭痛、倦怠感、筋肉痛などの症状が見られたことが報告されております。

また、まれな頻度ではありますが、アナフィラキシーショックが発生したことも報告されておりますが、接種会場において、アナフィラキシーショックが起こったとしても、すぐに適切な対応ができるよう、本市の臨時予防接種会場や、医療機関には、医薬品などの準備をすることとしております。

国は、ワクチンの安全性の確保のため、臨床試験では、有効性、安全性などに関するデータを収集するため、開発中のワクチンを実際に人に投与して、試験をしております。

その後、臨床試験の結果などに基づいて、ワクチンの有効性、安全性、品質についての審査が行われ、ワクチンが承認される流れとなっており、臨床試験の過程を踏まえ、日本人でもファイザー社のワクチンの有効性が期待できるものと考えられております。

なお、2回接種することで、95%の有効性で発症を防ぐ効果があると認められているとのこと。

ワクチンに関する内容については、以上となります。よろしくお願いいたします。

○議長（野々下昌文君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 安全性、有効性、副反応について御説明がありました。皆さんが今から接種していくわけですので、非常に重要なこ

とだと思います。

それで、先ほど出ました中で、有効性が95%と出ましたけれども、もう少し詳しくお伺いしてよろしいですか。

○議長（野々下昌文君） 健康推進課長。

○健康推進課長（松田まなみ君） 健康推進課長。ワクチンに関しましては、2回の接種によって95%の有効性で、発熱やせきなどの症状が出るのが防がれるということが認められております。

ワクチンに関する安全性や有効性、副反応について、本市が見解を述べたり、市として何らかの判断ができるものではないと考えておりますので、御理解いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（野々下昌文君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 市民の方それぞれが、お一人お一人が、このワクチンを信じて打つということでございますか。

……………（発言一部取り消し）……………  
……………有効性95%というのは、95%は感染しないという意味では、全然違いますので、そこのあたりの説明は欲しかったと思います。

次へいきます。

新型コロナワクチン供給の3社でないものを接種することについて、今、大手の塩野義製薬が動物実験、臨床実験に入っておりますけれども、このワクチンが出てから接種をしたいという人もいらっしゃいますけれども、この3社から外れるわけですが無料で受けられるのか、そのあたりお聞きくださいと言ってありますけれども、お答え願えますか。

○議長（野々下昌文君） 健康推進課長。

○健康推進課長（松田まなみ君） 健康推進課長、川田議員の御質問にお答えいたします。

国内でも新型コロナウイルス感染症のワクチ

ン開発が進められていることは、厚生労働省のホームページにも掲載されておりますが、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を行うよう、現時点で国から市町村に出されている指示では、使用するワクチンはファイザー社のワクチンとされており、期間も令和4年2月28日までとされていることから、この期間を過ぎて行うワクチン接種の自己負担金につきましては、何も決まっておきませんので、お答えすることができません。

○議長（野々下昌文君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 了解いたしました。

それから、5番になりますけれども、無症状者から感染するかについて、人が言っている話もありますけれども、これは科学的根拠に基づかない話であります。

政府は調査をしないままマスクの要請をしたり、科学的根拠を持って、データで示されているものを解釈することが科学の基本であります。飛沫の中に伝搬するウイルス数がどれぐらいあるかを調べれば、すぐ分かることではありますが、そういうことも行っていません。

無症状者の感染について、お聞かせください。

○議長（野々下昌文君） 健康推進課長。

○健康推進課長（松田まなみ君） 健康推進課長、川田議員の御質問にお答えいたします。

無症状者から感染したという根拠となるデータがあったり、無症状者からの感染についてという御質問ですが、国に根拠となるデータがあるかないかにつきましては、確認できておりませんが、新型コロナウイルス感染症の診療の手引によりますと、有症者が感染拡大の主体ではあるが、発症前の潜伏期にある感染者を含む無症状病原体保有者からの感染リスクもあるとされております。

○議長（野々下昌文君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 私もデータを持ってお

りまして、WHOのホームページにございますので、引用させていただきますと、WHOは無症状者が感染させることはごくまれである、と昨年6月にデータを発表しております。

そして、今年の1月には、中国で大きな、1,000万人規模で無症状者が感染させるかどうかのデータを出しております。結果は0.3%であり、ごくまれという結果が出ておきまして、WHOと中国のデータに基づくものは一致するものと思っております。

それで、まれなんですけれども、まれというのは、私たちが外へ出たときに、交通事故に遭うかもしれないけれども、それはまれである。そういう状況ではないかと。このまれというのを、私はそういうふうに理解をしております。

次、6番目、新型コロナ感染者の診断のPCR検査について、どのように認識されているか、お聞かせください。

○議長（野々下昌文君） 健康推進課長。

○健康推進課長（松田まなみ君） 健康推進課長、4番、川田議員の御質問にお答えいたします。

PCR検査につきましては、検査基準等については、国の示す基準で検査ができていたものと認識しております。

PCR検査について、宿毛市として判断できるものではないと考えております。

○議長（野々下昌文君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 宿毛市として判断できないと。国の基準に沿っているということでございます。

それでは、少しだけ私のほうからも、PCRについてこれでいいのかなという、一言申し上げますと、PCRは倍倍にしていくもので、検査増幅数を見ていくものですので、使っていけないと。PCR検査は遺伝子を見るものであって、病原体を見るものではないと、WHOも言

っていますし、国立感染研究所も言うておりますけれども、なぜかずっと、このPCR検査を続けています。それで、適当なサイクル数として、WHOは30サイクルでやれといたっていますけれども、日本は45サイクルです。45サイクルというのは、10個いても陽性になります。30サイクルであれば、1,000個で陽性になります。20ぐらいであれば、10万個で陽性になります。だから高いサイクル数で行っているの、どんどん陽性者が出ています。陽性者は、イコール感染者でありますので、どんどん増えている状態であるということになっています。

それで、国民の方も、運動を起こしまして、  
**○議長（野々下昌文君）** 川田議員、質問は簡潔にしてください。質問にしてください。説明は要りません。

**○4番（川田栄子君）** 分からないですよ、事実を言うていかないと。

**○議長（野々下昌文君）** 質問にしてください。

**○4番（川田栄子君）** だから、1月22日、厚生労働省より、県や保健局部にサイクル数を35にしてくれと、通達が来ておりますので、これから少しずつ感染者数が減っていくと思います。

それでは、7番の接種義務についてお聞きいたします。

安全性、有効性がはっきりと、明確に確認できないときは、適用しないとあります。厚生労働省は、新型コロナウイルスは、風邪やインフルエンザのようなもので、余り意味がないのではないかと。希望者が接種すればよいが、努力義務で推奨するとなっております。

努力義務だと、接種しないことを許さない風潮にならないか、懸念をしております。そのことについて、お聞きいたします。

**○議長（野々下昌文君）** 市長。

**○市長（中平富宏君）** 川田議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

その前に、事実だというお話の中で、WHOの話もありましたが、日本政府の言っていることは非常に信用ならない。その一方で、中国のほうからの情報はこんな情報があるとか、いろいろなお話がありますので、少し困惑しておりますが、また後ほど、そのあたりは、執行部としても精査して、事実であるものについては、しっかり勉強させていただきたいと思っておりますし、また議会のほうも、議場での発言ではありますので、そのあたりを一定整理をしていただけるものとは思っているところでございます。

答弁に移させていただきます。

新型コロナウイルスワクチン接種につきましては、努力義務となっているところでございます。強制ではなく、本人の自己判断で接種していただくようになります。

また、ワクチン接種をしない、したいと判断した方が誹謗中傷されるようなことがあれば、大変なことになりますので、そういったことがないように、啓発に努めてまいります。

本市といたしましては、ワクチン接種が感染を収束させる手段になると期待をしているところでございまして、集団免疫獲得の観点からも、できるだけ多くの市民の皆様にはワクチン接種に御協力いただきたいと考えておりますので、ワクチンに関する正しい情報を提供するとともに、安心してワクチン接種が受けられる体制整備に努めてまいりたい、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

**○議長（野々下昌文君）** 4番川田栄子君。

**○4番（川田栄子君）** 接種義務について、そんな懸念がないように、市民の皆さんお一人お一人が考えたことを尊重されるような社会になってほしいと思っております。

それで、ワクチンを打った人と、今後の副作用なども見ていかなければいけない経過もございますので、打たなかった人との有効性のデータなど、数年かけて記録をしていくという考えはありになりますでしょうか、お伺いいたします。

○議長（野々下昌文君） 通告しておりませんので、議題をかえてください。

○4番（川田栄子君） 再質問ですけれども。

○議長（野々下昌文君） 通告をしていないです。

4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） ワクチンは命に関わる問題ですので、しっかり調べて、接種することについて、自分の体に異物が入ってくるということですので、安全性を確認するためにも、質問を行っています。

マスクの自粛対策について、お伺いいたします。

昨年の8月、死亡率が高かったのは熱中症です。9月は自殺でした。

熱中症の原因は、マスク着用ではないかと言われています。自殺の原因は、コロナ自粛経過の背景が、経済低迷とした生活苦といわれています。新型コロナによる被害よりも、対策による被害が及んでいます。

こんな騒動になったのは、過大な報道があります。必要でない、至るところでマスクをつけている。世の中でマスクを使って、どれくらい効果があるか。

ヨーロッパでは、2月、3月にマスクを強制したときと、強制していない状況をデータをとった結果が、全然変わらなかったといっています。

マスクについての考えを聞かせてください。

○議長（野々下昌文君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） マスクは関係ないこと

はないです。マスクがあつて、自粛があつて、都市封鎖があつて、結局、ワクチンで終わるといことになっておりますので、関連性があるわけです。だから、マスクはどのような効果があつて、そしてまた被害があるのではないかと、いうことを質問したいと思います。

○議長（野々下昌文君） 健康推進課長。

○健康推進課長（松田まなみ君） 健康推進課長、川田議員の御質問にお答えいたします。

マスクの着用や外出自粛の対策についてということで、御質問をいただきましたので、お答えいたします。

マスクの着用につきましては、就学前の子供のマスクの着用については、十分に注意が必要と考えます。特に2歳未満の子供の着用は推奨されておりませんし、2歳以上の場合でも、保護者や周りの大人が、子供の体調に十分注意した上で着用し、本人の調子が悪いときや、持続的なマスクの着用が難しい場合は、無理して着用させる必要はないとされております。

また、学校における新型コロナウイルスに関する衛生管理マニュアルでは、身体的距離が十分とれないときは、マスクを着用すべきとされておりますが、気温や湿度、暑さ指数が高い日には、熱中症などの健康被害が発生するおそれがあるため、マスクを外すようにとされているほか、体育の授業においては、マスクの着用は必要ないとされております。

大人であっても、十分な身体的距離が確保できる場合は、マスクの着用は必要ありませんので、人との距離をとりながらの散歩や、運動は積極的に行っていただきたいと思っております。

特に高齢者の方は、運動不足や孤立状態に陥ると、身体機能が低下し、鬱病などの精神面や、認知機能の低下にも影響を及ぼすものといわれておりますので、健康に暮らしていくためにも、日常生活の中に運動を取り入れることや、バ

ランスのよい食事で低栄養を防ぐことなどについても、あわせて啓発を継続していきます。

川田議員がおっしゃられるように、マスクの着用や外出自粛によるストレスは、子供や高齢者に限らず、どの世代も強くストレスを感じておられることは認識しておりますが、感染リスクを考えた場合、特にマスクの着用につきましては、個人ができる基本的な感染対策と考えますので、今後も、場面場面におけるマスクの着用や、手洗い、3密防止などの基本的な感染対策は呼びかけてまいりたいと考えておりますので、御理解頂きたいと思っております。

○議長（野々下昌文君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） マスクの着用に対して、子供さんから老人までの注意点や奨励がありました。マスクをしないということを言っているわけではございません。常識ある大人としての対応はしていくつもりです。でも、子供にとって、また高齢者にとって、害のあることの弊害を、皆さんに周知することは、とても大事なことなので申し上げました。

そして、マーガレット・グリーズブリッソン博士の言葉を最後に、この感染症に対する質疑を閉じたいと思っております。

子供や思春期の子というのは、マスクは絶対禁物です。酸素の欠乏は脳の発達を阻害し、その結果として生じたダメージは、元に戻すことができません、とあります。

マスクをしている子供さんを見かけたら、外していいよ。今から夏になりますので、真っ赤な顔をして、マスクをしています。その子供さんには、周りの大人や先生なんかも注意をしていって、子供は、死者はゼロでございますので、そういうところから、マスクの害もあるのだということを周知していただきたいと思っております。

マイナンバーカードについて、質問をします。

マイナンバー制度が導入されたのは2015年10月です。カードの交付が開始された2016年1月から5年が経過いたしました。

しかし、カードの普及率は人口の15%弱。国は2023年3月までに、ほとんどの住民がマイナンバーカードを保有することを目指しております。今後、一層の普及が期待される場所でもありますので、富士通は利活用の広がりを見据えて、様々な活用方法を検討して、ビジネス拡大や民間業者が受皿となってつながっていることも、皆さん御承知と思っております。

コロナ騒動から急にマイナンバーが押せ押せ空気であります。10万円の特別定額給付を認識したといいますが、マイナンバーは関係ありません。……………

……………（発言一部取り消し）……………

……………カードをつくってひも付けされると、5,000円は安いだろうという声も聞こえてまいります。

近く健康保険も組み込まれます。マイナポイント、地域振興券で奨励しているが、マイナンバー制度の利活用など、十分、住民に周知されているかと、懸念をしております。

第1番目の質問といたしまして、カードの交付率についてお伺いいたします。

○議長（野々下昌文君） 市民課長。

○市民課長（沢田美保君） 市民課長、4番、川田議員の御質問にお答えいたします。

マイナンバーカードの交付率ということですが、お話を伺ったときに、マイナンバーカード普及促進事業の始まる前と、それから現在の比較ということでお聞きしておりました。

地方公共団体情報システム機構から提供されるマイナンバーカードの交付状況、これは概数ではありますが、事業開始前の令和2年9月末の交付率は13.5%、直近の令和3年2月28日締めめの交付率は43.7%となっております。

す。

以上です。

○議長（野々下昌文君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 次に2番ですね。カードの利活用についてでございます。

今、マイナンバーカードとひもづけることのできる事務が、税と社会保障、災害対策に限定されていますが、この分野で十分にマイナンバーが使われているのでしょうか。制度趣旨としてうたわれている行政手続の効率化や、住民の利便性を高めるには、この3分野に資する範囲で、事務の範囲を広げてもいいと思いますが、カードの利活用について、お伺いいたします。

○議長（野々下昌文君） 市民課長。

○市民課長（沢田美保君） 市民課長、4番、川田議員の御質問にお答えいたします。

マイナンバーの利活用ということで、その3分野における利活用ということではないのですが、マイナンバーカードそのものの利活用ということで、お答えさせていただきます。

マイナンバーカードは、本人確認の際の公的な身分証明書として、また、これは税の申告等で使うので、その分野にはなと思いますが、税の申告や社会保障の手続など、マイナンバーの提示が必要な場面で、マイナンバーを証明する書類として利用できます。

宿毛市においては、2月26日からカードを利用してコンビニエンスストアで住民票の写しと、印鑑登録証明書を取得できるサービスを開始しました。

また、令和3年度中には、現在、システムの構築中であり、書かない窓口整備事業の運用を開始する予定で、マイナンバーカードを活用して、申請書などを書く手間を軽減し、来庁者の滞在時間の短縮や、利便性の向上を図り、窓口の密集、密接を緩和するものと考えております。

その他、3月から、先ほど言われたように、順次、健康保険証としての利用が始まります。手続さえ済めば、就職、転職、引っ越しをしても、1枚のマイナンバーカードで引き続き、保険証として使用できるようになります。

ほかにも、先ほど川田議員言われておりましたマイナポイントですが、今月末までにカードの申請をした方が対象となりますマイナポイント制度もあります。

以上です。

○議長（野々下昌文君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 利活用について御説明をいただきました。

それで、先ほど言われたように、どういうふうにマイナンバーカードが使われているかということ、事務の範囲を広げていくお考えがあるのかどうか。それからまた、有効期間がマイナンバーカードにはありますので、それぞれの、マイナンバーカードの有効期間について、御説明をお願いいたします。

○議長（野々下昌文君） 市民課長。

○市民課長（沢田美保君） 市民課長、お答えいたします。

カードそのものの有効期間は、発行から10回目の誕生日までとなっています。未成年の方は、5回目の誕生日までとなっております。

以上です。

○議長（野々下昌文君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） カードを持っている方は有効期間があるということを、意識をしていかななくてはなりません。

次、電子証明書についてお聞きをいたします。

電子証明書を利用する際には、マイナンバー自体を使用していないので、民間業者を含め、様々なサービスを活用できます。

例えば、マイナンバーカードの電子証明書で本人認証が可能となり、コンビニで手続ができ

るわけですが、電子証明書について、詳しく御説明をお願いいたします。

○議長（野々下昌文君） 市民課長。

○市民課長（沢田美保君） 市民課長、4番、川田議員の御質問にお答えいたします。

電子証明書とは、オンラインでの手続きにおいて、間違いなく本人であることを証明する公的個人認証サービスを利用するために発行されるもので、種類は2種類あります。

まず一つは、オンラインで申請や届出といった行政手続などを行う際に利用するものを、署名用電子証明書といい、作成・送信した電子文書が、利用者が作成した真正なものであり、利用者が送信したものであることを証明することができます。

例えば、インターネット等で確定申告を行う場合や、先ほど言われました、特別定額給付金の電子申請などに活用されました。

もう一つは、インターネットのWebサイトや、コンビニ等のキヨスク端末等にログインする際に利用するものを、利用者証明用電子証明書といい、ログインしたものが利用者本人であることを証明することができます。

例えば、宿毛市でサービスを開始した住民票の写し等のコンビニ交付や、マイナポータルという政府が運営するオンラインサービスのサイトへのログイン等に活用されています。

なお、電子証明書を利用するには、電子証明書が記録されたマイナンバーカードと、特定した暗証番号の両方が必要であること。また、複数回、暗証番号を間違えると、証明にロックがかかることなど、安全性への配慮がなされています。

先ほど、カードの有効期限10年と申しましたが、電子証明書の有効期限もありまして、発行から5回目のお誕生日までとなっており、市役所での更新手続が必要となっております。

以上です。

○議長（野々下昌文君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 電子証明書について、御説明をいただきました。

4番、健康保険証としての利用の申込みについて、詳しく御説明をお願いいたします。

○議長（野々下昌文君） 市民課長。

○市民課長（沢田美保君） 市民課長、4番、川田議員の御質問にお答えいたします。

マイナンバーカードの保険証利用が間もなく始まる予定となっておりますが、マイナンバーカードを保険証として利用するためには、被保険者の皆様においては、マイナンバーカード読み取り対応のスマートフォン等に、先ほど申しましたマイナポータルのアプリケーションをインストールしていただき、マイナポータルからの利用申込みが必要になります。

簡単な手順で行うことができますが、読み取り対応のスマートフォン等をお持ちでない方や、操作手順が分かりにくい方へは、市役所市民課職員が玄関のパソコンを利用して、登録サポートをさせていただきますので、ぜひ多くの皆様に申込みいただければと思います。

ただ、マイナンバーカードを保険証として利用していただくためには、それぞれの医療機関で対応するシステムの導入が必要になります。

現在、各医療機関の導入スケジュールについては、示されておりませんが、国においては、令和5年3月末までに、おおむね全ての医療機関等で導入を目指すこととして、取組を進めておりますので、今後、状況を注視する中で、宿毛市は国保保険者ですので、保険者として被保険者へのマイナンバーカードの保険証利用登録の促進に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（野々下昌文君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 健康保険証が、今から

マイナンバーカードに組み込まれて行くための  
手続の内容について、お聞かせいただきました。

次に、個人情報漏えいについてお伺いいたし  
ます。

内容を申し上げますので、課長としてどうい  
うふうに思われたのかぐらいの感想をお聞かせ  
いただければと思っております。

先月2月17日、衆議院予算委員会で、驚愕  
する内容の質問がありました。個人情報500  
万件近くが、中国のネットで出回っているの  
ではないかという内容です。

そもそも、これは2017年12月31日、  
3年前のことで、年金機構に告発メールが入っ  
てきたことでした。

当時、年金機構の調査では、2018年3月  
19日、豊島区にあった日本の会社、SAY企  
画に紙の情報からデジタル用に入力する業務を  
発注していました。SAY企画は、初め、80  
0人で仕事をすると伝えていましたが、130  
人しか集まらず、間に合わないのので、中国の企  
業に再委託をしたと分かりました。そこに大量  
の情報を渡していた。

その仕事だけでなく、他の業務も非常にずさ  
んだったこと、2018年6月には、既にその  
SAY企画は倒産していました。負債もあつた  
ということです。

当時は、年金機構は、氏名と振り仮名だけで、  
他の情報は出していない、大丈夫。じゃあ気をつ  
けてねということで終わっていたということ  
です。

その通報メールのことは公表することもなく、  
詳しい内容も説明せず、誰の力で通報メールが  
衆議院の議員の手にメールのコピーが渡ったの  
か分かりませんが、ネットに入力されている、  
それが普通の人が見られる、年金受給者の  
氏名、性別、生年月日、電話番号、マイナン  
バー……

○議長（野々下昌文君） 簡潔にお願いいたし  
ます。

○4番（川田栄子君） 感想をお聞きしたいの  
で言っているわけです。国会の2月17日の質  
問内容です。

マイナンバーカードにひもづける機能をどん  
どん増やしていこうとばかり、国政も行政も、  
様々、コロナ基金を使って、そういうことをや  
っておりますけれども、今後の進展によっては、  
この情報漏えいは非常に深刻な問題ではないか  
と思っておりますが、課長の認識をお聞かせく  
ださい。

○議長（野々下昌文君） 市民課長。

○市民課長（沢田美保君） 市民課長、4番、  
川田議員の御質問にお答えいたします。

川田議員が先ほどおっしゃられていた内容に  
ついて、私の感想というものは述べることはで  
きないのですが、そのかわりに、マイナンバー  
制度での安全管理措置を説明させていただきたい  
と思います。

マイナンバー制度では、様々な安全管理措置  
を講じております。

具体的には、マイナンバーの番号のみでは手  
続ができないようになっております。それぞれ  
の機関が保有している情報を、ほかの機関が必  
要とする場合に、その都度、情報のやりとりを  
行う分散管理をしております。

システムへのアクセスの制御、通信の暗号化  
なども行っております。

さらに、独立性の高い第三者機関、個人情報  
保護委員会とありますが、そこが監視監督を行  
い、故意に個人情報を提供などすれば、厳しい  
罰則を適用します。

分散管理を行っているため、マイナンバーが  
他者に知られても、そのナンバーにひもづくあ  
らゆる情報が一度に漏えいするということはあ  
りません。

また、マイナポータルにおいて、自分のマイナンバーにひもづく情報を、各機関がどのような手続に利用したかを確認することができる仕組みが設けられております。

このように、安全な管理措置を講じているということで、お答えにかえさせていただきます。

○議長（野々下昌文君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） セキュリティーが十分行き届いているということでございますけれども、こういうふうには、夫婦なら1画面で見られるということが、この中国の漏えい事件であったと、2月17日の国会で出ておりますので、こういうことがないようにするために、行政としてはどういう努力をされておられるのか、今、お伺いいたしました。

普及とおっしゃいますが、政府に個人情報をお渡しした以上、ルールをきちんと守っていただいて、個人情報として、いつ漏れるか分からないような状態では、非常に信頼感がゆらいでいくものであります。

それでは、地域振興券についてお伺いをいたします。

マイナンバーカード取得者に1万円の振興券は適切であったでしょうか、ということであります。

どのような発想があつて政策となつたか、内容をお聞かせください。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

本当に議員の皆様方には予算可決をしていただきまして、この振興券を配らせていただいたということでございます。ありがとうございます。

内容について御説明をさせていただきます。

マイナンバーカード普及促進事業につきましては、新型コロナウイルスの発現に伴う新しい

生活様式の実践を目指し、非接触型行政手続の基盤となるマイナンバーカードの一層の普及・促進を図るとともに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、多大な影響を受けた市民や地域経済を支える事業者の支援を目的として、実施をしたものでございます。こちらについては、予算のときにも説明をさせていただいております。

配付する地域振興券を1万円相当といたしましたのは、マイナンバーカード取得のインセンティブをインパクトのあるものとし、できるだけ多くの方に取得申請を促すこと。また、この地域振興券により、疲弊した地域経済を潤すという経済対策の側面があつたからでございます。

結果といたしましては、マイナンバーカードの申請率は70%を超え、市内では、配付された地域振興券によりまして、1億円を超える消費活動がなされており、当初の目的どおり、事業効果が発揮されたのではないかと考えているところでございます。

とはいえ、地域経済につきましては、いまだ収束しない新型コロナウイルス感染症の影響により、厳しい状況が続いております。今後におきましても、地域経済を支える事業者が、倒産や廃業に至ることがないように、これまで実施してまいりましたコロナ対策緊急支援給付金や、事業者支援給付金、新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金など、状況に応じた経済対策を柔軟に実施してまいりたい、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） .....

.....  
.....  
.....



し補修、複層塗装吹付に変更したことなどがございませう。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 流れをお伺いいたしました。

それで、そういう確認がされたときには、SPC側と職員とあとコンサル、そういう方々が入っていたということで、前回、山戸議員の質問の中にございました。

それで、市が専門の知識、能力を持つ方を入れるということはなかったかどうかということも、さっきお伺いいたしましたけれども、それについてはどうでしょうか。

○議長（野々下昌文君） 総務課長。

○総務課長（桑原 一君） 川田議員の再質問にお答えします。

市から参加しているのは、私ども総務課、都市建設課、学校教育課、それからアドバイザーをお願いしている方に参加をしていただいて、モニタリングを行わせていただいております。

○議長（野々下昌文君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） そういう体制で、モニタリングは行われたということでございますね。

完工事には、事業者検査の結果とか、実施設計図書との整合性、外観及び内観、また機能点検、作動点検、防火設備の整備状況、各種施工関連書類など、モニタリングについてはいかががでしたでしょうか。再質問になりますけれども、御説明、構いませんか。

○議長（野々下昌文君） 通告をしておりますか。

○4番（川田栄子君） モニタリングの再質問です。

○議長（野々下昌文君） 総務課長。

○総務課長（桑原 一君） 総務課長、川田議員の再質問にお答えします。

建設からモニタリングを行わせていただいているのは、先ほども答弁させていただいたように、要求水準に合致したものができのうかということに基づいて、モニタリングをさせていただきますので、要は要求水準に合致しているかどうかということのモニタリングでございます。

○議長（野々下昌文君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） PFIはこれから30年間と長い期間、維持管理、今から継続されていきますので、監視の目は必要となります。

行政も職員も議員も、今関わった方は誰もいないと、30年後にはそうなるわけですので、事業の継続はあっても、責任能力はSPCも行政も軽い話となっていくのではないかと心配もあります。

維持管理について、お伺いをいたします。

維持管理はこれからで、総額は決まっています。税込み7億3,000万円でしたか。これからどうやっていくのか。年ごとに市が決められた対価を払うことになるが、無条件ではないので、どんなことを業務内容とし、また問題に適切な対価を確保しようとしているのか。対価を払うということは、サービスの提供があつてのことで確認する必要があります。トータルで決まっている金額をどのように割り振っていくのか、御提案も出ていると思いますので、お示しをください。

○議長（野々下昌文君） 教育次長兼学校教育課長。

○教育次長兼学校教育課長（和田克哉君） 学校教育課長、川田議員の一般質問にお答えいたします。

これからの維持管理が、どういうふうな計画によって維持管理をしていくかということでございます。

今月に引渡しを受ける施設の維持管理業務が、

来年度からいよいよ始まるようになります。

維持管理の具体的な業務につきましては、電気設備の保守管理業務、消防設備の点検業務、貯水槽清掃、水質検査、警備業務などを、年間を通じてSPCが行ってまいります。

それと、長期になりますので、維持修繕が今後、出てくると思います。

その場合につきましては、事前に市とSPCで協議し、修繕していくこととなっておりますので、契約期間内において、その都度、話し合いをしながら、調整をしていくという形になっております。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 再質問になりますけれども、サービスの過剰は経費の無駄遣いとなっていきますけれども、サービスの質、量、それからサービス提供のタイミング、提供方法の妥当性、また市民の満足度、これらについても、少しお示しください。

○議長（野々下昌文君） 教育次長兼学校教育課長。

○教育次長兼学校教育課長（和田克哉君） 再質問にお答えいたします。

先ほどの答弁と重複するところもあると思いますが、維持管理業務等につきましては、それぞれ考え方も出てくると思いますので、その状況に応じて、発注者側、SPC側と協議していくことになってくると思います。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 質問をさせていただきました。

決してマスクをしないとか、そういう問題ではございません。本当に適切な対応は何かということを、時期も変わっていきますので、それぞれ、それぞれに、一人一人が考えていく問題

であると、提起をさせていただきました。

ワクチンも、これから皆様、接種されていくわけですが、本当に危険がなくて、皆さんのためになる、効果のあるワクチンであることを願って、私の質問を終わります。

○議長（野々下昌文君） この後、議会運営委員会をお願いいたします。

休憩いたします。

午前11時18分 休憩

-----

午後2時29分 再開

○議長（野々下昌文君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま、川田栄子君から、会議規則第65条の規定により、その一部を取り消したい旨の申出がありましたので、この際、発言を許します。

4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 本日の私の発言の中で、表現が不適切なところがありましたので、「関係ありません」の次から、「カードをつくって」の前まで、及び「伺っているわけです」の次から、「いいでしょうかね」まで、並びに「小規模の家族形態が」から、「力を与えるような、そういう」までの発言について、取消しをお願いいたします。

○議長（野々下昌文君） お諮りいたします。

ただいまの発言取消の申出を許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（野々下昌文君） 御異議なしと認めます。

よって、川田栄子君からの発言取消の申出を許可することに決しました。

この際、申し上げます。

ただいま川田栄子君からの発言取消の申出は許可されましたが、それ以外の発言につきまし

ては、後日、会議録を調査して、不穏当発言があった場合には、善処いたします。

これにて一般質問を終結いたします。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後 2時31分 散会

令和3年  
第1回宿毛市議会定例会会議録第4号

1 議事日程

第9日（令和3年3月10日 水曜日）

午前10時 開議

第1 議案第1号から議案第55号まで及び議案第57号から議案第59号まで

----- . . . ----- . . . -----

2 本日の会議に付した事件

日程第1 議案第1号から議案第55号まで及び議案第57号から議案第59号まで

----- . . . ----- . . . -----

3 出席議員（13名）

1番 今 城 隆 君	2番 堀 景 君
3番 三 木 健 正 君	4番 川 田 栄 子 君
5番 川 村 三千代 君	7番 高 倉 真 弓 君
8番 山 上 庄 一 君	9番 山 戸 寛 君
10番 岡 崎 利 久 君	11番 野々下 昌 文 君
12番 松 浦 英 夫 君	13番 寺 田 公 一 君
14番 濱 田 陸 紀 君	

----- . . . ----- . . . -----

4 欠席議員

な し

----- . . . ----- . . . -----

5 事務局職員出席者

事務局 長 朝比奈 淳 司 君  
次長兼庶務係長 奈良 和 美 君  
兼調査係長  
議事係長 宮 本 誉 子 君

----- . . . ----- . . . -----

6 出席要求による出席者

市 長	中 平 富 宏 君
副 市 長	岩 本 昌 彦 君
企 画 課 長	黒 田 厚 君
総 務 課 長	桑 原 一 君
危機管理課長	岩 本 敬 二 君
市 民 課 長	沢 田 美 保 君
税 務 課 長	山 岡 敏 樹 君

会計管理者兼 会計課長	佐藤 恵介 君
健康推進課長	松田 まなみ 君
長寿政策課長	中山 佳久 君
環境課長補佐	土居 祐仁 君
人権推進課長	谷本 裕子 君
産業振興課長	谷本 和哉 君
商工観光課長	上村 秀生 君
土木課長	川田 和徳 君
都市建設課長	小島 裕史 君
福祉事務所長	河原 志加子 君
水道課長	川島 義之 君
教育長	出口 君男 君
教育次長兼 学校教育課長	和田 克哉 君
生涯学習課長 兼宿毛文教 センター所長	岡本 武 君
学校給食 センター所長	平井 建一 君
農業委員会 事務局長心得	小松 憲司 君
選挙管理委員会 事務局長	児島 厚臣 君

----- . . . ----- . . . -----

午前10時00分 開議

○議長（野々下昌文君） これより本日の会議を開きます。

日程第1「議案第1号から議案第55号まで及び議案第57号から議案第59号まで」の58議案を一括議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

3番三木健正君。

○3番（三木健正君） おはようございます。

3番、三木でございます。質疑を行わせていただきます。

4点にわたりまして質疑を行わせていただきます。

まず、1点目でございます。

議案第16号「令和3年度宿毛市一般会計予算」第2款総務費、第1項総務管理費、24目庁舎建設費、14節工事請負費の中にあります公衆無線LAN設置工事費1,720万7,000円、この内容につきましてですが、公衆無線LANはどのような規模を想定しているのか。また、カバーエリアであるとか、どのぐらいの容量があるか等も、分かる範囲で結構でございますので、その内容をお聞かせ願います。

○議長（野々下昌文君） 企画課長。

○企画課長（黒田 厚君） おはようございます。企画課長、3番、三木議員の質疑にお答えいたします。

議案第16号別冊、令和3年度宿毛市一般会計予算、62ページ。第2款総務費、第1項総務管理費、24目庁舎建設費、14節工事請負費、公衆無線LAN設置工事費1,720万7,000円についての質疑にお答えいたします。

本事業につきましては、現在、この庁舎のほうにも設置しております公衆無線Wi-Fiを、

新庁舎におきましても、来庁者の方々に御利用いただける公衆無線Wi-Fiを整備する事業になっております。

新庁舎での公衆無線Wi-Fiにおきましては、1階から4階までの各階に、7か所から8か所のアクセスポイントを整備する予定としておりますので、現在、こちらの庁舎につきましては、1階当たり2つのアクセスポイントがありますので、現庁舎よりもアクセスポイントが増えて、Wi-Fi環境が向上するものと考えております。

また、容量等につきましては、Wi-Fi用の回線数や、通信速度との関係もありますので、今後、詳細のほうは検討していく必要性はありますが、現在、担当課といたしましては、各階、1階から4階まで、それぞれ2回線のWi-Fi用の回線の整備を行う予定としておりまして、一定の通信速度を確保するとして、1回線当たり100台程度の同時接続が、条件として考えられるのではないかと考えておりますので、庁舎全体で8回線、約800台程度の接続が可能ではないかと考えております。

また、本事業につきましては、サーバーを市独自で構えることによりまして、接続の制限等がかからないようなネットワークシステムにしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 3番三木健正君。

○3番（三木健正君） 説明ありがとうございました。

アクセスポイントが各階に2つ程度ということで、あとチャンネル数とか、そういった部分によって、混雑を防いだりとか、少々、Wi-Fiに関しては、特に目に見えない工事ということにもなってこようかと思っておりますので、注意をしていただきながら、デットスポットとか、できる限りできないような形で進めていただ

ればなと思います。

次に移ります。

同じく議案第16号「令和3年度宿毛市一般会計予算」第2款総務費、第3項戸籍住民基本台帳費、12節委託料の中にあります、コンビニ交付委託料148万8,000円と、18節負担金補助及び交付金の中にあります、コンビニ交付サービス運営負担金152万8,000円につきましてですが、同じような内容に思えるのですが、この違いについて御説明をお願いいたします。

○議長（野々下昌文君） 市民課長。

○市民課長（沢田美保君） 市民課長、3番、三木議員の質疑にお答えいたします。

議案第16号別冊「令和3年度宿毛市一般会計予算」66ページ。歳出、第2款戸籍住民基本台帳費、第3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費、12節委託料のうち、コンビニ交付委託料148万8,000円と、18節負担金補助及び交付金のうち、コンビニ交付サービス運営負担金152万8,000円につきまして、この内容を説明させていただきます。

本事業は、令和2年度の総務省が募集した小規模市町村向けクラウド基盤の構築によるマイナンバーカードを活用したコンビニ交付サービス導入促進に向けた実証事業に参加する形で、令和3年2月26日よりサービス提供を行っている事業です。

クラウド基盤へは、連携アプリケーションによる住民情報データの連携を行うこととなりますので、連携保守費用として、既存住基システムベンダーに支払う委託料141万7,000円と、そして証明書発行を行ったコンビニ事業者等に支払う委託手数料、こちらが7万1,000円になっておりますので、この合計額の148万8,000円を委託料として計上しております。

また、サービスの提供に当たっては、地方公共団体情報システム機構と、宿毛市が証明書等自動交付サービスの契約を締結しております。

機構は、証明書交付センターを運営しております。また、それぞれのコンビニ等の店舗とは、既に構築された専用回線を利用して、サービスの提供をしております。

これを利用して、宿毛市もサービス提供をしております。

加えて、各コンビニ事業者等への委託料の支払いや交付手数料の収納事務についても、担っております。

この契約先である機構への運営負担金として、18節コンビニ交付サービス運営負担金として計上しております。

以上です。

○議長（野々下昌文君） 3番三木健正君。

○3番（三木健正君） マイナンバーカードの有効利用につきまして、こういった部分のサービスを考慮していくという非常に大事なことだと思います。

ただ、費用がかかることですので、費用対効果を見極めながら、検証も伴いながら進めていっていただきたいなと思います。

次は、3つ目に移ります。

議案第21号別冊「令和3年度宿毛市学校給食事業特別会計予算」の10ページになります。

第1款総務費、第1項総務管理費、1目学校給食運営費、12節委託料の給食配送業務委託料1,036万2,000円につきましてですが、今現在、給食の配送に回っているところや給食センターから直接行っている分もありますし、品目によっては、各学校に個別に配送されている業者もあるかと思いますが、その部分が、この金額に含まれているのかどうかと、今現在、そういった個別配送をされている業者が何社あるのか可能であればお答えをお願いいた

します。

○議長（野々下昌文君） 学校給食センター所長。

○学校給食センター所長（平井建一君） 学校給食センター所長、3番、三木議員の質疑にお答えいたします。

議案第21号別冊「令和3年度宿毛市学校給食事業特別会計予算」、10ページ。

第1款総務費、第1項総務管理費、1目学校給食センター運営費、12節委託料、給食配送業務委託料1,036万2,000円について、説明いたします。

この1,036万2,000円につきましては、日々の給食と食器類について、沖の島地区を除く市内全小中学校に配送、また回収するための運搬費用であり、入札により決定した市内の運送業者1社に業務委託を行う費用となっております。

個別配送にしている事業者は何社かということにつきましては、2事業者で2品目となります。この予算案には含まれていない部分がございます。

この2品目につきましては、牛乳とパンを考えており、この両品目ともに高知県公益財団法人と各事業者が、それぞれ締結した契約に基づいて各学校に配送しており、個別配送に係る費用、契約内容については、承知しているところではありません。

以上です。

○議長（野々下昌文君） 3番三木健正君。

○3番（三木健正君） それでは、最後の質疑に移ります。

同じく議案第21号「令和3年度宿毛市学校給食事業特別会計予算」第2款学校給食事業費、第1項給食費の中に、1目の学校給食センター給食費の10節需用費、7,965万5,000円と、その下にあります沖の島、同じく10

節需用費の234万円の合計8,199万5,000円についてでございますが、この金額の内訳で、割合数程度で結構なんですけど、地元業者と、それから市外を含めた業者との割合というのは、どのようになっているのか、お伺いをいたします。

○議長（野々下昌文君） 学校給食センター所長。

○学校給食センター所長（平井建一君） 学校給食センター所長、ただいまの質疑にお答えいたします。

議案第21号別冊「令和3年度宿毛市学校給食事業特別会計予算」12ページ。第2款学校給食事業費、第1項給食費、1目学校給食センター給食費、10節需用費、給食材料費7,965万5,000円、及び同款同項2目沖の島学校給食センター給食費、10節需用費、給食材料費234万円、合計8,199万5,000円について、地元業者及びそれ以外の事業者の割合と、それぞれの品目についてということでございますが、令和2年度の決算ベースで想定しますと、1目の7,965万5,000円のうち、金額ベースではございますが、約45%程度が市内事業者、32社の構成となっております。残りの55%が、市外事業者、6社となっております。

2目の沖の島学校給食センター食材費、234万円のうち、市内事業者の割合が98%、8社になりますが、残り2%が市外業者、4社となっております。

以上です。

○議長（野々下昌文君） 3番三木健正君。

○3番（三木健正君） 承知いたしました。

市内業者が、特に大きいほうの宿毛市の沖の島以外のところでいくと45%ということで、約半分ぐらいですね。

できる限り食材費、大きな金額ではございま

すし、また、運営費も含めて、給食センターそのものの運営が大事ではございますが、できるだけの節約・軽減をしつつ、保護者の負担等を抑えていけるような形にもっていけることができれば。

また、それと同時に、市内業者を使っていたことで、宿毛市への経済的な活動の一端になればと思いますので、御配慮いただければと思います。

以上で質疑を終わります。ありがとうございます。

○議長（野々下昌文君） 5番川村三千代君。

○5番（川村三千代君） おはようございます。5番、川村三千代。ただいまから質疑を行います。

私、今回は6項目について質問をさせていただきますので、それぞれ担当課長からの御説明をお願いいたします。

全て議案第16号別冊「令和3年度宿毛市一般会計予算」からでございます。

まず、51ページ、お開きください。

こちらの第2款総務費、第1項総務管理費、7目企画広報費、18節負担金補助及び交付金の結婚新生活支援事業費補助金についてでございますが、この目的と内容について、御説明をお願いいたします。

○議長（野々下昌文君） 企画課長。

○企画課長（黒田 厚君） 企画課長、5番、川村議員の質疑にお答えいたします。

議案第16号別冊「令和3年度宿毛市一般会計予算」51ページ。第2款総務費、第1項総務管理費、7目企画広報費、18節負担金補助及び交付金、結婚新生活支援事業費補助金300万円の、目的・内容等についての質疑にお答えいたします。

本事業につきましては、婚姻に伴う新生活を経済的に支援して、本市での新婚生活のスター

トを応援し地域における少子化対策と定住人口を図ることを目的としておりまして、結婚日の年齢や世帯所得など、一定の要件を満たした新婚世帯に、婚姻に伴う住宅取得費用や住宅賃貸費用、そして引っ越し費用に対して支援を行うものとなっております。

補助上限額を1世帯当たり30万円といたしまして、交付件数を10世帯予定し300万円の予算を計上させていただいております。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 5番川村三千代君。

○5番（川村三千代君） 新婚生活を応援する補助金ということですが、様々な条件があるというふうにおっしゃっておられました。その中に、年齢も含まれていたと思いますが、年齢はどのような年齢設定をなさっているのでしょうか。

○議長（野々下昌文君） 企画課長。

○企画課長（黒田 厚君） 企画課長、5番、川村議員の再質疑にお答えいたします。

本事業におきましては、財源といたしまして、補助率が2分の1の国の地域少子化対策重点推進交付金を活用することとしております。

この交付金の要綱におきまして、対象年齢が定められておりまして、夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下である要件がございますので、本市の事業におきましても、国の要綱に合わせまして、補助対象者の年齢を39歳以下にさせていただいているものでございます。

なお、本事業の対象年齢につきましては、国のほうは令和2年度までは34歳までというふうにしておりましてけれども、いろんな現状の変化の中から、令和3年度事業からは、年齢を39歳までに引き上げ緩和して、事業を行うこととなっているような状況となっております。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 5番川村三千代君。

○5番（川村三千代君） さすがに私は該当しないんだなということを、改めて再確認をさせていただきました。

国の基準に沿ってということですが、国としても、今、晩婚化が進む中で、私としては、もう少し年齢を上げてもいいんじゃないかなという思いもいたしますが、この補助金を使って、宿毛市で明るく、元気な新婚生活を送られるカップルが増えていくことを望んでおります。

それでは、続きまして、次は54ページにまいります。

こちらの第2款総務費、第1項総務管理費、9目開発推進費、14節工事請負費の平田駅環境整備工事費について、説明を求めます。

今月の宿毛市の広報の9ページなんですけれども、平田駅について、土佐くろしお鉄道平田駅に副駅名がつきます。

平田駅は、三原村の入り口に当たることから、このたび、副駅名として、三原村最寄り駅が付くことになりました、という記載もありますが、この平田駅環境整備工事費は、副駅名がつくことと何か関連した事業なのか。この目的やまた内容をお示してください。

○議長（野々下昌文君） 企画課長。

○企画課長（黒田 厚君） 企画課長、5番、川村議員の質疑にお答えいたします。

議案第16号別冊「令和3年度宿毛市一般会計予算」54ページ。第2款総務費、第1項総務管理費、9目開発推進費、14節工事請負費、平田駅環境整備工事費30万6,000円の質疑について、お答えいたします。

本事業につきましては、本市が整備しております平田駅舎の駐車場の整備になります。

この駐車場につきましては、これまで駐車スペース、升の中に車止めを設置をしておりませんでした。現在、利用者の方が駐車される際に、後ろのフェンスに車が接触してしまうというこ

とが見受けられたため、利用者の安全性と利便性の向上を図るために、駐車場の南側のフェンスのある部分と、西側のこれもフェンスのあるところの駐車スペースなんですけれども、こちらの2か所の12台分の駐車スペースに、車止めを設置する工事となっております。

川村議員がおっしゃられました広報3月号の副駅名の件とは、関連はございません。よろしくをお願いいたします。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 5番川村三千代君。

○5番（川村三千代君） 平田駅の駐車場が、より安全性が増したということで、また副駅名もつくということで、ますます多くの方に利用していただきたいと願っております。

それでは、次にまいります。

74ページの第3款民生費、第1項社会福祉費、3目老人福祉費の中の健康サロン運営事業についてですけれども、この健康サロンについては、昨年の12月議会でも質疑をいたしました。その中で、事業内容などは御説明をいただきましたが、今回、この計上している事業費の内訳についての御説明をお願いいたします。

○議長（野々下昌文君） 長寿政策課長。

○長寿政策課長（中山佳久君） おはようございます。長寿政策課長、5番、川村議員の質疑にお答えいたします。

議案第16号別冊「令和3年度宿毛市一般会計予算」、73ページから74ページになります。

第3款民生費、第1項社会福祉費、3目老人福祉費に計上している健康サロン運営事業663万6,000円の事業費の内訳についてですが、まず、10節需用費の施設改修費として5万円、11節役務費の通信費、こちら電話代になりますが、8万4,000円。12節委託料、健康サロン施設管理運営委託料として、313

万1,000円。13節使用料及び賃借料、健康サロン施設賃借料として、337万1,000円で、総額663万6,000円の経費となっております。

以上です。

○議長（野々下昌文君） 5番川村三千代君。

○5番（川村三千代君） 事業費の内訳、御説明をいただきました。

その中で、管理運営委託料を計上されておりますけれども、この委託先については、もう決まっているのでしょうか、まだ決まっていなければ、こういった方式で決めるのか、そちらを御説明ください。

○議長（野々下昌文君） 長寿政策課長。

○長寿政策課長（中山佳久君） 長寿政策課長、川村議員の再質疑にお答えいたします。

管理運営の委託先につきましては、公募型プロポーザル方式によって業者選定をしていきたいと考えておりますので、現時点では、委託先については決まっております。

以上です。

○議長（野々下昌文君） 5番川村三千代君。

○5番（川村三千代君） もう一度、再質疑をいたします。

委託先をプロポーザルで今後決めていくということですが、そうすると、一定期間の時間が必要にもなってきますが、この健康サロンの開設はいつ頃を予定されていますでしょうか。

○議長（野々下昌文君） 長寿政策課長。

○長寿政策課長（中山佳久君） 長寿政策課長、川村議員の再質疑にお答えいたします。

議員御指摘のように、選定に当たりましては、仕様書の公表、企画提案書の提出に伴うプレゼンテーション、そして業者選定や不採用となった業者からの異議申立の期間の設定など、一定期間が必要となります。

今後も、スムーズな事務処理を進める中で、

できれば5月の中旬以降、遅くとも6月には開設できるように努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（野々下昌文君） 5番川村三千代君。

○5番（川村三千代君） コロナ禍ということで、外出の機会が減ったりですとか、皆さんとの交流の場も減っておりますので、一刻も早く、スムーズな形でサロンが開設されることを望んでおります。ありがとうございました。

それでは、次に移ります。

次は、107ページをお開きください。

こちらの第5款農林水産業費、第3項水産業費、2目水産業振興費、18節負担金補助及び交付金の水産業総合支援事業費補助金（高鮮度処理ブランドタグ導入事業）とありますが、このブランドタグというのはどういうものなのか、もしサンプル等がありましたら、お示しいただきたいですし、このブランドタグの御説明をお願いいたします。

○議長（野々下昌文君） 産業振興課長。

○産業振興課長（谷本和哉君） 産業振興課長、川村議員の質疑にお答えいたします。

議案第16号別冊「令和3年度宿毛市一般会計予算」、107ページ。

第5款農林水産業費、第3項水産業費、2目水産業振興費、18節負担金補助及び交付金、水産業総合支援事業費補助金（高鮮度処理ブランドタグ導入事業）につきまして、事業内容も含めて、少し説明させていただきます。

もともと漁業者の方々は、魚のおいしさを維持するため、氷締めなど、魚を締めるという作業を常々行っております。

今回、すくも湾漁協では、漁業者と連携しまして、水揚げをした際に神経締めという方法で締めた魚の取扱いを開始することとし、神経締めを行った魚には、タグを装着し、市場での入

札の際、タグのありなしによって、魚の処理の違いが判断できるようにするもので、タグ作成等の経費について補助しようとするものでございます。

神経締めとは、ワイヤー状の器具を使い、魚の脊髄を破壊する締め方で、死後硬直が始まる時間を先延ばしできることから、従来の方法で締めた魚と比較して、鮮度が長続きするといわれています。

ブランドタグは、縦2センチ、横4センチほどのプラスチック製のタグでして、これに船名と漁協名を印刷しておき、漁業者が神経締めを行った後、魚のえらに取り付けることとなります。

このタグのついた魚が、消費地市場やレストラン、それから居酒屋などにタグがついたまま出荷・販売されることで、関係者の目に触れ、食材として評価されることで、宿毛湾水産物の知名度向上とブランド化につながるものと考えています。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 5番川村三千代君。

○5番（川村三千代君） 非常に高精度な締め方をして、宿毛のおいしい、新鮮な魚であることが分かるタグだということなんですが、そのタグには、宿毛という名称は入るのでしょうか。処理の仕方だけが書かれているのでしょうか、その点、御説明、もう一度お願いいたします。

○議長（野々下昌文君） 産業振興課長。

○産業振興課長（谷本和哉君） 川村議員の再質疑にお答えします。

すくも湾漁協という漁協名が入りますので、宿毛という地名ではないですけれども、すくもというふうな、宿毛産というところ分かるようなタグになっております。

それから、先ほど言いましたけれども、漁船の名前が分かるようなタグになっております。

○議長（野々下昌文君） 5番川村三千代君。

○5番（川村三千代君） 宿毛のPRにもなるタグということで、期待が寄せられますが、先ほど写真を示して、タグの説明をしていただきましたが、そのタグをつける魚の種類というのは、特に決まっているのでしょうか。魚の種類について、御説明をお願いいたします。

○議長（野々下昌文君） 産業振興課長。

○産業振興課長（谷本和哉君） 産業振興課長、川村議員の質疑にお答えいたします。

ブランドタグを取り付ける魚種についてですけども、魚種を限定するものではありませんけれども、定置網漁業などで漁獲される魚種の中で、市場価格が比較的高いといわれている、例えばカンパチであるとか、それからマダイ、イサキ、それからハタ類ですね。そういった価格が比較的高い魚種を中心に、タグをつけていくというふうにお聞きしているところでございます。

以上です。

○議長（野々下昌文君） 5番川村三千代君。

○5番（川村三千代君） 宿毛の魚のブランド化、どんどん進んでいってほしいもので、少し外れるかもしれませんが、今、やはりコロナで第1次産業も大変だということも伺っております。

水産業のほうは、いかがなんでしょうか。現在の状況を課長のほうから御説明いただければと思いますが、お願いいたします。

○議長（野々下昌文君） 産業振興課長。

○産業振興課長（谷本和哉君） 産業振興課長、川村議員の質疑にお答えします。

議員もおっしゃられます、新型コロナウイルスの影響で、ブリやマダイといった養殖業につきましては、値段を下げても売れない、出荷できないなどの状況が長らく続いておりましたが、すくも湾漁協にお聞きしたところ、現状におき

ましては、ブリにつきましては、取引価格は例年と比べ、若干低いというふうなことですけれども、現在の取扱量は順調に推移して、出荷できているというふうなことでございました。

養殖のマダイにつきましては、浜値、漁業者が販売先に売る価格は、当初と比べるとかなり低いまま、現在もそういうふうな状況が続いているようで、マダイの養殖業者さんにつきましては、経営状況はしばらく厳しい状況が続くのではないかというふうにお聞きしているところでございます。

それから、すくも湾漁協さんが運営するすくも湾中央市場には、まき網漁業など、漁獲されるアジやサバなどの天然魚が多く水揚げされるわけですけれども、天然魚の多くの魚種で、市場価格が低迷したまま現在も続いているようでして、漁業者にとりましては、厳しい状況が続いているというふうにお聞きしているところでございます。

今回の神経締めが取組が、魚価向上に寄与できればというふうに、期待しているところでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 5番川村三千代君。

○5番（川村三千代君） 担当課には、本当に厳しい現状にあります水産業をはじめ、第1次産業も、しっかりと販路の拡大等も含めて、取り組んでいただければと思っております。

それでは、続いて111ページにまいります。

こちらの第6款商工費、第1項商工費、5目観光費、12節委託料の林邸にぎわい創出事業委託料について、内容と目的をお願いいたします。

○議長（野々下昌文君） 商工観光課長。

○商工観光課長（上村秀生君） 商工観光課長、5番、川村議員の質疑にお答えいたします。

議案第16号別冊「令和3年度宿毛市一般会

計予算」、111ページ。

第6款商工費、第1項商工費、5目観光費、12節委託料、林邸にぎわい創出事業委託料36万3,000円について御説明いたします。

林邸につきましては、今年度より合同会社ドラマチックによる指定管理が始まりまして、民間のノウハウを生かした、様々な催しを実施されているところでございます。

この林邸のさらなる活用促進や来館者数の増加を目的といたしまして、同社に当該事業を委託し、年に4回程度の展示会等の催しを開催しようとするものでございます。

具体的には、本市の特産品やそれに携わる方を招いて、展示会、そしてワークショップなどを実施し、宿毛市の魅力に触れる機会を提供するとともに、林邸及びその周辺のにぎわいを創出しようとするものでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 5番川村三千代君。

○5番（川村三千代君） 再質問をいたします。

林邸がリニューアルされてから、私も足を運びましたけれどもいろいろな催物、展示会など開かれてきたと思います。

その中で、人気があったものですか、反響が大きかったものを御紹介いただけますか。

○議長（野々下昌文君） 商工観光課長。

○商工観光課長（上村秀生君） 商工観光課長、5番、川村議員の再質疑にお答えいたします。

今年度は、指定管理者である合同会社ドラマチックの企画により、市内でアート教室などを広く活動する奥田 剛氏の原画作品展や寒蘭展示会などを実施いたしました。特に反響が大きかったものとはしましては、昨年10月に開催いたしました濱中建築、濱中伸也さんによる組子細工展でございます。

これは、10月9日から25日まで約半月の開催で、来館者数は880人となっております。

て、これは、こういう催しのなかった前月9月の来館者数270人と比較いたしました、大きな伸びとなっております。

来年度も、このにぎわい創出事業により、定期的にこのような展示会等を開催して、体制のより一層の活用と、既存市街地と、にぎわいづくりを進めてまいりたい、このように考えております。

**○議長（野々下昌文君）** 5番川村三千代君。

**○5番（川村三千代君）** 組子細工展に大変大きな反響があったということで、私もうれしく思っております。

実は、今年度、宿毛市議会は市内の宿毛高校と宿毛工業高校の高校生との意見交換をしたのですけれども、その中で、高校生から、林邸がリニューアルされてから新しくなって、非常に、周辺の環境もよくなった。そこで、もっと人が集う場所、にぎわいのある場所にしていただきたいという高校生からも大変そういう意見もいただいております。

林邸については、歴史的・文化的な意味から、大変思いを寄せている市民の方も多いですし、そういった若い方、高校生も期待をしている施設ということで、今後とも担当課、頑張っていたきたいと思っております。

それでは、最後の質疑になります。

135ページ。

第9款教育費、第4項社会教育費、5目歴史館費、こちらの13節使用料及び賃借料のバス借上料が14万4,000円とございますが、こちらの内容と目的についての御説明をお願いいたします。

**○議長（野々下昌文君）** 生涯学習課長兼宿毛文教センター所長。

**○生涯学習課長兼宿毛文教センター所長（岡本武君）** 生涯学習課長兼宿毛文教センター所長、5番、川村議員の質疑にお答えさせていただきます。

ます。

議案第16号別冊「令和3年度宿毛市一般会計予算」、ページ135ページ。

第9款教育費、第4項社会教育費、5目歴史館費、13節使用料及び賃借料におけるバス借上料14万4,000円に係る目的と内容について、お答えをいたします。

令和3年度新規事業調査票では、14ページ、奥谷博展示会ツアー実施事業になります。

内容につきましては、平成29年に文化勲章を受章されました宿毛市出身の洋画家、奥谷博画伯の大規模回顧展が、令和3年11月3日より高知県立美術館で開催される予定となっております。

神奈川県立美術館など、県外からも作品が多く集まるとお聞きをさせていただき、本市で参加者を募り、バスで観覧に行くため大型バス1台を借り上げる予算となっております。

本市出身の奥谷先生の作品を御鑑賞いただき、より身近にその存在を感じていただければと考えてございます。

以上でございます。

**○議長（野々下昌文君）** 5番川村三千代君。

**○5番（川村三千代君）** 宿毛市出身の奥谷先生の展示会が、県立美術館で行われるということ、大変うれしく、誇らしいこととございますが、再質問をさせていただきます。

11月3日に、バス1台を借り上げて、美術館のほうにその展示会を希望者が見学に行くということなのですが、今、コロナ禍でどうしても密を避けるという観点からも、バスの乗車人数を減らしているというような現状もあります。

11月に、今現在のコロナがどういう状況か推測するのも難しいんですけれども、バスの台数を増やすとか、また御希望なされる方が多かった場合、また別の日に実施するなど、この事業に、どういうふうに対応していかれるおつもり

なのかを、もう一度、御説明をお願いいたします。

○議長（野々下昌文君） 生涯学習課長兼宿毛文教センター所長。

○生涯学習課長兼宿毛文教センター所長（岡本武君） 生涯学習課長兼宿毛文教センター所長、川村議員の再質疑にお答えいたします。

予算計上段階で、11月に最大で大型バス1台で40名の応募によりまして、実施する予定と考えておりますが、議員御心配の新型コロナウイルスの感染状況等によりましては、今後の状況も踏まえまして、検討させていただきたいというふうに考えております。

○議長（野々下昌文君） 5番川村三千代君。

○5番（川村三千代君） それぞれの担当課長の皆さん、御説明ありがとうございます。

私の質疑は以上といたします。

○議長（野々下昌文君） この際、10分間休憩いたします。

午前10時48分 休憩

-----

午前11時02分 再開

○議長（野々下昌文君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） 1番、今城です。よろしく願いいたします。

それでは、議案第57号「和解及び損害賠償の額の決定について」、伺っていきます。

まず最初に、本件概要及び対応手続について、時系列での説明をお願いいたします。

よろしく願います。

○議長（野々下昌文君） 土木課長。

○土木課長（川田和徳君） 土木課長、1番、今城議員の質疑にお答えさせていただきます。

議案第57号「和解及び損害賠償の額の決定について」の質疑でございます。

まず、先日、紙面のほうでも報道がありましたように、今回、このような状況が発生させ、関係する業者や、市民の皆様、議員の皆様にも多大な御迷惑をおかけしました。この場をお借りしまして、おわび申し上げます。

大変申し訳ございません。

質疑のありました概要及び対応手続についてですが、本件は、平成30年7月豪雨により、萩原地区城山の山腹が崩壊し、隣接する農地へ流出した土砂等の撤去を行った、萩原地区（田）災害復旧工事、工期は、平成31年3月7日から令和2年3月17日、請負金額は、2,516万4,000円。

この工事と一体的な作業が必要であった市単独工事分について、工事は実施したものの、契約の締結がなされておらず、その費用の支払いができていなかったという案件です。

本体工事となる災害復旧工事のほかに、災害復旧事業の補助対象にはなりません。本体工事と一体的な作業が必要である斜面の崩土撤去、土砂とともに流出した墓石や遺骨の整理、コンクリートがら等の処分、石積みの復旧、大型土のうによる仮設土留め工等について、本体工事発注後、受注者に対し、市単独工事で処理する旨を伝え、口頭にて作業依頼を行い、本体工事と並行して工事を実施しました。

補助対象とならない市単独工事分は、補助対象となる本体工事の災害復旧工事と合算し、精算する必要があることから、令和元年12月に受注者に対し、図面・数量等の出来形資料の提出を指示していましたが、市単独工事分の資料が提出されず、本体工事の支払いのみとなり市単独工事分を合算して精算することができませんでした。

令和2年4月には、市単独工事分の概算数量が提出されましたが、担当職員がその確認作業や、その他突発的な案件に追われ、令和2年1

2月まで庁内の報告をすることができておりませんでした。

今回、未払いとなっている市単独工事分について、本体工事と合算し、支払うべき必要があった費用1,023万8,400円について、施工業者と萩原地区(田)災害復旧工事に関連し、施工された工事の費用合意契約を締結し、支払いさせていただきたいというふうに考えております。

○議長(野々下昌文君) 1番今城 隆君。

○1番(今城 隆君) 確認させていただきま

す。  
今の流れからいって、災害復旧工事で現場条件に合わず、その際、書面により契約変更、設計変更手続きをすべきであったが、変更数量が合わないので、業者からの数量・図面提出となったと。

しかし、提出が遅れ、年度内の設計変更契約ができずに、元年度に当初契約分の復旧工事金額を先に支払った。

今回、請求額は追加変更分の金額、こういう解釈でよろしいのか。

それからもう一つですが、追加見込額が当初契約の30%以上になると、一般には変更契約ではなく、別途契約になると思うのですが、今回の書類上の処理は、別途工事の契約になっているのか、ちょっとその辺り、確認させてください。

○議長(野々下昌文君) 土木課長。

○土木課長(川田和徳君) 土木課長、今城議員の再質疑にお答えいたします。

まず、追加変更のみかという御質問なんですけれども、今回、先ほど申し上げました1,023万8,400円、この額については、本体工事となる災害復旧工事を差し引いた追加変更分のみの金額となっております。

それから、本来、追加変更を行う場合、お

おむね30%という規定がございますが、この件につきましては、通常、別途契約が基本となっておりますが、この工事は現場を遂行しながらでないと、なかなか全体の工事金額はつかめないこともありまして、追加分の工事につきましては、災害復旧工事と合算する形で、同じ工事内で精算するよう当初は考えておりました。

○議長(野々下昌文君) 1番今城 隆君。

○1番(今城 隆君) 大体、おおむね分かりましたが、最後の語尾のところ、追加分が、書類上の別途契約となっているのか。本来、仕事自体は、災害復旧、当初の同一工事分ということでしたが、書類処理上は、別途契約分が、別途契約で不払い分の処理を行ったのかということですか。

次の質問を兼ねてお聞きします。

不払い額の1,023万8,400円の根拠について、説明をお願いします。それと、書類上の金額の契約処理。前回の分も含めて、一体とした契約となっているのか、追加契約の別工事としての契約となっているのか、書類上の処理について、もう一回、確認させていただきます。

○議長(野々下昌文君) 土木課長。

○土木課長(川田和徳君) 土木課長、今城議員の質疑にお答えさせていただきます。

未払いの工事費の根拠という御質問でございますが、未払い工事費の算出に当たりましては、施工業者より図面や数量等の出来形資料及び、その根拠となる写真や伝票等の提出をしてもらい、本体工事との重複がないか、数量算出根拠資料が整っているか等の内容の確認を行い、必要と認められる経費について、本体工事と合算した場合の全体工事費の積算を行い、支払い済みの本体工事費を差引きし、市単独工事分の費用算出をしています。

その費用は、先ほど申し上げましたとおり、

1, 023万8, 400円となっております。

書類上なんですけれども、本体工事と合算した場合ということを想定させていただきまして、今回、萩原地区（田）災害復旧工事に関連し、施工された工事の費用合意契約とさせていただきまして、費用を支払いさせていただきたいと考えております。

○議長（野々下昌文君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） 最後の点をお聞きします。

市と業者間において、一方に不利や不適法処理がないことの証明として、5万円ほどで簡易にできる、調停による和解処理をすべきものと考えますが、市と業者のみで、今回、示談とする理由をお聞かせください。

○議長（野々下昌文君） 土木課長。

○土木課長（川田和徳君） 土木課長、今城議員の質疑にお答えします。

市と業者による示談とした理由ということでございますが、先ほど御説明させていただきました、市単独工事分の最終の数量や、費用の算出方法及びその費用について、市担当課と施工業者の二者で協議を行い、令和3年2月19日付で萩原地区（田）災害復旧工事に関連し、施工された工事の費用合意契約の仮契約を締結させていただきました。

市側と施工業者の双方が納得の上、合意に至っているため、第三者を入れた調停は必要ないものと判断させていただきました。

○議長（野々下昌文君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） ありがとうございます。

以上で私の質疑を終わります。

○議長（野々下昌文君） 13番寺田公一君。

○13番（寺田公一君） 13番、質疑をさせていただきます。

私が質疑をさせていただくのは、議案第16

号別冊「令和3年度宿毛市一般会計予算」について3件、あと議案第35号「指定管理制度導入に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」の2議案でございます。

まず、議案第16号の54ページ、第2款総務費、第1項総務管理費、9目開発推進費、13節使用料及び賃借料のサイクルパーツ展ブース使用料5万4,000円についてでございますが、この事業内容と目的についてをお示しを願いたいと思います。

○議長（野々下昌文君） 企画課長。

○企画課長（黒田 厚君） 企画課長、13番、寺田議員の質疑にお答えいたします。

議案第16号別冊「令和3年度宿毛市一般会計予算」

54ページ。第2款総務費、第1項総務管理費、9目開発推進費、13節使用料及び賃借料、サイクルパーツ展ブース使用料5万4,000円の質疑について、お答えいたします。

このサイクルパーツ展につきましては、各自転車メーカー、パーツメーカー、また輸入代理店などが新製品の展示などを行いまして、全国の自転車販売店などをはじめ、多くの自転車関連事業者などが来場する展示会となっております。

今年度につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により中止となりましたが、昨年度は202事業者が出店し、2,130の方が来場されているというふうにお聞きしております。

本市におきましては、自転車を活用したまちづくり計画を策定し、様々な取組を行っていることから、本展示会に出展することにより、出店メーカーや、全国の自転車関連事業者、またメディアの方々に、宿毛市のPRによる認知度の向上、そしてサイクルショップが持つサイクリングチームや、大学などのサイクリング同好

会など、事業者、また業界関係者などを通じて、多くのサイクリストの方に宿毛市を知っていただき、合宿や遠征なども含めまして、様々な形で宿毛市を訪れていただくことを目的として、出展を行っていきたくと考えております。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 13番寺田公一君。

○13番（寺田公一君） 説明をしていただきました。

金額的に、そんなに大きい金額ではないですし、宿毛市を全国に紹介をする場として、いろいろなところに出ていくということについて、文句を言うつもりはありませんが、まず、宿毛市内に、市民の皆さんに宿毛市の自転車に対するサイクル関係に対する認知度を、もう少し上げていくということが必要なんではないかというふうに思っています。

中には、市長は、自転車ばかりやという人もおりますので、そういう方々にも、宿毛市がやっている自転車に関する事業は、こういうことなんだという理解度を、もう少し広めていく努力も、同じように並行してやっていくべきだろうと思いますので、これからの事業の中で考えていただきたいと思います。

これ以上、再質疑はいたしません。

次に、59ページ。第2款総務費、第1項総務管理費、15目防災対策費、14節工事請負費。屋外子局移設工事費、63万8,000円とありますが、これの事業内容について、御説明をお願いいたします。

○議長（野々下昌文君） 危機管理課長。

○危機管理課長（岩本敬二君） 危機管理課長、13番、寺田議員の質疑にお答えいたします。

議案第16号別冊「令和3年度宿毛市一般会計予算」、59ページ。

第2款総務費、第1項総務管理費、15目防災対策費、14節工事請負費、屋外子局移設工

事費、63万8,000円の工事内容について、御説明させていただきます。

この工事内容につきましては、鵜来島地区に設置しております防災情報伝達システムの屋外子局につきまして、現在は鵜来島港内に設置しておりますが、この設備の鉄柱が塩害、経年劣化等によりまして、著しく腐食が進んでいるために、この屋外子局を移設するものであります。

放送設備とスピーカーにつきましては、既設のものを鉄柱から外して使用することとしておりまして、それぞれ離島センターの3階と、屋上へ設置する予定としております。

元の鉄柱につきましては、撤去するものです。以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 13番寺田公一君。

○13番（寺田公一君） 鵜来島ということで、非常に塩害が起きやすいということで、これからも地域の住民の方が、しっかりと情報がとれるように整備をお願いしたいというふうに思います。

続きまして、74ページ。

第3款民生費、第1項社会福祉費、3目老人福祉費、12節の委託料と、13節の使用料及び賃借料。これは、健康サロンに関することで、先ほど、川村議員のほうから質疑がありましたので、重複は避けたいと思います。

昨年の12月議会で205万円の予算化をしているというふうに記憶しているんですが、どのような機材を購入して、準備に当たってきたのかについて、まずお聞かせ願いたいと思います。

○議長（野々下昌文君） 長寿政策課長。

○長寿政策課長（中山佳久君） 長寿政策課長、13番、寺田議員の質疑にお答えいたします。

昨年の12月議会で議決をいただきました令和2年度宿毛市一般会計補正予算（第12号）におきまして、サロンの備品購入費として17

5万円を計上しております。その中で、現時点で物品購入契約をしているものにつきまして、お答えさせていただきます。

備品につきましては、電動ウォーカーや、ぶら下がり健康器、リカンベントバイク等のトレーニングマシンを10点と、介護予防トレーニング機器3点の運動機器、そして空気清浄機やサーキュレーター、顔認証サーマルカメラ（体温測定用の機器）といったものの物品契約をさせていただいております。

こちらの物品につきましては、来週から順次、納入をされる予定にはなっておりますが、一部の物品におきまして、なかなか今年度中の納入が難しいというお話もありまして、今回の補正予算におきまして、繰越明許費を一部、計上させていただいております。

以上でございます。

**○議長（野々下昌文君）** 13番寺田公一君。

**○13番（寺田公一君）** かなりな機材が搬入されるということですので、使われる住民の方が、より健康増進に寄与できればというふうに思いますが、少し心配しているのは、これだけの機材を入れるとなると、よくある市販されている家庭用の機材を入れているんじゃないかというような心配もするんですが、多くの方が使う、また長時間使うということになると、強度は、業務用というのであればもたないと思いますので、そういうものになっているのかについて、お返事が頂ければと思います。

また、12月議会のとときに、同僚議員の中からも質問であったんですが、宿毛市内で、今回やろうとする、1か所でやるのか、各地区にそれなりの住民のニーズというのはあると思うのですが、現在、元気クラブであったり、百歳体操であったりということで、各地区で、地区の方が自主的に行われているところがありますが、いろいろな地区に、こういうものを配置してい

くような計画はあるのかなのかについて、お聞きをしたいと思います。

**○議長（野々下昌文君）** 長寿政策課長。

**○長寿政策課長（中山佳久君）** 長寿政策課長、寺田議員の再質疑にお答えいたします。

今回、購入しているトレーニング機器等につきましては、高齢者の方でも使えるようなトレーニング機器ということで、それだけ専門性の高いものとはしておりません。

ただ、エクササイズ用であるとか、油圧式のトレーニングマシンであるとか、一定程度、健康増進に寄与できるものと考えております。

先ほどの管理委託のところでもありましたが、プロポーザルによりまして、そういった業者に機器の管理等もしていただくように考えておりますので、使用される方が適切に、安全に使用できるように、担当課としても努めてまいりたいと、そのように考えております。

次に、今回、整備する場所、1点だけになるのかという御質問につきましては、今回、整備する健康サロンにつきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源としまして、完全防止対策をした施設で、市民の方が健康増進を図りながら、市民相互の交流促進を図ることを目的に、設置することとしておりますので、このような運動機器を整備した場所につきまして、現時点で新たに増やしていくことは難しいのではないかと、そのようには考えておりますが、設置後の事業の効果も検証しながら、高齢者の方の支援につきまして、今後、引き続き検討をしてみたいと考えております。

以上です。

**○議長（野々下昌文君）** 13番寺田公一君。

**○13番（寺田公一君）** ぜひとも市内全域で、このような運動ができる場所が設置できるように、考えていっていただきたいと思います。

これ以上、ここでは質疑はいたしません。

次に、最後になりますが、議案第35号「指定管理者制度導入に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」ということですが、全条文が今回の議案に載っているわけではないので、例規集と比べながら見ていくというのは、非常に難しいというか、時間もかかるということで、端的に今回の条例でどのようなことを変えて、どのような条例にしようとするのか、分かりやすく説明をしていただければというふうに思います。

よろしくをお願いします。

○議長（野々下昌文君） 生涯学習課長兼宿毛文教センター所長。

○生涯学習課長兼宿毛文教センター所長（岡本武君） 生涯学習課長兼宿毛文教センター所長。寺田議員の質疑にお答えさせていただきます。

ページは、47ページからの議案第35号「指定管理者制度導入に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」でございます。

まず、運動施設の管理につきまして、行政改革大綱におきまして、施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の縮減等を図るため、指定管理者制度の導入を図ることが求められているような状況でございます。

本条例議案につきましては、宿毛市運動場、武道館と東部運動場、それから高砂グラウンド及び宿毛市立体育館、和田体育館、栄喜体育館、それから宿毛市都市公園におきます総合運動公園、平田公園、宿毛運動公園等に係る関係条例におきまして、指定管理者制度を導入できるよう、指定管理者による管理や指定管理者の業務など、所要の改正を行いたいものとなっております。

また、現状、各施設とも体育施設と附帯施設は、当課生涯学習課のほうで管理運営を行わさ

せていただいているものの、その他の広場でありましたり、遊具などは都市建設課が管理してございまして、利用者の利便性の向上を図るためにも、一体的に指定管理者制度を導入できるよう、このたび一括して条例の改正を行いたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 13番寺田公一君。

○13番（寺田公一君） 大体の、ざくっとした考えは分かりましたが、今回の改正に伴って、4月1日からの施行ということになると思うのですが、実際の指定管理については、いつからの指定管理を想定しているのかについて、お聞かせを願いたいと思います。

○議長（野々下昌文君） 生涯学習課長兼宿毛文教センター所長。

○生涯学習課長兼宿毛文教センター所長（岡本武君） 生涯学習課長兼宿毛文教センター所長。寺田議員の質疑にお答えさせていただきます。

当課の思いはございますが、今後、運動施設に指定管理者制度を導入できるように、関係課とも協議をして、スケジュールを固めてまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（野々下昌文君） 13番寺田公一君。

○13番（寺田公一君） もう1点、質疑をしたいと思います。よろしくをお願いします。

指定管理者制度に移行した場合に、市長は、昨年度からですが、スポーツの振興を、大きな宿毛市の行政方針の柱にしてきていると思うのですが、この指定管理者制度に移った場合に、スポーツの振興について、今までとはちょっと変わってくるんじゃないかと思うのですが、その点について、答弁ができればお願いしたいと思います。

○議長（野々下昌文君） 生涯学習課長兼宿毛文教センター所長。

○生涯学習課長兼宿毛文教センター所長（岡本

**武君)** 生涯学習課長兼宿毛文教センター所長、寺田議員の質疑に、再度お答えをさせていただきます。

スポーツ振興にどのようにつなげていくか、そういう御質問だったと思います。

指定管理者の業務といたしまして、今後、条例の中にも少し触れておるんですけれども、施設の使用の許可であったり、維持管理を中心に指定管理者の導入を検討させていただきたいというふうに考えてございます。

施設の先ほどの発言ではございませんが、使用や、維持管理におきまして、民間の能力やノウハウを発揮していただけることを期待してございます。

なお、これまで同じ施設内で生涯学習課と都市建設課、先ほどではございませんが、維持管理課や施設許可が分かれていた分野もございまして、一体的に指定管理者制度を導入いただくことで、スポーツの振興であったり、利用者の利便性の向上、こういったところにつなげていただければという思いでございます。

**○議長(野々下昌文君)** 13番寺田公一君。

**○13番(寺田公一君)** いろいろと説明をいただきました。ありがとうございました。

宿毛市は、先ほども私も言いましたが、市長も大きな柱として、スポーツ振興を掲げておりますので、しっかりと市民に施設が今まで以上に使われるように、また管理ができるように、業者選定をはじめ、やっていただきたいというふうに思います。

最後に、今年度をもって出口教育長、また沢田市民課長が退職されるということをお聞きしました。また、川田土木課長については、元の国土交通省のほうに帰られるというふうに聞いております。この3人の方に、これまでのいろいろなどお世話になったことに感謝をし、これからますます御活躍されることを祈念をいた

しまして、私の質疑を終わります。

ありがとうございました。

**○議長(野々下昌文君)** 12番松浦英夫君。

**○12番(松浦英夫君)** 予定をされておる議員5人のうちの最後でございます。昼までには済むと思いますので、よろしくお願ひします。

それでは、通告いたしておりますとおり、質疑を行いたいと思います。

まず、はじめは、議案第4号別冊の「令和2年度宿毛市一般会計補正予算(第17号)」についてであります。

30ページ。第2款総務費、第1項総務管理費、11目国土調査費、12節委託料。その委託料が713万9,000円の減額になっておりますけれども、その減額の理由について、まずお伺いをいたします。

**○議長(野々下昌文君)** 都市建設課長。

**○都市建設課長(小島裕史君)** 都市建設課長、12番、松浦議員の質疑にお答えします。

議案第4号別冊「令和2年度宿毛市一般会計補正予算(第17号)」

30ページ。第2款総務費、第1項総務管理費、11目国土調査費、12節委託料、地籍調査事業委託料713万9,000円の減額理由についてお答えします。

令和2年度の地籍調査につきましては、宿毛トンネルを抜けた野地側の山林境界を画定するため、調査業務を発注しましたが、入札時に入札減が100万1,000円出ましたので、この入減分が減額になったことと、国費要望額に対し、国費割当が少なかったことによるものが613万8,000円となり、計713万9,000円の減額になっております。

今年度、国費割当が少なかった要因は、令和元年12月の補正予算で、令和2年度以降の事業を一部前倒しで予算化していることによるもので、このとき、予算化しました地籍調査事業

委託料2, 802万8, 000円については、令和元年度から令和2年度へ繰越しし、実施しております。

このことから、令和2年度の予算割当は少なくなっておりますが、令和元年度からの繰越事業を含みますと、事業の進捗自体は図られております。

○議長（野々下昌文君） 12番松浦英夫君。

○12番（松浦英夫君） 再質疑というか、1点お伺いします。

本年度の予算でも、3, 425万4, 000円が計上されておりますけれども、今まで議会の中で言われておるのは、高速道路に該当する部分、その線の当たりの予定されている部分の地籍調査を行いたいということのようだけれども、内容、どの地区を今年度、取り組もうとしておるのか、もし分かれば教えていただきたいと思います。

○議長（野々下昌文君） 都市建設課長。

○都市建設課長（小島裕史君） 都市建設課長、再質疑にお答えをします。

国土調査の今後の予定につきましては、近年、高規格道路のルート帯沿線を優先してきたこともありまして、令和3年度調査をもって、ルート帯沿線の現地調査は全て終えることとなります。

その後の調査は、南海トラフ地震による津波浸水が想定される沿岸部での地籍調査を計画していきたいと考えております。

○議長（野々下昌文君） 12番松浦英夫君。

○12番（松浦英夫君） そういう面で、災害復旧との絡みもありますので、対応をよろしくをお願いします。

次は、同じく30ページ。

第2款総務費、第1項総務管理費、15目防災対策費、12節委託料、津波避難タワー建設工損調査委託料の925万円が減額をされてお

りますけれども、まず、昨年の9月議会の1, 925万円が計上され、可決をされておりますけれども、この数字を見ると、9月議会で提案された1, 925万円からすると、約48%ぐらいの減額、約半分ぐらいの減額となっておりますけれども、この減額の理由についてお伺いをいたします。

○議長（野々下昌文君） 危機管理課長。

○危機管理課長（岩本敬二君） 危機管理課長、12番、松浦議員の質疑にお答えいたします。

議案第4号別冊「令和2年度宿毛市一般会計補正予算（第17号）」30ページ。

第2款総務費、第1項総務管理費、15目防災対策費、12節委託料の津波避難タワー建設工損調査委託料925万円の減額補正の内容について、御説明させていただきます。

この委託料につきましては、来年度に建設予定であります2基の津波避難タワー周辺の建築物等が、工事による影響を受けたか否かの判断を公正に行うためのもので、事前調査に係る予算として、計上させていただいたものでございますが、この工損調査、予算計上の段階におきましては、まだタワーの実施設計の途中でありまして、建築面積や延べ床面積、その敷地内のどの位置に建設するかなど、詳細が決まっていない状況でありましたので、範囲を広めに設定して、予算計上させていただいております。

その後、実施設計が進み、詳細が決まっていく中で、実際の調査範囲が絞られたために、対象建築物等も減りまして、大幅に結果として減額となったものです。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 12番松浦英夫君。

○12番（松浦英夫君） 私としては、これだけの額が減るとというのは、当初の9月議会で提案された内容1, 925万円の算定が、非常に過大であったというふうな捉え方をしておった

わけですけれども、今、課長の説明を伺って、一定、理解をいたしました。

次に、48ページ。

第6款商工費、第1項商工費、6目桜の里推進事業費、12節委託料、大島桜公園下刈り業務委託料100万円の減について。これの説明をお願いいたします。

○議長（野々下昌文君） 商工観光課長。

○商工観光課長（上村秀生君） 商工観光課長、12番、松浦議員の質疑にお答えいたします。

議案第4号別冊「令和2年度宿毛市一般会計補正予算（第17号）」、48ページ。

第6款商工費、第1項商工費、6目桜の里推進事業費、12節委託料。大島桜公園下刈り業務委託料100万円の減額理由について、御説明いたします。

当該事業は、森林組合に委託している大島桜公園の植樹地の下刈り業務と、地元の大島地区に委託している遊歩道の草刈り業務、それとシルバー人材センターに委託しているてんぐ巢病にかかった桜の枝の剪定業務の3つに分かれておりまして、今回の補正につきましては、森林組合に委託している下刈り業務の事業費が、見込みより低い額となり、不用額が生じることとなったため、減額しようとするものでございます。

事業費が低くなった理由につきましては、下刈り業務範囲を遊歩道周辺の主に来園者が周遊する可能性が高い範囲に限定したことや、てんぐ巢病により枯死した、伐採の必要性の高い桜などが少なかったことが要因でございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 12番松浦英夫君。

○12番（松浦英夫君） 本市も今から、桜前線が到来ということで、宿毛で一番の桜の里でございます。名所でございます。そういう面で、管理について、そしてまた公園の在り方等につ

いても、真剣に考えていただきたいというふうに思います。

次は、議案第16号別冊「令和3年度宿毛市一般会計予算」についてであります。

47ページ。第2款総務費、第1項総務管理費、2目人事管理費、12節委託料の定年延長制度整備支援業務委託料143万円についてであります。内容等について、分かれば教えていただきたいと思っております。

○議長（野々下昌文君） 総務課長。

○総務課長（桑原 一君） 総務課長、松浦議員の質疑にお答えします。

議案第16号別冊「令和3年度宿毛市一般会計予算」、47ページ、第2款総務費、第1項総務管理費、2目人事管理費、12節定年延長制度整備支援業務委託料143万円の内容についてでございます。

この委託料につきましては、令和4年度から地方公務員の定年が法令で改正する予定となっております。

この改正は、60歳から段階的に65歳まで引き上げられる予定となっております。

これに伴いまして、地方公務員法の一部改正する法律の改正で、年齢等を上げるとともに、これは単純に定年を61、62歳と上げていくとともに、60歳という節目は残しつつ、上げられた年齢のときの役職定年制であったり、任用の短時間制であったりという部分が盛り込まれるようになっております。

こういった改正が伴いますので、宿毛市の人事関係の全ての条例とか規則には、全て反映されるべきものとなってきておりますので、そういった専門的な部分の支援をしていただくために、業務委託をさせていただいて、円滑な運営ができるように、取組はさせていただければと思っております。

以上です。

○議長（野々下昌文君） 12番松浦英夫君。

○12番（松浦英夫君） 当初は、簡単にと  
いう思いがあって、143万円もという膨大な予  
算が要るのかなという思いがしたわけですけれ  
ども、中身を今、聞くと、なかなか広範囲な部  
分にまたがるということで、専門的なところで  
対応しなければならないということでありませ  
るので、分かりました。

次は、51ページ、第2款総務費、第1項総  
務管理費、7目企画広報費、18節負担金補助  
及び交付金、新婚新生活支援事業費補助金30  
0万円ではありますが、これについては、先ほど  
川村議員も質疑をされておりますので、年齢と  
か、そこらあたりは一定分かるわけですけれど  
も、1点だけ質疑をさせていただきます。

補助対象者についてですが、宿毛市に5年以  
上定住する意思があることとしておりますけれ  
ども、5年以内に市外に転居した場合の措置に  
ついては、どういうふうになるのか。

新婚生活されるみなさんのアパート、宿毛市  
の実態から見ても、新しいアパートができれば、  
新しいところに入って行く。そしてまた、交通  
の便がよければ、四万十市というような部分も、  
いろいろ想像するわけですけれども、この5年  
以内に転居した場合の措置について、説明を求  
めます。

○議長（野々下昌文君） 企画課長。

○企画課長（黒田 厚君） 企画課長、12番、  
松浦議員の質疑にお答えいたします。

議案第16号別冊「令和3年度宿毛市一般会  
計予算」、51ページ。

第2款総務費、第1項総務管理費、7目企画  
広報費、18節負担金補助及び交付金、結婚新  
生活支援事業費補助金300万円についての質  
疑にお答えいたします。

宿毛市に5年以上定住する意思があることを、  
本事業の補助要件の一つとしておりますけれど

も、その中で、5年間たつ前に転出した場合の  
対応等についての質問でございます。

本事業におきましては、予算可決いただきま  
した後に、補助要綱を定める予定としておりま  
すけれども、本市への、まず5年以上の定住の  
意思につきましては、補助申請時の提出書類に  
て確認する予定をしております。

その後の転出等の取扱いにつきましては、現  
在、この事業につきましては、県内12市町村  
がこの事業を行っておりますので、他の市町村  
と同様の取扱いを行う必要もあるのではないかと  
いうふうに考えております。

また、それぞれの事情によって、様々な状況  
が発生しているのではないかとというふうにも考  
えておりますので、まず、先行して実施してお  
ります各市町村の対応なども参考にさせていただ  
きまして、本市での対応を決定してまいりたい  
というふうには考えておりますけれども、この  
事業につきましては、結婚に伴う経済的負担  
を軽減するために、新婚世帯に対しまして、結  
婚に伴う新生活のスタートアップに係るコスト  
の支援というものが、一つの大きな目的になっ  
ておりますので、そういった趣旨に鑑みまして、  
今後の対応のほうは、他の市町村の動向を見な  
がら検討させていただきたいというふうに考え  
ております。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 12番松浦英夫君。

○12番（松浦英夫君） 今、他市町村の動向  
を見るという部分でございます。そういう面で、  
目的等については、異議を申すわけではないわ  
けですけれども、5年というしほりがある以上、  
そこらあたり、厳密な取扱いというか、しっか  
り対応するため、補助要綱の確認をとっていた  
きたいというふうに思います。

次は、82ページ。

第3款民生費、第3項生活保護費、1目生活

保護総務費、12節委託料、そのうちの生活困窮者自立支援事業業務委託料1,655万1,000円についてでありますけれども、この内容等について、御説明を求めます。

○議長（野々下昌文君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（河原志加子君） 福祉事務所長、12番、松浦議員の質疑にお答えいたします。

この事業は、平成27年度より宿毛市社会福祉協議会へ業務委託をしております。生活に関する困り事や、不安を抱える生活困窮者の相談に応じまして、地域の中で安心した自立生活をおくることができるよう、専門の支援員が個々の状態に合った支援計画を作成し、必要な支援の提供につなげて、自立の促進を図る取組を行っているものであります。

令和3年度からは、新たに就労準備支援事業を加えて委託することから、新規事業等調査票にも提示させていただいているものでございます。

就労準備支援事業の対象となる方は、決まった時間に起床・就寝できない等、生活リズムが崩れていたり、生活との関わりに不安を抱えている。また、自尊感情や自己肯定感が喪失している。就労の意思が希薄であったり、就労に関する能力が低いなどの複合的な問題があり、直ちに就労することが困難な方が対象となっております。社会・就労への第一歩を目指して、個々の課題に応じたプログラムを作成し、基本的な生活習慣を身につけるなど、1年間を通して、一般就労に向けた基礎能力を養いながら、就労に向けた支援や、就労の機会の提供を行う事業内容となっております。

委託する増額予算につきましては、事業に伴います人件費と福利厚生費となっております。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 12番松浦英夫君。

○12番（松浦英夫君） ページ128ページ。

第9款教育費、第2項小学校費、3目学校建設費、12節委託料、西地域学校移転適地調査業務委託料649万円でありますけれども、これは大島小学校、片島中学校、咸陽小学校の3校の部分に該当すると思っておりますけれども、適地といえば、やはり校区内というところ、今度、市役所が高台移転される部分含めて、西地域の部分だろうと思っておりますけれども、面積等も含めて、御説明をいただきたいと思っております。

○議長（野々下昌文君） 教育次長兼学校教育課長。

○教育次長兼学校教育課長（和田克哉君） 学校教育課長、12番、松浦議員の質疑にお答えいたします。

議案第16号別冊「令和3年度宿毛市一般会計予算」、128ページ。

第9款教育費、第2項小学校費、3目学校建設費、12節委託料、西地域学校移転適地調査業務委託料649万円の事業内容について、御説明させていただきます。

議員もおっしゃいましたように、本市の西地域にあります大島小学校、咸陽小学校、片島中学校につきましては、津波浸水地域にあり、建物の老朽化が進んでおります。

宿毛市教育委員会において、令和2年3月に策定しました宿毛市立小中学校再編計画におきまして、咸陽小学校、大島小学校は、津波浸水が予測されているため、近隣校の統合による高台移転が望ましいとしており、また、片島中学校におきましても、同様の理由で高台移転が望ましいとされております。

しかし、現在、学校再編に当たっての高台用地が確保できていないため、適地調査により、用地を選定した後、用地確保に向けた取組を進め、小中一貫教育をより効果的に発揮できる小中一体型施設の建設を検討するとしておるとこ

ろでございます。

再編計画では、この3校の学校統合は、令和9年4月を予定しております、統合に向けた適地調査を実施するため、今議会で予算を提案させていただいたものでございます。

3校建設に当たりまして、現在のところ、あくまでも概算ではございますが、約2万2,000平方メートルの敷地が必要ではないかというふうに、教育委員会では考えておまして、委託事業者からは、その適地として数か所程度、提案してもらうことを予定しているものでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 12番松浦英夫君。

○12番（松浦英夫君） なかなか膨大な土地、そしてまた少子化が進む今日の中にあって、今のまま、その面積が妥当かどうかについては、まだ吟味できませんけれども、とにかく高台へ建設するということについては、私もこの議会で何回も議論をしまいいりましたので、その点については理解を示しますし、この西地域、特に、本当にこの咸陽小学校、大島小学校、片島中学校、この津波の一丁目一番地と言っても構わないぐらいなところだと思いますので、適地が十分確保できることを期待をして、私の質疑を終わります。

○議長（野々下昌文君） 以上で、通告による質疑は終了いたしました。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（野々下昌文君） ほかに質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案のうち、「議案第1号から議案第3号まで」の3議案については、会議規則第37条3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（野々下昌文君） 御異議なしと認めます。

よって、「議案第1号から議案第3号まで」の3議案は、委員会の付託を省略することに決しました。

ただいま議題となっております「議案第4号から議案第55号まで及び議案第57号から議案第59号まで」の55議案は、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の委員会へ付託いたします。

お諮りいたします。

議案等審査のため、3月11日、3月12日、及び3月15日から3月19日まで、並びに3月22日は休会いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（野々下昌文君） 御異議なしと認めます。

よって、3月11日、3月12日、及び3月15日から3月19日まで、並びに3月22日は休会することに決しました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

3月11日から3月22日までの12日間は休会し、3月23日午前10時より再開いたします。

本日は、これにて散会いたします。

午後 0時06分 散会

議案付託表

令和3年第1回定例会

付託委員会	議案番号	件名
予算決算 常任委員会 (25件)	議案第4号	令和2年度宿毛市一般会計補正予算について
	議案第5号	令和2年度宿毛市国民健康保険事業特別会計補正予算について
	議案第6号	令和2年度宿毛市へき地診療事業特別会計補正予算について
	議案第7号	令和2年度宿毛市定期船事業特別会計補正予算について
	議案第8号	令和2年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計予算について
	議案第9号	令和2年度宿毛市学校給食事業特別会計補正予算について
	議案第10号	令和2年度宿毛市下水道事業特別会計補正予算について
	議案第11号	令和2年度宿毛市国民宿舎運営事業特別会計補正予算について
	議案第12号	令和2年度宿毛市介護保険事業特別会計補正予算について
	議案第13号	令和2年度宿毛市土地区画整理事業特別会計補正予算について
	議案第14号	令和2年度宿毛市後期高齢者医療特別会計補正予算について
	議案第15号	令和2年度宿毛市水道事業会計補正予算について
	議案第16号	令和3年度宿毛市一般会計予算について
	議案第17号	令和3年度宿毛市国民健康保険事業特別会計予算について
	議案第18号	令和3年度宿毛市へき地診療事業特別会計予算について
	議案第19号	令和3年度宿毛市定期船事業特別会計予算について
	議案第20号	令和3年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計予算について
	議案第21号	令和3年度宿毛市学校給食事業特別会計予算について
	議案第22号	令和3年度宿毛市下水道事業特別会計予算について
	議案第23号	令和3年度宿毛市国民宿舎運営事業特別会計予算について
議案第24号	令和3年度幡多西部介護認定審査会特別会計予算について	
議案第25号	令和3年度宿毛市介護保険事業特別会計予算について	
議案第26号	令和3年度宿毛市土地区画整理事業特別会計予算について	
議案第27号	令和3年度宿毛市後期高齢者医療特別会計予算について	
議案第28号	令和3年度宿毛市水道事業会計予算について	
総務文教 常任委員会 (16件)	議案第35号	指定管理者制度導入に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
	議案第36号	宿毛市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
	議案第37号	宿毛市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
	議案第38号	公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例について
	議案第39号	宿毛市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
議案第40号	宿毛市特別職の職員の給与並びに旅費に関する条例の一部を改正する条例について	

<p>総務文教          常任委員会          (16件)</p>	<p>議案第41号          議案第42号          議案第43号          議案第44号          議案第46号          議案第47号          議案第48号          議案第54号          議案第55号          議案第59号</p>	<p>宿毛市防災対策加速化基金条例の一部を改正する条例について          宿毛市立学校体育施設の使用料に関する条例の一部を改正する条例について          宿毛市教職員住宅管理条例の一部を改正する条例について          宿毛市スクールバスの住民利用に関する条例の一部を改正する条例について          宿毛市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について          宿毛市立放課後児童クラブ施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について          宿毛市国民健康保険条例の一部を改正する条例について          宿毛市職員の給与の臨時特例に関する条例の廃止について          宿毛市振興計画（基本構想）について          辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について</p>
<p>産業厚生          常任委員会          (14件)</p>	<p>議案第29号          議案第30号          議案第31号          議案第32号          議案第33号          議案第34号          議案第45号          議案第49号          議案第50号          議案第51号          議案第52号          議案第53号          議案第57号          議案第58号</p>	<p>宿毛市ヤイト川可動堰管理基金条例の制定について          宿毛市健康サロンの設置及び管理に関する条例の制定について          宿毛市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について          宿毛市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について          宿毛市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について          宿毛市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について          宿毛市立保育所設置条例の一部を改正する条例について          宿毛市介護保険条例の一部を改正する条例について          宿毛市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について          宿毛市営地域振興住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について          宿毛市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について          宿毛市庁舎建設審議会条例の廃止について          和解及び損害賠償の額の決定について          字の区域及び名称の変更について</p>

令和3年  
第1回宿毛市議会定例会会議録第5号

1 議事日程

第22日（令和3年3月23日 火曜日）

午前10時 開議

- 第1 議案第1号から議案第55号まで及び議案第57号から議案第59号まで  
（議案第1号から議案第3号まで、討論、表決）  
（議案第4号から議案第55号まで及び議案第57号から議案第59号まで  
委員長報告、質疑、討論、表決）
- 第2 陳情第12号
- 第3 委員会調査について
- 第4 議案第60号 宿毛市議会会議規則の一部を改正する規則について  
（議案上程、提案理由の説明、質疑、討論、表決）

----- . . . -----

2 本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第1号から議案第55号まで及び議案第57号から議案第59号まで
- 日程第2 陳情第12号
- 日程第3 委員会調査について
- 日程第4 議案第60号

----- . . . -----

3 出席議員（13名）

- |               |               |
|---------------|---------------|
| 1番 今 城 隆 君    | 2番 堀 景 君      |
| 3番 三 木 健 正 君  | 4番 川 田 栄 子 君  |
| 5番 川 村 三千代 君  | 7番 高 倉 真 弓 君  |
| 8番 山 上 庄 一 君  | 9番 山 戸 寛 君    |
| 10番 岡 崎 利 久 君 | 11番 野々下 昌 文 君 |
| 12番 松 浦 英 夫 君 | 13番 寺 田 公 一 君 |
| 14番 濱 田 陸 紀 君 |               |

----- . . . -----

4 欠席議員

なし

----- . . . -----

5 事務局職員出席者

- 事務局 長 朝比奈 淳 司 君  
次長兼庶務係長 奈良 和 美 君  
兼調査係長

議事係長 宮本 誉子 君

----- . . -----

6 出席要求による出席者

市 長	中 平 富 宏 君
副 市 長	岩 本 昌 彦 君
企 画 課 長	黒 田 厚 君
総 務 課 長	桑 原 一 君
危機管理課長	岩 本 敬 二 君
市 民 課 長	沢 田 美 保 君
税 務 課 長	山 岡 敏 樹 君
会計管理者兼 会 計 課 長	佐 藤 恵 介 君
健康推進課長	松 田 まなみ 君
長寿政策課長	中 山 佳 久 君
環 境 課 長	山 戸 達 朗 君
人権推進課長	谷 本 裕 子 君
産業振興課長	谷 本 和 哉 君
商工観光課長	上 村 秀 生 君
土 木 課 長	川 田 和 徳 君
都市建設課長	小 島 裕 史 君
福祉事務所長	河 原 志加子 君
水 道 課 長	川 島 義 之 君
教 育 長	出 口 君 男 君
教育次長兼 学 校 教 育 課 長	和 田 克 哉 君
生涯学習課長 兼 宿 毛 文 教 セ ン タ ー 所 長	岡 本 武 君
学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長	平 井 建 一 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長 心 得	小 松 憲 司 君
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長 補 佐	埜々下 哲 広 君

----- . . . ----- . . . -----

午前10時00分 開議

○議長（野々下昌文君） これより本日の会議を開きます。

日程第1「議案第1号から議案第55号まで及び議案第57号から議案第59号までの58議案を一括議題といたします。

これより「議案第1号」について、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（野々下昌文君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

お諮りいたします。

「議案第1号」は、これを承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（野々下昌文君） 御異議なしと認めます。

よって、「議案第1号」は、これを承認することに決しました。

これより「議案第2号」について、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（野々下昌文君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

お諮りいたします。

「議案第2号」は、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（野々下昌文君） 御異議なしと認めます。

よって、「議案第2号」は、これに同意することに決しました。

これより「議案第3号」について、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（野々下昌文君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

お諮りいたします。

「議案第3号」は、これら同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（野々下昌文君） 御異議なしと認めます。

よって、「議案第3号」は、これに同意することに決しました。

これより「議案第4号から議案第55号まで及び議案第57号から議案第59号まで」の55議案について、委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長。

○予算決算常任委員長（高倉真弓君） 予算決算常任委員長。本委員会に付託された議案第4号から議案第28号までの25議案について、審査の概要と結果を御報告いたします。

議案の審査に当たっては、効率的な審議を行うため、本委員会を2つの分科会に分けて、3月11日、12日、15日、16日の4日間にわたり審議を行いました。

その後、3月19日に意見調整のための全体委員会を開催し、各分科会の主査の審議の結果の報告と質疑を経て、意見調整を行った結果、本委員会に付託された議案25件につきましては、原案を適当と認め、可決すべきものと決しました。

以下、分科会における主な審議概要について、御報告いたします。

まず、第1分科会主査より、次のような審査概要の報告がありました。

まず、議案第16号別冊「令和3年度宿毛市一般会計予算」の54ページ。

第2款総務費、第1項総務管理費、9目開発

推進費、18節負担金補助及び交付金、宿毛市事務系企業立地促進事業補助金800万円に関連して、委員からは、若い方が起業する際に、使用していない公共施設をオフィスとして貸し出すことは考えていないのか、との質問があり、執行部からは、この補助事業としては、現在、街区の民間の建物を活用していただいている。使用していない公共施設の貸出しについては、今後の検討が必要だと考えている、との回答がありました。

これに対して、委員からは、使用していない公共施設の活用方法として、地元の若者が安く借りられるオフィスがあれば起業しやすくなるので、一定期間、行政が支援をするといった取組の検討を求める、との意見がありました。

続きまして、131ページ。

第9款教育費、第4項社会教育費、1目社会教育総務費、7節報償費、講師報償費46万8,000円についてであります。

本事業は、市内の6保育園を対象とし、英語の楽しさに触れ、親しむことができるよう、訪問型で、絵本の読み聞かせなどを実施するものであります。

委員からは、講師は何名で、訪問の頻度や対象年齢は決まっているのか、との質問があり、執行部からは、講師は2名で実施しようと考えている。

また、各保育園に2名の講師が月に1回程度は訪問し、実施できるようにしたいが、保育園と協議しながら行っていく。対象年齢は、年長児と考えているが、保育園の規模によっては、対象者が少なくなる場合もあるので、各保育園と協議する中で決定していきたい。

さらに、可能であれば、ALTの協力も得たいと考えている、との回答がありました。

これに対して、委員からは、沖の島にも子供がいるので、ALTにも沖の島の学校へ行く際

に協力を得るなど、実施方法について検討を求める、との意見がありました。

続きまして、135ページ。

第9款教育費、第4項社会教育費、5目歴史館費、10節需用費、印刷製本費47万6,000円についてであります。

本予算のうち、12万1,000円で鶴来島港に設置されている観光看板と同規模で、鶴来島地区の戦争遺跡の紹介看板を設置しようとするものであります。

委員からは、山頂までのルート案内看板を設置することは考えていないのか、との質問があり、執行部からは、既存の観光看板にルート案内があり、今回の事業では、既存の看板の中で、記載のある戦争遺跡についての紹介看板の設置である、との回答がありました。

委員からは、山頂まで行く際に、途中で案内看板がなければ、迷う方もいるので、設置についての検討と合わせて、戦争遺跡の活用方法や周知について、工夫することを求める。

また、県などに対して働きかけを行うなど、文化財としての公的な位置づけについても、検討を求める、との意見がありました。

続きまして、138ページ。

第9款教育費、第5項保健体育費、3目社会体育振興費、8節旅費。普通旅費170万9,000円についてであります。

本予算のうち、オリンピック関連経費について、内容を問う質問があり、執行部からは、本予算のうち36万4,000円は、オリンピック後、オランダの女子自転車ナショナルチームの選手等にホストタウンである宿毛市へ凱旋していただきたいと考えている。

なお、どの選手が来られるのかは、オランダの自転車協会との協議次第であるが、チームの中からは、メダリストが出る可能性が高いと考えている、との回答がありました。

次に、第2分科会主査より、次のような審査概要の報告がありました。

議案第4号別冊「令和2年度宿毛市一般会計補正予算」8ページ。

第2表、繰越明許費補正、第7款土木費、第4項都市計画費、水道線無電柱化事業3,460万6,000円について報告します。

本件は、水道線無電柱化事業の補償費で、電柱移設、入線、抜柱の費用を補償するものであり、委員からは、水道線西の端にTの字になっている通りは非常に狭く、タクシーなどの行き違いに危険を感じるが、今ある電柱の位置は固定されるのか、との質問があり、執行部からは、今ある電柱は、今後残っていく電柱である、との回答がありました。

委員からは、あの電柱は圧迫感があり、注意しておかないと大きな人身事故を起こしかねない。安全に配慮をしてほしい、との意見がありました。

続いて41ページ。

第4款衛生費、第2項環境衛生費、2目環境整備費、18節負担金補助及び交付金、宿毛市浄化槽設置整備事業費補助金630万円の減額について御報告します。

本件は、当初で47基の予算を組んでいたが、実績は26基の申請となったので、21基分の減額を行うものであり、委員からは、当初に47基の予定を組みながら、実績は26基だけであったという要因は何かあるか、との質問があり、執行部からは、新築だけでなく、単独浄化槽とくみ取りを合併浄化槽にするのも補助の対象である。基数の予測ができないので、例年の状況を見ている、との回答がありました。

委員からは、市の内需の掘り起こしにもつながるので、積極的にPRしてほしいとの意見がありました。

続いて、48ページ。

第6款商工費、第1項商工費、6目桜の里推進事業費、12節委託料、大島桜公園下刈り業務委託料100万円の減額について御報告します。

本件は、大島桜公園の下草刈りや、遊歩道の草刈り、てんぐ巢病の枝打ちの業務であり、委員からは、桜の里推進事業は、大島公園だけでなく、市内全体のことであり、これほど予算があるのであれば、ほかのところを整備できるのではないかと、との質問があり、執行部からは、削減できたときに、その分をほかに充てることは一つの方法なので検討したい、との回答がありました。

委員から、例えば河津桜や雪割桜から始まり、ボタンザクラまでいくと、2か月ほど桜が見られる。もうひと手間加えて、宿毛に行けば、長い期間、桜が楽しめるようにしてはどうか、との意見がありました。

次に、議案第16号別冊「令和3年度宿毛市一般会計予算」74ページ。

第3款民生費、第1項社会福祉費、3目老人福祉費、12節委託料、健康サロン施設管理運営委託料313万1,000円及び13節使用料及び賃借料、健康サロン施設賃借料337万1,000円について御報告します。

本件は、感染対策をした中で、運動したい方やコロナ禍で活動を自粛をしている方に利用してもらう健康増進や集いの場として、健康サロンを設置するもので、委員からは、サロンへお金をかけるよりも、地域に器具を購入したほうが税金の使い方としては有効的ではないかと、との質問があり、執行部からは、感染対策をした集いの場の事業が交付金の対象であり、運動器具を購入することが主たる目的ではない、との回答がありました。

また、委員からは、予定場所には電気屋の倉庫があり、行き来ができるようになっているの

で、施設の改修時に利用者が倉庫へ行かないよう管理できる体制を貸主と協議してもらいたい、との意見がありました。

続いて、95ページ。

第4款衛生費、第3項清掃費、1目塵芥処理費、18節負担金補助及び交付金、幡多広域市町村圏事務組合負担金（ごみ処理分）1億9,585万1,000円について御報告します。

本件は、昨年の当初予算と比較し、1,400万円ほど増額しています。増額の要因は、ボイラーの修繕費3,500万円、予備の計量器1,000万円、飛灰リサイクル処理費140万円などが増額の要因で、委員からは、既存の計量器は頻繁に故障しているのか、との質問があり、執行部からは、頻度は確認していないが、今までにも壊れて使用できなくなったときがあった。各市町村の分担金が、量によって決まるので、計量器が壊れた期間は計算ができなくなっているので導入したい、との回答がありました。

委員からは、予備の物としては高額なので、リースのほうが安いのではないか。有効活用のために、平準化を図るなどして利活用してほしい、との意見がありました。

続いて、105ページ。

第5款農林水産業費、第2項林業費、2目林業振興費、18節負担金補助及び交付金、宿毛市小規模林業総合支援事業費補助金2,007万円について御報告します。

本件は、対象者を宿毛森林塾卒業生の会の会員であり、市内の山林において、持続可能な森林経営を行うものとし、事業内容は、間伐や作業道の開設等を行うもので、新たな担い手となる小規模林業家の支援を目的とするものです。

委員からは、地域おこし協力隊や、外から来た人への補助が厚いが、地元において山の手入れをしたい人に対して、林業機械や作業道の補助

があるべきである。市民に対しての考え方を教えてほしい、との質問があり、執行部からは、宿毛森林塾は、7年間開催してきており、本事業は地域おこし協力隊だけでなく、対象者を宿毛市在住の方としている。今後、市内の方で小規模林業を始めたいという方がいれば、来年度は、森林塾を広く開催できるように工夫しているので、研修を受けてもらい補助金を利用してほしい、との回答がありました。

委員からは、外から入ってくる人だけでなく、地元の人に対しても、公平にしなければならない。地元で頑張っている人にも、支援策があると市民に見せてほしい、との意見や、ふるさと納税は基金として積み立てられ宿毛の振興のために利用できると思うので、市内在住の林家のために、ここへのフィードバックをもっと考えるべきである、との意見もありました。

続いて、110ページ。

第6款商工費、第1項商工費、5目観光費、12節委託料、レンタサイクルインセンティブ事業委託料52万4,000円、及びレンタサイクル運営管理委託料66万円について、御報告します。

レンタサイクルインセンティブ事業委託料は、レンタサイクルを利用すると、市内の飲食店で使用できる500円分のクーポンがもらえ、レンタサイクルの促進と飲食店の活性化を図るもので、レンタサイクル運営管理委託料は、ロードバイクやEバイクの管理や点検業務で、委員からは、レンタサイクルを推奨するのであれば、もっとほかにやり方を考え、市民に理解度を深める説明がないといけな。市としての考えはあるのか、との質問があり、執行部からは、自転車の玄人だけではなく、女性や子供が気楽に乗れる、おしゃれに街中を走れるようなイメージでPRを考えている、との回答がありました。

以上で、本委員会に付託されました25議案について、審査結果の報告を終わります。

○議長（野々下昌文君） 総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（山戸 寛君） 総務文教常任委員長、本委員会に付託されました16議案の審査結果の御報告をいたします。

議案第35号は、指定管理者制度導入に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてでございます。

内容につきましては、市立運動場や市立体育館などの運営を、今後、指定管理に移行していくに当たり、関係する条例を一括で整備しようとするものです。

議案第36号は、宿毛市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

内容につきましては、令和3年4月1日より、農業委員会事務局長を管理職から除外すること等に伴い、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第37号は、宿毛市国民健康保険条例の一部を改正する条例についてでございます。

内容につきましては、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律が、令和3年2月3日に公布されたこと等に伴い、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第38号は、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

内容につきましては、本条例で引用している宿毛市一般職員の給与に関する条例の一部改正が行われたことに伴い、所要の改正を行うものです。

議案第39号は、宿毛市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

内容につきましては、本条例で読替規程とし

て引用している宿毛市一般職員の給与に関する条例の一部改正が行われたことに伴い、所要の改正を行うものです。

議案第40号は、宿毛市特別職の職員の給与並びに旅費に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

内容につきましては、議案第39号同様、本条例で読替規程として引用している宿毛市一般職員の給与に関する条例の一部改正が行われたことに伴い、所要の改正を行うものです。

議案第41号は、宿毛市防災対策加速化基金条例の一部を改正する条例についてでございます。

内容につきましては、宿毛市防災対策加速化基金が、今年度末で全額処分され、基金の原資となっておりました高知県津波避難対策等加速化臨時交付金が終了し、新たに高知県防災対策臨時交付金が創設されたことに伴い、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第42号は、宿毛市立学校体育施設の使用料に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

内容につきましては、松田川小学校と宿毛小学校の統合による松田川小学校の廃校に伴い、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第43号は、宿毛市教職員住宅管理条例の一部を改正する条例についてでございます。

内容につきましては、沖の島町母島に整備しております教職員住宅のうち、老朽化著しいものについては、既に取り壊しておりますので、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第44号は、宿毛市スクールバスの住民利用に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

内容につきましては、松田川小学校と宿毛小学校の統合により、県道宿毛津島線を走るスクールバスが宿毛小学校に乗り入れることに伴い、

本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第46号は、宿毛市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてでございます。

内容につきましては、学校教育法の一部を改正する法律が施行され、専門職大学が創設されたことに伴い、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第47号は、宿毛市立放課後児童クラブ施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

内容につきましては、宿毛小中学校合築校舎の整備とともに、学童棟を新設することに伴い、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第48号は、宿毛市国民健康保険条例の一部を改正する条例についてでございます。

内容につきましては、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律が、令和3年2月3日に公布されたことに伴い、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第54号は、宿毛市職員の給与の臨時特例に関する条例の廃止についてでございます。

内容につきましては、東日本大震災の復興費用捻出を目的に、職員の給与を削減するために制定しておりました本条例につきまして、所定の臨時特例期間が終了しているため、本条例を廃止しようとするものです。

議案第55号は、宿毛市振興計画（基本構想）の策定についてでございます。

内容につきましては、市の最上位計画であります宿毛市振興計画につきまして、令和3年度から令和11年度までの基本構想を策定するに当たり、議会の議決を求めるものです。

議案第59号は、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてでございます。

内容につきましては、令和2年12月23日に議決されました沖の島辺地の総合整備計画に

ついて、同辺地内の母島地区給水施設の改修を行うに当たり、辺地対策事業債の申請のため、本計画を変更する必要が生じたので、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第8項の規定により、議会の議決を求めるものです。

以上16議案につきましては、担当課からの詳しい説明を受ける中で、慎重に審査した結果、いずれも全会一致で原案を適当であると認め、可決すべきものと決しました。

以上で、本委員会に付託されました議案16件についての報告を終わります。

○議長（野々下昌文君） 産業厚生常任委員長。

○産業厚生常任委員長（山上庄一君） 産業厚生常任委員長、本委員会に付託されました議案14件についての審査結果を御報告いたします。

議案第29号は、宿毛市ヤイト川可動堰管理基金条例の制定についてでございます。

内容につきましては、高知県が施工するヤイト川広域河川改修事業に伴う補償事業により設置された可動堰について、高知県より宿毛市に支払われる補償金を基金として積み立て、可動堰を維持管理していくために、本条例を制定しようとするものです。

議案第30号は、宿毛市健康サロンの設置及び管理に関する条例の制定についてでございます。

内容につきましては、市民の健康増進及び市民相互の交流促進を図ることを目的に、健康サロンを設置するに当たり、新たに本条例を制定しようとするものです。

議案第31号から議案第34号までの4議案につきましては、いずれも指定居宅サービス等の事業人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が、令和3年1月25日に公布されたことに伴い、それぞれの条例を全部改正しようとするものです。

議案第45号は、宿毛市立保育所設置条例の一部を改正する条例についてでございます。

内容につきましては、令和3年3月末をもって、すみれ保育園が閉園することに伴い、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第49号は、宿毛市介護保険条例の一部を改正する条例についてでございます。

内容につきましては、第8期介護保険事業計画期間中における新たな介護保険料の規定等に伴い、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第50号は、宿毛市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

内容につきましては、令和2年度税制改正による公営住宅法施行令の改正等に伴い、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第51号は、宿毛市営地域振興住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

内容につきましては、移住施策の一環として実施しておりますお試し住宅に関する条文の整理等に伴い、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第52号は、宿毛市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

内容につきましては、学校教育法の一部を改正する法律が施行され、専門職大学が創設されたことなどに伴い、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第53号は、宿毛市庁舎建設審議会条例の廃止についてでございます。

内容につきましては、新庁舎建設に関し必要な事項を調査審議するため設置しておりました当該審議会につきまして、所期の目的を達成し

たので本条例の廃止をしようとするものです。

議案第57号は、和解及び損害賠償の額の決定についてでございます。

内容につきましては、令和3年2月19日付で締結しました和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

委員からは額の決定について、第三者に相談しなかったのはなぜか、との質問があり、執行部からは、額を算定する上で、現地施工に基づいた資料を精査して積算することは、この工事に限らず発注者と業者が確認の上、変更を行っている。

2社での確認については、高知県と顧問弁護士に相談して、十分であるとの見解を得たので、それ以上の確認作業をする必要はないと判断した、との回答がありました。

これに対し、委員からは、長時間の残業で復旧対策に多忙を極めたことは承知しているが、今後、このようなミスが起こらないように、しっかりとした対策を講じてほしい、との意見がありました。

議案第58号は、字の区域及び名称の変更についてでございます。

内容については、市役所新庁舎及び統合保育園の移転先となる小深浦地区から錦地区にまたがる高台の新名称について、宿毛市政策審議会での議論を経て「希望ヶ丘」と決定しましたので、地方自治法第260条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

以上、14議案につきましては、担当課から詳しい説明を受け、慎重に審査した結果、議案第29号から議案第34号まで議案第45号、議案第49号から議案第53号まで及び議案第58号は、原案を適当であると認め、全会一致で、また、議案第57号は、賛成多数をもって

可決すべきものと決しました。

以上、本委員会に付託されました議案についての報告を終わります。

**○議長（野々下昌文君）** 以上で、委員長の報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

**○議長（野々下昌文君）** 格別質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

これより「議案第4号から議案第55号まで及び議案第58号並びに議案第59号」の54議案について、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

**○議長（野々下昌文君）** 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより「議案第4号から議案第55号まで及び議案第58号並びに議案第59号」の54議案を一括採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

**○議長（野々下昌文君）** 全員起立であります。

よって「議案第4号から議案第55号まで及び議案第58号並びに議案第59号」の54議案は、原案のとおり可決されました。

これより、「議案第57号」について、討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

1番今城 隆君。

**○1番（今城 隆君）** 1番、今城です。

議案第57号「和解及び損害賠償の額の決定について」、反対の立場から討論いたします。

本議案は、平成30年の萩原地区（田）の災

害復旧工事について、それに関連した上記以外の工事については、契約手続を行っていません。

市は相手業者に対し、未払いとなっている工事費用があることを確認し、その和解内容として、未払い金1,023万8,400円を相手方に支払い、今後、双方とも一切、異議請求の申立てをしないことを確認するというものである。

市の説明では、豪雨により萩原の墓地の一部が民家近くに崩落。工事内容は、国の補助がある土砂の撤去と全額市が財源を見なければならぬ墓石の仕分や、田の石積みなどがあった。

市は1件の工事として、国の補助分の2,516万円で業者と契約したが、工期末までに市財源を賄う部分を契約変更で追加できていなかったという。

市は、業者に追加工事の資料提出を口頭で指示したが、工期中も提出を促さなかったため、業者は工事完了後の昨年4月に資料を提出。市財源で賄う工事分が未払いとなっていた。

市は今後、書面手続を徹底し、職員同士の業務内容の共有にも努めると陳謝した。

以下、私の反対理由を述べていきます。

論点の1つ目は、市が土木建設工事の設計変更に関わって書面手続をしなかったことによる不祥事は、この2年間で3件、議会において陳謝している。

1つ目は、庁舎高台造成工事の設計で、土砂の運搬が抜かっていることについて、書面手続を経ず、1億2,000万円の増額変更を行った件。

2つ目は、長野堰の災害復旧工事で、矢板で水の流入が遮断できていないことが確認されたとき、文書に基づき協議を行い、設計変更等の対策を講じなかったために、1,000万円ほどの補修工事が必要になった件。

そして3つ目が、本件である。

このように、ほかにもあったであろう、怠る事務を生じさせる構造的な問題があると考ええる。

論点の2つ目は、市と相手業者だけによる示談処理である。議会はそれに対し、口頭説明だけでなく、積算根拠となる書類、現場視察、業者からの説明等を求め、十分な審査を行う必要がある。それができないのなら、市と業者間において、一方に不利や不適法処理がないことの証明として、簡易にできる調停処理を行うべきと考える。

私たち議員には、適正な処理であると証明できる資料は一切示されていないのである。

論点3、本件の当事者は誰かという問題である。市、相手業者、納税者である市民も当事者である。議員は、市民の代表であるから、議決を市民の意見とみなす、とするのなら、議会はそれにふさわしい審査をすべきであるが、現状では、適正な処理である証明には足らず、審査は不十分である。

論点の4番目として、本市で多発する本件のような怠る事務による不祥事は、構造的な問題と考えられ、その改善策をとらなければならない。

今回のような問題発生時こそ、積極的に情報をオープンにし、一般市民、第三者の批判、意見を仰ぎ、市と議会の対応に反映させなければならない。

したがって、本件の処理方法は、少なくとも第三者を挟む調停を行った上で、決議しなければならないと考えるものである。

以上の理由をもって、私の反対討論といたします。

**○議長（野々下昌文君）** 以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

**○議長（野々下昌文君）** ほかに討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより「議案第57号」を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

**○議長（野々下昌文君）** 起立多数であります。

よって、「議案第57号」は、原案のとおり可決されました。

日程第2、陳情第12号を議題といたします。

これより「陳情第12号」について、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長。

**○総務文教常任委員長（山戸 寛君）** 総務文教常任委員長、本委員会に付託された陳情1件について、審査結果を報告いたします。

陳情第12号「選択的夫婦別姓制度の導入を求める陳情書について」であります。

本陳情は、陳情者から取り下げたい旨の申出がありました。

本委員会といたしましては、全会一致をもってこれを承認することに決しました。

以上、本委員会に付託されました陳情についての報告を終わります。

**○議長（野々下昌文君）** 以上で、委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

**○議長（野々下昌文君）** 格別質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

これより、「陳情第12号」について、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（野々下昌文君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

お諮りいたします。

「陳情第12号」については、お手元に配付いたしました審査報告書のとおりであります。

「陳情第12号」は、審査報告書のとおり決することに異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（野々下昌文君） 御異議なしと認めます。

よって、「陳情第12号」については、審査報告書のとおり決しました。

日程第3、委員会調査についてを議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、目下委員会において調査中の事件については、会議規則第111条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。

委員長から申出書のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（野々下昌文君） 御異議なしと認めます。

よって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決しました。

日程第4「議案第60号」を議題といたします。

この際、提案理由の説明を求めます。

議会運営委員長。

○議会運営委員長（寺田公一君） 議会運営委員長、ただいま議題となっております議案第60号「宿毛市議会会議規則の一部を改正する規則について」提案理由の説明をいたします。

今回の改正は、第2条及び第91条の本会議と委員会の欠席の届出、第139条の請願書の

記載事項等、第166条の協議または調整を行うための場についての改正を行うものです。

欠席の届出につきましては、女性をはじめとする多様な人材の市議会への参画を促進する環境整備の一環として、議員として活動するに当たっての制約要因の解消に資するため、既に規定されている出産に加え、育児、看護、介護及び配偶者の出産補助を具体的に明示するほか、医学的な知見を踏まえ、出産に伴う産前6週産後8週の期間を明示するものです。

請願書の記載事項等につきましては、政府では、社会行政のデジタル化の一環として、行政手続に求めている押印について、特段の合理的な理由がある場合を除いて、その廃止を広く推進していることから、市議会においても、議会運営において、押印を求めなくても格段の支障のない事項については、廃止することが適当との観点から、請願者に対して、提出時に求めている押印を署名または記名押印に改めるものです。

協議または調整を行う場につきましては、会派代表者会並びに議会だより編集委員会について、協議または調整を行う場として会議規則に規定することで、正規の議会活動として位置づけるものです。

以上で、議案第60号についての提案理由の説明を終わります。

よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（野々下昌文君） これにて、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（野々下昌文君） 格別質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」という声あり)

**○議長(野々下昌文君)** 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより「議案第60号」を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

**○議長(野々下昌文君)** 全員起立であります。

よって、議案第60号は、原案のとおり可決されました。

以上で、今期定例会の日程は全て議了いたしました。

閉会に当たり、市長から挨拶の申出がありますので、発言を許します。

市長。

**○市長(中平富宏君)** 閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、首都圏の1都3県に発出されておりました緊急事態宣言が、3月21日をもって解除されました。

そのような中、先週、幡多管内では、2月5日以来となる感染確認が発表をされたところでもございます。

引き続き、市民の皆様におかれましては、マスクの着用、手洗いの励行、小まめな換気などの感染防止対策を講じていただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

去る3月2日に開会しました今期定例会は、本日までの22日間、議員の皆様におかれましては、連日、熱心に御審議いただき、御提案申し上げます59議案につきまして、それぞれ原案のとおり御決定をいただき、誠にありがとうございました。

今会期中に一般質問や質疑等を通じてお寄せいただきました御意見や御提言につきましては、

今後さらに検討をいたしながら、市政の執行に反映させてまいりたいと考えております。

令和3年度を迎えるに当たり、基本的な考え方につきましては、行政方針の中で申し上げますとおりでありますが、今後も一つ一つの課題に全力で取り組んでまいりますので、市民並びに議員の皆様方におかれましては、今後ともより一層の御指導、御協力を賜りますようお願いを申し上げます。閉会の御挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

**○議長(野々下昌文君)** 以上で、市長の挨拶は終わりました。

これにて、令和3年第1回宿毛市議会定例会を閉会いたします。

午前10時57分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

宿毛市議会議長 野々下 昌文

宿毛市議会副議長 川村 三千代

議員 山上 庄一

議員 山戸 寛

令和3年3月19日

宿毛市議会議長 野々下 昌 文 殿

予算決算常任委員長 高 倉 真 弓

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	審査結果	理由
議案第4号	令和2年度宿毛市一般会計補正予算について	原案可決	適当
議案第5号	令和2年度宿毛市国民健康保険事業特別会計補正予算について	原案可決	適当
議案第6号	令和2年度宿毛市へき地診療事業特別会計補正予算について	原案可決	適当
議案第7号	令和2年度宿毛市定期船事業特別会計補正予算について	原案可決	適当
議案第8号	令和2年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計予算について	原案可決	適当
議案第9号	令和2年度宿毛市学校給食事業特別会計補正予算について	原案可決	適当
議案第10号	令和2年度宿毛市下水道事業特別会計補正予算について	原案可決	適当
議案第11号	令和2年度宿毛市国民宿舎運営事業特別会計補正予算について	原案可決	適当
議案第12号	令和2年度宿毛市介護保険事業特別会計補正予算について	原案可決	適当
議案第13号	令和2年度宿毛市土地区画整理事業特別会計補正予算について	原案可決	適当
議案第14号	令和2年度宿毛市後期高齢者医療特別会計補正予算について	原案可決	適当
議案第15号	令和2年度宿毛市水道事業会計補正予算について	原案可決	適当

議案第16号	令和3年度宿毛市一般会計予算について	原案可決	適 当
議案第17号	令和3年度宿毛市国民健康保険事業特別会計予算について	原案可決	適 当
議案第18号	令和3年度宿毛市へき地診療事業特別会計予算について	原案可決	適 当
議案第19号	令和3年度宿毛市定期船事業特別会計予算について	原案可決	適 当
議案第20号	令和3年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計予算について	原案可決	適 当
議案第21号	令和3年度宿毛市学校給食事業特別会計予算について	原案可決	適 当
議案第22号	令和3年度宿毛市下水道事業特別会計予算について	原案可決	適 当
議案第23号	令和3年度宿毛市国民宿舎運営事業特別会計予算について	原案可決	適 当
議案第24号	令和3年度幡多西部介護認定審査会特別会計予算について	原案可決	適 当
議案第25号	令和3年度宿毛市介護保険事業特別会計予算について	原案可決	適 当
議案第26号	令和3年度宿毛市土地区画整理事業特別会計予算について	原案可決	適 当
議案第27号	令和3年度宿毛市後期高齢者医療特別会計予算について	原案可決	適 当
議案第28号	令和3年度宿毛市水道事業会計予算について	原案可決	適 当

令和3年3月15日

宿毛市議会議長 野々下 昌 文 殿

総務文教常任委員長 山 戸 寛

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	審査結果	理由
議案第35号	指定管理者制度導入に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	原案可決	適当
議案第36号	宿毛市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	適当
議案第37号	宿毛市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	原案可決	適当
議案第38号	公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	適当
議案第39号	宿毛市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	適当
議案第40号	宿毛市特別職の職員の給与並びに旅費に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	適当
議案第41号	宿毛市防災対策加速化基金条例の一部を改正する条例について	原案可決	適当
議案第42号	宿毛市立学校体育施設の使用料に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	適当
議案第43号	宿毛市教職員住宅管理条例の一部を改正する条例について	原案可決	適当
議案第44号	宿毛市スクールバスの住民利用に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	適当
議案第46号	宿毛市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	原案可決	適当
議案第47号	宿毛市立放課後児童クラブ施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	適当

議案第48号	宿毛市国民健康保険条例の一部を改正する条例について	原案可決	適当
議案第54号	宿毛市職員の給与の臨時特例に関する条例の廃止について	原案可決	適当
議案第55号	宿毛市振興計画（基本構想）について	原案可決	適当
議案第59号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について	原案可決	適当

令和3年3月16日

宿毛市議会議長 野々下 昌 文 殿

産業厚生常任委員長 山 上 庄 一

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	審査結果	理由
議案第29号	宿毛市ヤイト川可動堰管理基金条例の制定について	原案可決	適当
議案第30号	宿毛市健康サロンの設置及び管理に関する条例の制定について	原案可決	適当
議案第31号	宿毛市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について	原案可決	適当
議案第32号	宿毛市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について	原案可決	適当
議案第33号	宿毛市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について	原案可決	適当
議案第34号	宿毛市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について	原案可決	適当
議案第45号	宿毛市立保育所設置条例の一部を改正する条例について	原案可決	適当
議案第49号	宿毛市介護保険条例の一部を改正する条例について	原案可決	適当
議案第50号	宿毛市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	適当
議案第51号	宿毛市営地域振興住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	適当

議案第52号	宿毛市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	適当
議案第53号	宿毛市庁舎建設審議会条例の廃止について	原案可決	適当
議案第57号	和解及び損害賠償の額の決定について	原案可決	適当
議案第58号	字の区域及び名称の変更について	原案可決	適当

令和3年3月19日

宿毛市議会議長 野々下 昌 文 殿

総務文教常任委員長 山 戸 寛

陳情審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第143条第1項の規定により報告します。

記

受理番号	件 名	審査結果	意 見
第12号	選択的夫婦別姓の導入を求める陳情書	取下げ	

令和3年3月15日

宿毛市議会議長 野々下 昌 文 殿

総務文教常任委員長 山 戸 寛

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第111条の規定により申出ます。

記

- 1 事 件 (1) 総合計画の策定状況について  
(2) 行政機構の状況について  
(3) 財政の運営状況について  
(4) 公有財産の管理状況について  
(5) 市税等の徴収体制について  
(6) 地域防災計画について  
(7) 教育問題について
- 2 理 由 議案審査の参考とするため

令和3年3月16日

宿毛市議会議長 野々下 昌 文 殿

産業厚生常任委員長 山 上 庄 一

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第111条の規定により申出ます。

記

- 1 事 件
  - (1) 農林水産業の振興対策状況について
  - (2) 商工業の活性化対策状況について
  - (3) 観光産業の振興対策状況について
  - (4) 市道の管理状況について
  - (5) 環境、保健衛生の整備状況について
  - (6) 下水道事業の運営管理状況について
  - (7) 保育施設の管理状況について
  - (8) 介護保険制度について
- 2 理 由 議案審査の参考とするため

令和3年3月19日

宿毛市議会議長 野々下 昌 文 殿

議会運営委員長 寺 田 公 一

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第111条の規定により申出ます。

記

- 1 事 件 (1) 議会の運営に関する事項  
(2) 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項  
(3) 議長の諮問に関する事項
- 2 理 由 議会運営を効率的かつ円滑に行うため

一 般 質 問 通 告 表

令和3年第1回定例会

質問 順位	質問議員	質 問 の 要 旨
1	1 番 今城 隆君	<p>1 市庁舎高台へのアクセス道整備計画について（市長）</p> <p>(1) アクセス道冠水対策の現状と、今後の計画について</p> <p>2 自衛隊誘致問題について（市長）</p> <p>(1) 市民のオスプレイ反対署名提出における面談要請と市長の回答について</p> <p>(2) 足摺沖潜水艦事故について</p> <p>3 離島・中山間集落の訪問介護・看護サービス確保対策について（市長）</p> <p>(1) 国・県の補助制度活用と市の対策について</p> <p>4 水上飛行艇の可能性調査について（市長）</p> <p>(1) 調査報告について</p> <p>(2) 仕組みづくりと経済効果の見通しについて</p>
2	1 2 番 松浦英夫君	<p>1 宿毛変電所の高台移転について（市長）</p> <p>(1) 被害戸数について</p> <p>(2) 復旧期間について</p> <p>(3) 被害想定と危機管理について</p> <p>(4) 四国電力の考えについて</p> <p>(5) 四国電力への要望活動について</p> <p>2 防災対策について（市長）</p> <p>(1) 被災時の高台避難について</p> <p>(2) 片島地区の避難道について</p> <p>(3) コンサルタント業者の点検結果について</p> <p>(4) 避難道の点検と改善について</p> <p>(5) 貝塚から四季の丘への避難道の整備について</p> <p>3 市有財産の管理について（教育長）</p> <p>(1) 財産管理台帳への記載と管理について</p> <p>(2) 大島地区との契約と協議について</p>

3	10番 岡崎利久君	<p>1 荒瀬山森林公園の整備について（市長）</p> <p>(1) 現在までの整備状況について</p> <p>(2) 今回整備するようになった理由について</p> <p>(3) 早稲田大学が求めている内容について</p> <p>(4) 10年後の完成予想図について</p> <p>2 子育て支援について（市長）</p> <p>(1) 乳幼児健康診査について</p> <p>ア コロナ禍の中、どのように健診をおこなったのかについて</p> <p>イ 乳幼児健康診査の受診率について</p> <p>ウ 新生児の聴覚検査の実施状況について</p> <p>(2) 5歳児健康診査の導入について</p> <p>3 宿毛市公営住宅等再編計画について（市長）</p> <p>(1) 現地建替え（改良住宅の手代岡第1団地・手代岡第2団地）の現状について</p> <p>(2) 個別改善（公営住宅の師高瀬第2団地・東団地）の現状について</p> <p>(3) 用途廃止（公営住宅並びに改良住宅の16団地40棟133戸）の現状について</p> <p>(4) 今後の改良住宅（貝礎団地・正和団地）の取り組みについて</p> <p>(5) 今後の公営住宅の新規住宅建築について</p> <p>(6) 令和6年度以降の再編計画について</p>
4	8番 山上庄一君	<p>1 地元業者の公共事業への参加機会のあり方について（市長）</p> <p>(1) 新庁舎の工事監理について</p> <p>ア なぜ、市外大手設計業者単独の設計・監理にしたのか</p> <p>イ 地元設計業者との共同企業体という選択肢はなかったのか</p> <p>(2) 統合保育園の工事監理について</p> <p>ア 設計と監理は、どのようになるのか</p> <p>(3) 地元業者の育成について</p> <p>ア 育成をどのように考えているのか（具体的な方策を含めて）</p> <p>(4) 市内への経済的配慮について</p> <p>ア 市内にお金が流通する方策を含め、市内の経済をどのように認識しているのか</p>

4	8 番 山上庄一君	<p>2 都市計画マスタープラン（都市マス）の示すまちのあり方について（市長）</p> <p>(1) 市長は、どのような都市（まち）を造ってゆくつもりなのか</p> <p>ア 具体的に空間イメージは、どのようなまちであるのか</p> <p>(2) 昨年、河川による浸水エリアが公表されたが、浸水被害対策法等との関連について</p> <p>ア 都市マスに、浸水被害対策法等の主旨をどのように織り込んでいるのか</p> <p>イ 都市マスを受けて、立地適正化計画で居住誘導区域等の指定は考えているのか</p>
5	4 番 川田栄子君	<p>1 新型コロナウイルス遺伝子組み換えワクチンについて (市長)</p> <p>(1) 接種の目的について</p> <p>(2) 指定感染症について</p> <p>(3) ワクチンの安全性、有効性、副反応について</p> <p>(4) 3社以外の接種の選択について</p> <p>(5) 無症状者からの感染について</p> <p>(6) PCR検査について</p> <p>(7) 接種義務について</p> <p>(8) マスクや自粛の対策について</p> <p>2 マイナンバーカードについて（市長）</p> <p>(1) カードの交付率について</p> <p>(2) カードの利活用について</p> <p>(3) 電子証明書について</p> <p>(4) 健康保険証としての利用について</p> <p>(5) 個人情報漏洩について</p> <p>(6) 地域振興券について</p> <p>3 小中学校建設事業について（市長、教育長）</p> <p>(1) 設計のモニタリングについて</p> <p>(2) 維持管理計画について</p>

令和3年第1回宿毛市議会定例会議決結果一覧表

議 案

議案番号	件 名	議決月日	結 果
第 1 号	専決処分した事件の承認について	3月23日	承 認
第 2 号	教育長の任命につき同意を求めることについて	3月23日	同 意
第 3 号	監査委員の選任につき同意を求めることについて	3月23日	同 意
第 4 号	令和2年度宿毛市一般会計補正予算について	3月23日	原案可決
第 5 号	令和2年度宿毛市国民健康保険事業特別会計補正予算について	3月23日	原案可決
第 6 号	令和2年度宿毛市へき地診療事業特別会計補正予算について	3月23日	原案可決
第 7 号	令和2年度宿毛市定期船事業特別会計補正予算について	3月23日	原案可決
第 8 号	令和2年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計予算について	3月23日	原案可決
第 9 号	令和2年度宿毛市学校給食事業特別会計補正予算について	3月23日	原案可決
第10号	令和2年度宿毛市下水道事業特別会計補正予算について	3月23日	原案可決
第11号	令和2年度宿毛市国民宿舎運営事業特別会計補正予算について	3月23日	原案可決
第12号	令和2年度宿毛市介護保険事業特別会計補正予算について	3月23日	原案可決
第13号	令和2年度宿毛市土地区画整理事業特別会計補正予算について	3月23日	原案可決
第14号	令和2年度宿毛市後期高齢者医療特別会計補正予算について	3月23日	原案可決
第15号	令和2年度宿毛市水道事業会計補正予算について	3月23日	原案可決
第16号	令和3年度宿毛市一般会計予算について	3月23日	原案可決
第17号	令和3年度宿毛市国民健康保険事業特別会計予算について	3月23日	原案可決

第18号	令和3年度宿毛市へき地診療事業特別会計予算について	3月23日	原案可決
第19号	令和3年度宿毛市定期船事業特別会計予算について	3月23日	原案可決
第20号	令和3年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計予算について	3月23日	原案可決
第21号	令和3年度宿毛市学校給食事業特別会計予算について	3月23日	原案可決
第22号	令和3年度宿毛市下水道事業特別会計予算について	3月23日	原案可決
第23号	令和3年度宿毛市国民宿舎運営事業特別会計予算について	3月23日	原案可決
第24号	令和3年度幡多西部介護認定審査会特別会計予算について	3月23日	原案可決
第25号	令和3年度宿毛市介護保険事業特別会計予算について	3月23日	原案可決
第26号	令和3年度宿毛市土地区画整理事業特別会計予算について	3月23日	原案可決
第27号	令和3年度宿毛市後期高齢者医療特別会計予算について	3月23日	原案可決
第28号	令和3年度宿毛市水道事業会計予算について	3月23日	原案可決
第29号	宿毛市ヤイト川可動堰管理基金条例の制定について	3月23日	原案可決
第30号	宿毛市健康サロンの設置及び管理に関する条例の制定について	3月23日	原案可決
第31号	宿毛市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について	3月23日	原案可決
第32号	宿毛市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について	3月23日	原案可決
第33号	宿毛市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について	3月23日	原案可決

第34号	宿毛市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について	3月23日	原案可決
第35号	指定管理者制度導入に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	3月23日	原案可決
第36号	宿毛市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	3月23日	原案可決
第37号	宿毛市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	3月23日	原案可決
第38号	公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例について	3月23日	原案可決
第39号	宿毛市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について	3月23日	原案可決
第40号	宿毛市特別職の職員の給与並びに旅費に関する条例の一部を改正する条例について	3月23日	原案可決
第41号	宿毛市防災対策加速化基金条例の一部を改正する条例について	3月23日	原案可決
第42号	宿毛市立学校体育施設の使用料に関する条例の一部を改正する条例について	3月23日	原案可決
第43号	宿毛市教職員住宅管理条例の一部を改正する条例について	3月23日	原案可決
第44号	宿毛市スクールバスの住民利用に関する条例の一部を改正する条例について	3月23日	原案可決
第45号	宿毛市立保育所設置条例の一部を改正する条例について	3月23日	原案可決
第46号	宿毛市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	3月23日	原案可決
第47号	宿毛市立放課後児童クラブ施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	3月23日	原案可決
第48号	宿毛市国民健康保険条例の一部を改正する条例について	3月23日	原案可決
第49号	宿毛市介護保険条例の一部を改正する条例について	3月23日	原案可決
第50号	宿毛市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	3月23日	原案可決
第51号	宿毛市営地域振興住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	3月23日	原案可決

第52号	宿毛市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について	3月23日	原案可決
第53号	宿毛市庁舎建設審議会条例の廃止について	3月23日	原案可決
第54号	宿毛市職員の給与の臨時特例に関する条例の廃止について	3月23日	原案可決
第55号	宿毛市振興計画（基本構想）について	3月23日	原案可決
第56号	工事請負契約の締結について	3月 2日	原案可決
第57号	和解及び損害賠償の額の決定について	3月23日	原案可決
第58号	字の区域及び名称の変更について	3月23日	原案可決
第59号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について	3月23日	原案可決
第60号	宿毛市議会会議規則の一部を改正する規則について	3月23日	原案可決

陳 情

受理番号	件 名	議決月日	結 果
第 1 2 号	選択的夫婦別姓制度の導入を求める陳情書	3月23日	取り下げ